

# 平成25年3月那賀町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年3月6日（水）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	照原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 なし

欠 員 1名  
13番

会議録署名議員

8番 植北 英徳 9番 株田 茂

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託 センター準備室長	山本 賢明

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第3号 那賀町職員定数条例の一部改正について
- 議案第4号 那賀町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 那賀町情報公開条例の一部改正について
- 議案第6号 那賀町個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第7号 那賀町役場出張所設置条例の一部改正について
- 議案第8号 那賀町木頭交流センター条例の制定について
- 議案第9号 那賀町使用料条例の一部改正について
- 議案第10号 那賀町特定非営利活動促進法施行条例の制定について
- 議案第11号 那賀町税条例の一部改正について
- 議案第12号 那賀町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第13号 那賀町総合交流促進施設条例の一部改正について

- 議案第14号 那賀町総合交流ターミナル施設「四季美谷温泉」  
条例の一部改正について
- 議案第15号 那賀町簡易水道等条例の一部改正について
- 議案第16号 那賀町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理  
者の資格等に関する条例の制定について
- 議案第17号 那賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部  
改正について
- 議案第18号 那賀町営住宅条例の一部改正について
- 議案第19号 那賀町町道の構造の技術的基準を定める条例の制  
定について
- 議案第20号 那賀町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例  
の制定について
- 議案第21号 那賀町移動等円滑化のために必要な町道の構造に  
関する基準を定める条例の制定について
- 議案第22号 那賀町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技  
術的基準を定める条例の制定について
- 議案第23号 那賀町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第24号 那賀町営残土処理場条例の一部改正について
- 議案第25号 那賀町地域密着型サービスの事業の人員、設備及  
び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第26号 那賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の  
人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予  
防サービスに係る介護予防のための効果的な支援  
の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 議案第 27 号 那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 28 号 那賀町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 議案第 29 号 平成 24 年度那賀町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 30 号 平成 24 年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 31 号 平成 24 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 32 号 平成 24 年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 33 号 平成 24 年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 34 号 平成 25 年度那賀町一般会計予算について
- 議案第 35 号 平成 25 年度那賀町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 36 号 平成 25 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
- 議案第 37 号 平成 25 年度那賀町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 38 号 平成 25 年度那賀町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 39 号 平成 25 年度那賀町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 40 号 平成 25 年度那賀町集落排水事業特別会計予算について

- 議案第41号 平成25年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計  
予算について
- 議案第42号 平成25年度那賀町財産区事業特別会計予算につ  
いて
- 議案第43号 平成25年度那賀町立上那賀病院事業会計予算に  
ついて
- 議案第44号 平成25年度那賀町工業用水道事業会計予算につ  
いて
- 議案第45号 那賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第46号 那賀町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第47号 那賀町森林総合利用施設相生森林文化公園あいあ  
いらんどの指定管理者の指定について
- 議案第48号 那賀町木頭高齢者生活福祉センターの指定管理者  
の指定について
- 議案第49号 那賀町木頭図書館の指定管理者の指定について
- 議案第50号 那賀町鷺敷B & G海洋センターの指定管理者の指  
定について
- 議案第51号 財産の取得について
- 日程第4 同意第1号 那賀町副町長の選任について
- 同意第2号 那賀町教育委員会委員の任命について
- 同意第3号 那賀町教育委員会委員の任命について

日程第5	報告第1号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
	報告第2号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
	報告第3号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
	報告第4号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
日程第6	請願第1号	核兵器禁止条約の締結交渉開始を求める意見書の提出に関する請願書
	陳情第1号	違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○大澤夫左二議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。

ただいまから、平成25年3月那賀町議会定例会を開会いたします。

午前10時00分 開議

○大澤夫左二議長 これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から、2月に実施された例月出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告書が提出されましたので、御報告をいたします。

次に、徳島県町村議会議長会定期総会が、去る2月28日自治会館で開催され、冒頭、自治功労者並びに優良町村議会の表彰式が行われました。その席上、町村議会議員15年以上在職功労者として、前耕造議員が全国町村議会議長会会長表彰を受賞されました。また、町村議会議員11年以上在職功労者として、植北英徳議員が徳島県町村議会議長会会長表彰を受賞されましたので御報告いたします。

次に、町長から、お手元に配布のとおり議案等の提出通知がありましたので、報告をいたします。

報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において植北英徳君、株田茂君の2名を指名いたします。

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間と決定いたしました。

日程第3、議案第3号「那賀町職員定数条例の一部改正について」から、議案第51号「財産の取得について」までの49件を議題といたします。

以上49件について、町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 那賀町長、坂口博文君。

○坂口博文町長 おはようございます。

本日、ここに平成25年3月那賀町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

私の2期目も折り返し点となりまして、お約束の案件であります木材の安定供給と需要の拡大による林業活性化と雇用の拡大につきましては、森林管理受託センター準備室において推進しておりますが、木材の供給は公有林を含めてある程度の供給は可能であります。林業従事者の不足が課題となっております。今後、全国規模で公募を行うなど、林業従事者の確保が必要であり、先に議員からも御提案いただいたように、那賀町に住んでいただく有利性をもPRしながら、ホームページを含めてパンフ等の作成を本

年度に検討・作成を進めてまいりたいと思っております。また、新規林業就業者支援につきましては、国の支援策が詳細になり次第、町として就農支援給付金と同様な支援方法をとるべきかどうかとも検討してまいりたいと思っております。

なお、現在、国土交通省で進めています吉野地区堆積土砂捨場の活用につきましては、平成24年度特定地域再生事業の採択を受け、特定地域再生計画を策定し、両バイオプラントの移転に併せてチップ・木粉等の前処理工場等を集積し、林業拠点産業団地として、また雇用の場として活用してまいりたいと思っております。なお、地域の皆様方には、第1回のこの再生計画の策定委員会の後に、改めて地元の説明会を開催させていただきよう、計画をいたしております。

そして、雇用の確保に併せて、定住住宅の整備につきましては、那賀町産木材を活用し家賃で返済していただく住宅について、本年度は鷺敷地区に4棟建設を計画いたしております。場所は旧鷺敷保育園跡地を活用したいと思っております。今後、阿井保育園跡地またアイヴィレッジ等の町有地の活用を検討してまいりたいと思っております。

次に、救急体制につきましては、本年度7名の新規職員を採用し、消防本部と上流救急隊と人事交流も併せて連携を密にし、消防・救急の充実を図るため、本年度からデジタル通信施設調査、救急車両購入等の準備を進め、平成26年度より海部消防組合から那賀町消防本部として独立した体制整備を図ってまいります。

また、今回、国の平成24年度大型補正予算も可決成立し、地方に対しても臨時交付金制度を含め、安全・安心な地域づくり交付金等により平成25年度予算と併せて公共工事の確保は可能となりましたが、那賀町におきましても社会保障費の増大は、先の12月議会でも申し上げましたように、医療・介護を含めると約40億円規模になっております。財政が好転したとはいえ、国・県の財政状況からしても、今後においても厳しい状況下は変わらないと思っております。

そうした中で、平成25年度予算は、道路・林道開設・公共施設、特に庁舎の耐震改修又は新築事業等のハード事業に併せて、鳥獣害対策のための大型檻<sup>おり</sup>による有害駆除、森林管理受託センター準備室の充実、農作業支援事業と地域おこし協力隊の募集、子育て支援事業の充実、高齢者生活状況確認事業に併せた買い物支援等、ソフト事業も含めたまちづくりを一層推進してまいります。

なお、昨年9月議会において古野議員さんより御質問のありました「外国資本による土地、特に山林の買収制限について条例制定等に対応すべきでは。」との御質問がありました。その件につきましては、これまで県とも対応を協議してまいりました結果、「徳島県豊かな森林を守る条例」を策定する方向で、去る3月4日、この3月4日でございます。第1回の検討委員会が開催されました。この条例は、森林所有者の責務の明確化、公有林化の推進、無秩序な開発防止を基本に制定することになりましたので、町独自の条例は、その後において議会の皆様方と共に協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

また、同日徳島県医療対策協議会が開催され、その場において、平成21年度から平成25年度までの97億円により1次・2次「徳島県地域医療再生計画」に引き続き、新たに国の追加額、全国で500億円と聞いております。それぞれ各県には15億円ぐらいになるのではないかと聞いておりますが、それを受け、県下全域の医療の



適正化に向けた計画策定が行われることになり、そしてその協議会ののちに、医師派遣調整部会等において、那賀町の医師数については昨年同様の医師数が確保されてきました。

次に、国道195号線出合バイパスの橋りょう工事につきましては、継続事業として、4年の継続事業として約27億円が確定し、上部工につきましては平成25年度から製作に着工予定と聞いております。また海川堆積土砂の除去、宮ヶ谷移転補償費等、補正分で約10億円の予算が確定していると報告を受けております。これは南部総合県民局那賀庁舎管内の補正分の事業費でございます。

それからまた、今朝ほどからも報道されておりますオスプレイの訓練ルート、オレンジルートの件でございますが、この件につきましては県からもいろいろとその対応策を、連携を密にしているところでございますが、那賀町といたしましても、関係する場所と言えば旧木頭の北川と高知県の境付近がルートになるのではないかと、町としても想定をいたしております。本日11時30分から、南部総合県民局でもそれに対応する連絡協議会、対策協議会になろうかと思っておりますが、それに町としても担当者が出席をすることにいたしております。この対応につきましては、まず安全ということを第一に町としても対応してまいりたいと思っておりますし、地域の皆さん方の御報告もお願いするよう指示を、連絡体制を整えております。

以上、御報告を申し上げ、平成25年度町政執行におきましても、議会の皆様方の御協力をお願い申し上げ、3月定例議会の提案理由の御説明をさせていただきます。

3月定例会に提案いたします案件は、条例の制定10件・条例の一部改正16件・過疎地域自立促進計画の変更1件・那賀町辺地に係る総合整備計画の変更1件・指定管理者の指定4件・平成24年度補正予算5件・平成25年度当初予算11件・財産の取得について1件及び人事同意案件3件の、合わせて52件について御審議いただくものでございます。その他専決処分の報告が4件ございます。

以下、議事日程の議案番号順に御説明を申し上げます。

まず、議案第3号は「那賀町職員定数条例の一部改正について」であります。町長部局では海部消防組合の独立などによる消防職員等の増員に対応するために、また教育委員会部局は、実際の職員配置に合わせて職員定数を減少させるものです。

議案第4号は「那賀町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。これは、55歳以降の昇給停止、看護師の夜間勤務手当の改正等であります。

議案第5号は「那賀町情報公開条例の一部改正について」であります。これは、国の法律の改正に従って、条例の字句を訂正するものです。

議案第6号は「那賀町個人情報保護条例の一部改正について」であります。これも、国の法律の改正に伴う条例改正であります。

議案第7号は「那賀町役場出張所設置条例の一部改正について」であります。同条例から「海川出張所」の項を削るものです。

議案第8号は「那賀町木頭交流センター条例の制定について」であります。町が本年度に購入した旧出原詰所職員寮を「那賀町木頭交流センター」として活用するための条例制定であります。

議案第9号は「那賀町使用料条例の一部改正について」であります。前号の施設の

設置に伴い、使用料を規定するものです。

議案第10号は「那賀町特定非営利活動促進法施行条例の制定について」であります。

議案第11号は「那賀町税条例の一部改正について」であります。これは住民税や固定資産税に係る前納報奨金を廃止するものです。

議案第12号は「那賀町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」であります。これは、同対策本部を設置するために必要な条例を制定するものであります。

議案第13号は「那賀町総合交流促進施設条例の一部改正について」であります。もみじ川温泉の利用料の上限額や、入浴料の無料範囲などの改正を行うものです。

議案第14号は「那賀町総合交流ターミナル施設「四季美谷温泉」条例の一部改正について」であります。宿泊料の上限額の改定を行うものです。

議案第15号は「那賀町簡易水道等条例の一部改正について」であります。簡易水道料金の改定が主な内容となっています。

次の議案第16号から議案第22号までの条例の制定や改正については、国の法律改正により義務付け・枠付けの見直しが法制化され、国の基準が県や市町村の条例に委任されることになり、そのための条例改正であります。

議案第16号の「那賀町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について」から、議案第22号の「那賀町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」までの議案については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「一括法」の施行に伴い、従来の義務付け・枠付けの見直しが法制化され、国の基準が県や市町村の条例に委任されることとなったため、今回条例の制定・改正を行うものであります。

議案第23号は「那賀町道路占用料徴収条例の一部改正について」であります。これは、政令の改正に伴う条例の改正であります。

議案第24号は「那賀町営残土処理場条例の一部改正について」であります。これは、同条例に「上<sup>か</sup>ミ立石<sup>み</sup>残土<sup>たていし</sup>処理場」を加えるものであります。

議案第25号「那賀町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第26号「那賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」の2議案についても、先に述べた一括法の関係による条例の制定であります。

議案第27号「那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部改正について」及び議案第28号「那賀町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」の2議案は、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称が変わったための条例改正であります。

議案第29号は「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第6号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,192,373千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,803,410千円とするものです。

歳出の主なものは、総務費では積立金5億円のほか、木沢地区で生活拠点施設建築

事業など、総額570,339千円を増額しました。農林水産業費では国土調査費、道整備交付金事業費など403,562千円を増額しました。土木費では、社会資本整備総合交付金事業費など187,447千円を増額いたしました。

財源は、地方交付税493,107千円のほか、国県支出金などを充当いたしました。

繰越明許費として、平成24年度町単独本庁舎改修及び増築工事費、道整備交付金事業費、社会資本整備総合交付金事業費など、総額で1,818,877千円が平成25年度に繰り越されます。

地方債補正として、過疎対策事業債などの限度額を変更いたします。

議案第30号は「平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ6,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,393,844千円とするものです。

歳出の主なものは、保険給付費の追加などによるものです。財源は、繰越金を同額充当いたしました。

議案第31号は「平成24年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ254千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ465,942千円とするものです。

これは、木沢及び木頭診療所の施設管理費を減額したためです。

議案第32号は「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,745千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,939千円とするものです。

歳出の主なものは、支障移転工事費などCATV事業費の追加によるものです。財源は、事業収入を同額充当いたしました。

議案第33号は「平成24年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算（第1号）について」であります。収益的収入及び支出を9,910千円減額するものです。

議案第34号は「平成25年度那賀町一般会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比2.5%減少の9,242,000千円と定めるものです。

歳出の前年度と比較しますと、総務費では、昨年度は役場本庁舎耐震工事費などを計上していた関係で、約255,000千円の減少となっています。衛生費では、有害鳥獣捕獲委託料や、クリーンセンター関係の調査や計画に要する経費の増加などで約123,000千円の増加となっています。土木費では社会資本整備総合交付金事業費の増加などで約119,000千円の増加となっています。また、公債費は償還金の減少で約183,000千円の減少となっています。その他の科目は、微減又は微増となっております。

財源としては町税879,253千円、地方交付税4,900,000千円、使用料及び手数料231,757千円、国庫支出金520,923千円、県支出金993,497千円、繰入金431,219千円、町債867,500千円などを充当いたしました。

第2表では、クリーンセンター整備に伴う生活環境影響調査費として、平成25年度から平成26年度までの債務負担行為として、24,444千円を計上いたしました。

また、第3表 地方債では、過疎対策事業債などの借入年度額を定めております。

議案第35号は「平成25年度那賀町国民健康保険事業特別会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額を、対前年度比14.2%減少の1,173,816千円と定めるものです。歳出の前年度と比較しますと、保険給付費が20,607千円の減少、共同事業拠出金が130,899千円の減少となっています。

議案第36号は「平成25年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額を、対前年度比3.1%増加の464,885千円と定めるものです。歳出の前年度と比較しますと、総務費は23,971千円の増加、医業費が9,509千円の減少、公債費も647千円の減少となっています。

議案第37号は「平成25年度那賀町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額を、対前年度比2.6%減少の156,067千円と定めるものです。歳出は広域連合納付金が前年度より4,203千円の減少となっています。

議案第38号は「平成25年度那賀町介護保険事業特別会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額を、対前年度比4.9%増加の1,615,000千円と定めるものです。歳出を前年度と比較しますと、保険給付費が88,500千円の増加となっています。

議案第39号は「平成25年度那賀町簡易水道事業特別会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額を、対前年度比4.6%増加の133,240千円と定めるものであります。

議案第40号は「平成25年度那賀町集落排水事業特別会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額を、対前年度比2.4%減少の134,586千円と定めるものです。

議案第41号は「平成25年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額を、対前年度比1.2%減少の105,246千円と定めるものです。

議案第42号は「平成25年度那賀町財産区事業特別会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額を、前年度と同額の446千円と定めるものであります。

議案第43号は「平成25年度那賀町立上那賀病院事業会計予算について」であります。収益的収入及び支出は、昨年度とほぼ同額の635,730千円、資本的収入52,190千円、資本的支出52,692千円と定めるものです。

議案第44号は「平成25年度那賀町工業用水道事業会計予算について」であります。収益的収入及び支出は、昨年度とほぼ同額の29,938千円、資本的収入0、資本的支出15,421千円と定めるものです。

議案第45号は「那賀町過疎地域自立促進計画の変更について」、議案第46号は「那賀町辺地に係る総合整備計画の変更について」であります。これらは現在の計画に事業の追加・変更を行うものです。

議案第47号から第50号は、各施設の「指定管理者の指定について」であります。議案第47号は「那賀町森林総合利用施設相生森林文化公園あいあいらんどについて」、議案第48号は「那賀町木頭高齢者生活福祉センターについて」、議案第49号は「那賀町木頭図書館について」、議案第50号は「那賀町鷺敷B&G海洋センターについ

て」、それぞれ那賀町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものです。

議案第51号は「財産の取得について」であります。上那賀地区において町が山林を購入するに当たり、契約の承認をお願いするものであります。

以上、上程いたしました議案49件につきまして御審議いただき、全議案とも御承認を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

どうかよろしくお願いをいたします。

○大澤夫左二議長 提案理由の説明が済みました。

この際、議事日程の都合により休憩といたします。

午前10時30分 休憩

午後03時55分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

これより議案第3号から議案第51号までの一括質疑を行います。

なお、これらの議案は各常任委員会へ付託の予定となっておりますので、所管分以外の議案について、できるだけ理事者への質疑等を行っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

質疑のある方は、どなたからでもどうぞ。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 それでは、質疑をさせていただきたいと思ひます。

最初に、町長の所信表明でオスプレイの件がお話しされたのですが、その中身というのですか、県の対策協議会みたいなところに職員を派遣したとか、町内、町の職員の方で見た場合のそういった連絡とか、そういったことであったかと思ひますが、地元と言うのか、このオレンジルートにかかるところの地元で、今日から明日・明後日と3日間の中で低空飛行訓練をすることになっておるのですけれども、もう少し町として、住民の生活・命・財産を守る立場から、このオスプレイの飛行訓練については、厳しく抗議をするというような、もう1つ意志がなかったかと思ひのですけれども、徳島県の方では、国に対してそういった中止の要請をしたりとかいうことも報道されております。

那賀町として、国に対してそういった訓練をしないようにということを言うと、またアメリカ大使館にもそういったことで意見を言うと・・・。

(福永泰明議員「議長、これって一般質問だろう、これ。」と呼ぶ)

○大澤夫左二議長 議案にね、説明のあることをね。

○新居敏弘議員 所信表明については、あかんの。

(何ごとか呼ぶ者多し)

○大澤夫左二議長 この議案についての質疑なので。

○新居敏弘議員 分かりました。そういうことで、先にそういったことを要望しておきたいと思ひます。

それでは、議案第15号について「那賀町簡易水道等条例の一部改正について」なのですけれども、簡易水道、いろんな数が各地域にあるわけなのですけれども、今回は

この2か所の料金の変更なのですけれども、1か所は値上げになっております。1か所は値下げということでいいのですけれども、値上げになるようなところについての地元の理解というのか、そういったことについてはどのようになっているのでしょうか。

○**樫本正史環境課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 樫本環境課長

○**樫本正史環境課長** 今回議案として出させていただいた分で、木頭簡易水道事業の方が値上げとなっております。10m<sup>3</sup>750円・1m<sup>3</sup>増すごとに75円だったものが、10m<sup>3</sup>1,000円・1m<sup>3</sup>増すごとに100円ということで。

実は木頭簡易水道は、平成23年4月1日以前は10m<sup>3</sup>500円・1m<sup>3</sup>増すごとに50円だったのでございます。それを平成23年4月1日から25円上げたということです。そのときに、あと2年後にはこの現在の、値上げさせていただいた10m<sup>3</sup>1,000円・1m<sup>3</sup>ごとに100円ということにさせていただくぞというような話もしておると聞いております。木頭支所の方でやっていただきました。

予算のときにも申し上げたように、大変老朽化しておりますので、その補修に充てる自主財源として使用料を上げるということで、住民の方には納得していただいております。

○**新居敏弘議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 新居君。

○**新居敏弘議員** 住民の方には納得していただいているということなのでいいかと思うのですけれども、いろんなほかの簡易水道がありますけれども、もうこれなかなか将来的に1つについていうことはなかなかね、できんかと思うのですけれども、やはりある程度バランスをとろうと思ったら、もうちょっと値下げを、基本料金なんかは値下げをしてもいいのではないかと。なかなかこれ10tまで1,000円ということなので、なかなか10t使わんとくころも、1人の世帯だったらそういったこともあるということで、基本料金は値下げをした方がバランス的にいいのではないかと思うので、またそういったことで今後検討していただきたいというふうに思います。

それともう1つ、平成25年度那賀町一般会計予算の101ページなのですけれども、「危険廃屋解体支援事業」についてちょっとお聞きしたいのですけれども、これ具体的にどういった場合にこういった事業ができるのか。今回600千円の予算ですけれども、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○**西本安廣地域防災課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 西本地域防災課長。

○**西本安廣地域防災課長** それでは、新居議員さんの御質疑にお答えいたします。

本年から、そういった国なりの補助、そういったものが付いてくるであろうというような状況もありましてですね、特に内容についてはまだ十分、要綱は作っていきよる途中なのですが、最終的には危険を伴う、老朽化しておる、密集した中で家屋が老朽化しておる、けどこれどうにか住民さんとしては十分な対応がきかないという状況下の中で、そのまま放置したら危険を伴う、特に道路ぶちとか密集の家の近くとか、そういった状況下の家屋を支援する、そういった事業です。どこまでそれが見られるかというのもやはり微妙なところがあるので、十分精査して事業は進めたいと考えております。

(何ごとか呼ぶ者あり)

単独で1軒屋というのは、離れのところに1軒あって老朽化しておる分については、そこまでは見えないので、特に集合住宅ですかね、集団でかたまつた住宅、そういったところに建っておる建物についてはそういった対応で支援できたらと思います。

以上です。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 そうしたら、個人の持ち主なので、個人に対する支援という形になるのやね。本来ならそれは個人が改修したり除去したりということなのだろうけど、それに対しての補助ということで、非常に運用が難しいとは思うのですけれども、もうほんまに廃屋になっておったりして、いろんなこういった道路のはたでもこれが潰れたら歩いている人に危険が及ぶとか、瓦が落ちかけて危ないというようなところがあちこちあるかと思うのですけれども、こういった個人に対する支援なので、運用の方で十分何していただきたいと思います。

はい、以上です。先ほどは失礼しました。

○大澤夫左二議長 ほかの方。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 82ページ・83ページの、この小水力発電事業化可能性調査1, 000千円、それから上那賀病院太陽光発電設置事業、これが2, 000千円と事業費に対して21, 420千円予算化されているわけですが、今地球温暖化対策とかそれから節電とかいう意味で、大変いい企画ではないかと思っておりますが、これって上那賀病院に付ける場合に、どんな、どのぐらいの規模で、例えばソーラーを付けると売電にもなるとかいうのですけれども、どんなメリットがあるのかちょっとお聞かせ願えますか。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 まず1点目の小水力発電事業化可能性調査の1, 000千円ですけれど、それは今現在相生の請ノ谷西納地区でやっております、それとはまた別に新たな小水力の可能地点を探ろうということで、新たに委託料として1, 000千円計上しております。

それと上那賀病院につきましては、10kWの太陽光発電を考えています。それで、災害時は当然医療を動かす機械、発電というのは当然上那賀病院に発電施設、発電機を持っているようなので、それはそちらの方に任せて、この分は待合室とか事務室の電灯とか、そういう、医療に直接関係ないのですけれど、そういう電灯とかそういうものに使いたいということで、10kWというのを見ています。

それで、蓄電池も15kWhというのを用意してございます。それで、例えばその15kWhでどれだけいけるのかというと、例えばですけれど、普通の蛍光灯で66Wのもの2台使用した場合、2台で12時間使用した場合、それにさらに無線機器のプリンター110Wのものを1台12時間使用するとか、放送システムのアンプ25Wのも

のを1台6時間使用するとか、夜間照明の電灯260Wのものを2台使用するとかという、そういうようなのを合計して、液晶テレビ1台6時間とか、それぐらいはその15kWhの蓄電池でね、十分対応できるという、そういう設備でございます。

それで、通常は当然売電するまでいかないの、当然そこで使う分になると思います。ほなけん、当然使用電氣量が減るということになってこようかと思ひます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 取りあえず、何かあった場合はこれで賄えるということですね。

(森久男林業振興課長「はい。」と呼ぶ)

ほやけん売電は、それほどは期待できないと、そういう話やね。

(森久男林業振興課長「はい。」と呼ぶ)

はい。今ちょうど、今言ったように四国電力の電氣料も上がるとかいう話なので、本当に頑張っていたきたいと思ひます、はい。

○大澤夫左二議長 質疑があれば続けてください。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 3点ほど質疑させていただきます。町長が席を立たれておるようすけれども、あとにしましょうか。よろしいですか。

議案第34号の82ページのところで、バイオマスタウン事業費の中で前処理センター事業化詳細FS調査ということで予算を計上されております。さっき、これまたひんしゆくを買うかも分かりませんが、最初におっしゃっておった説明いただいた中で、吉野地区の件も説明に入っておって、この分もそれに絡むかなと感じながらこの予算書を見せていただいたのです。

その中で、一昨年に予算を流しておって、吉野地区の事業が途中で今は止まっておるという状況の中でこの調査費を計上されておりますけれど、最終的にこの調査費を入れて、いつこの吉野の分も含めて、私はこの今年の補正と当初の分で吉野の完了までになるだけの予算措置がなるかなと、この分と合わせて、思っておったのですが、この分だけしか出ていなかったという、この全体の中の形というのが全く見えてこんので、これをこの予算に絡んで御説明をいただけますか。分かるような形で御説明をいただきましたら。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 冒頭、所信のところでもお話もさせていただきましたし、今の82ページの委託料で前処理センター事業化詳細FS調査という委託料の件も含めてでございますが、吉野地区の前が今の森林組合以外と、それから下の方に小径木の加工場がございます。あそこをのけまして、川手側の方だけをこの平成25年中に土砂で計画高まで埋めていただくということにしております。運転免許の教習所があったと思うのですが、茶畑、あそこを含めてでございますが、そこに一応そういった埋立地の広場を作ってください、それによってバイオマスの両プラントが、総分離のプラントは平成25年度まで、BTLは平成26年度までなのです。そのプラントをそちらの



方に、川手側の方に移設をしたいと考えております。

そういったことで、それに併せてやはり木粉とかチップ、製造の機械をそこに一緒に持っていこうということにいたしております。この、そういったこの委託料につきましては、まあ言うたらそれらのこれからの調査をしていくという委託料でございまして、一応設置をするのは恐らく平成25年度・平成26年度からになるかと思います。

(古野司議員「今ある既存施設の立ち退きの補償、移転補償費が前に予算計上されておいて、執行できなくて流しておいた経緯があった(聴取不能)それも一緒に込みで出てくるのかなと思っておいたら、それが表に(聴取不能)」等と呼ぶ)

それは、その分については、今までも県ともいろいろとお話もさせていただきよったのですが、やはり補助事業の絡みということがあって、平成29年度まで移転ができないというのが普通なのです。

そこで、一応抜ける方法としてあるのが、地域再生計画を立てれば無条件でそちらの再生法が優先しますので、無条件で取壊しなり移設ができるということで、地域再生計画というのを計画する予定にしておいたのですが、国の方の予算で特に特定地域再生計画のお金が余っておるよということで、平成24年度に10百万円、これを申請したわけです。この10百万円の国の100%の事業ですが、この特定地域再生計画によって、それをその計画の中に入れてたいと思っています。吉野地区全体のいろいろな、そこにバイオも含めた、前処理工場も含めた、また先ほど担当課長からも申し上げましたが、6次産業化のことも含めて、あの一帯をそういう形にこの事業で計画書を今年作りたいということでございます。それによって進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、続きまして91ページの、これは商工費ですから、私、総務文教の関係ですから直接よろしいですね。今これお聞きさせていただいて。

町有林の台帳整備をされるというふうにさっき御説明をいただきました。森林組合に委託をされるということだったのですが、これ総務課とかぶらないようにするというような説明、補足が付いたのです。以前に、総務課長には代表監査委員と共に、早いうちに台帳を整備するようということをお願いをしておったのですが、これ総務課の方と同じ町有林の台帳を作っていく中で、かぶらないようにするというのはどういう意味なのか。逆に整備が済めば、同じ財産に関してはかぶって当然というふうな感じを受けておるので、このお言葉の意味が私は十分理解できないので、御説明をお願いします。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 町有林の台帳については、古野議員さんがおっしゃったように、総務課の方でそういうシステムを組んでしておりますが、今回森林組合に委託して緊急雇用で実施するという分につきましては、それ聞いている分では樹高とか、上物の木の本数とか樹高とかその価値とか、そういったものを調査して、そういうものの測量、樹高とか胸高直径での収穫に必要な資源量の調査とか、そういったデータ

収集を行うと。それで、町有林の台帳にその上の町有林の価値あたりを調査して、台帳整備を行うということで聞いております。

(古野司議員「土地でなく。」と呼ぶ)

土地でなくその上物、木とかの、その木とかの立木の価値ですね。そこら辺の本数とか太さとか、そういったものを測量調査するということです。

○古野司議員 はい、分かりました。議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 それでは、最後に議案第47号、御本人おいでるので御説明いただけたらと思うのですが、あいあいらんの指定管理についてでございます。お話、先ほど御説明をお伺いしますと、公募において町内で公募されると。公募において2者があって、その中からもみじ川温泉が指定管理をするようになったというふうなことでございますが、それをまたお聞きをしてみますと、地域のいろいろの方々から意見聴取が事前にあったと。その中から、大きな公園であるので、町内だけの公募でなく全県下的であったり全国的な公募をしたらどうかというふうな意見もあったという話の中ですが、まず町内だけで公募されたというふうなこと、なぜまずそこで町内だけで公募ということになったかがまず1点。

それと、その次に先も第3セクターであったアイエフが指定管理をされておったということだったのですが、今回もまた同じようにもみじ川温泉という、町内のというか第3セクターの企業が指定管理をされるというふうな形になりましたが、これはどうして2者あったうちのもう1者、どこかは私もそれは聞いておらんので分かりませんが、そこが駄目になって第3セクターであるもみじ川温泉が受けるようになったのかというふうなこと。

心配は、これから町の職員に近い状況に第3セクターがまたして、特にもみじ川温泉を経営されておるところで同時に運営されたら、直営に近い状況になるのではないか。町費の投入がこれからどんどんどんどん増えていって、大きな採算独立というふうなことに逆の方向に向かうのではないかというような心配があるのですが、それに対する指定管理を受けられたということを含めての御説明をいただきたいと思います。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 まず町内で募集したという理由なのですが、まずアイエフが林業に重点を置きたいというような会社の考えもあって、指定管理から引きたいと。それから、そのあと鎌瀬の集落、地元の鎌瀬の集落に相談したのです。まず地元の集落でちょうどそういう動ける人もおいでるので、地元の集落でやってもらえんかという話を、集まってもらって私から持っていきました。そういうことで話はしたのですが、それはできないと、無理だということで、そのあと地元の鎌瀬集落から要望がありまして、町の直営でやってくれと、そういう要望がありました。町の直営では無理ということで話しまして、それであれば直営に近い第3セクター、一番近いもみじ川温泉になるわけなのですが、そういう直営に近いところでやってくれと。と言いますのは、地元の意見はそういうトラブルをできるだけ、今まで鎌瀬の集落の方とのトラブルも若干あったようなこともありまして、町であれば話もしやすいしトラブルの解決

も一番図りやすいということで、そういう要望がありまして、そういうこともあって、それからもみじ川温泉の経営も考えながら、公募に応募したということです。

それで、選定については課長から。その選定の内容については、私は意見は出しておりませんので、それは課長から答えてもらいたいと思います。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 選定につきましては、副町長さんは会社の社長でもありますので選定委員会での意見は出ておりませんので、私の方から御説明させていただきます。

選定委員会を開催しまして、その中での意見の中では、やはり古野議員さんおっしゃったように、四季美谷温泉さんのファガスの森とか山の家についても第3セクターが管理するということになりましたので、そこでもみじ川温泉とかも第3セクターになればやはり、第3セクターと言っても町がある程度入っているところなので、もっと民間活力の導入を図った方がいいのではないかなという意見は、当然ありました。

それから、やはり一番、選定委員会の中では、やはり地元との連携というか、そういったことがもみじ川温泉であればやはり地元との連携とか、美術館とかもみじ川温泉自体、その辺り一帯を連携してできるのでないかということと、あと経営についてもアイエフさんとかは林業が主で、観光的な部分は余り、ノウハウが少なかったと思うのです。管理とかそんなものについては、もみじ川温泉よりも即人も使えるのでよかったです。管理とかそんなものについては、もみじ川温泉よりも即人も使えるのでよかったです。管理とかそんなものについては、もみじ川温泉よりも即人も使えるのでよかったです。管理とかそんなものについては、もみじ川温泉よりも即人も使えるのでよかったです。

今後については、もみじ川温泉と美術館・あいあいらんどを、周辺一帯的に連携を図って管理していけば収益も上がるのではないかと。アイエフさんが管理しているときは、収益がかなり落ち込んでいました。1,600千円ぐらいまで落ち込んでいましたので、そういったところについてもっと経営改善が図れるのではないかとということで、最終的に総合的に判断した中で、もみじ川温泉を選定したということでございます。

(古野司議員「以上です。」と呼ぶ)

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 質疑をさせていただきます。

まず議案第10号ですけども、特定非営利活動促進法施行というのが、これNPO法人法でしょうけれども、那賀町でも条例が出てきましたが、この那賀町でできた狙いというかですね、いきさつも含めてまずちょっと、先ほども聞いたのですけれども、もう一度ちょっと詳しくお願いします。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 特定非営利に関しましては、県の権限委譲ということから権限移譲しませんかという形の中で町に依頼があって、町としては那賀町に4か所ぐらいのNPOがあるのですが、それについての事務量的にもさほど大きな話でないと、それと地域に非常に密着した形の中のNPOの実態把握というのはやはり町村がしや

すいのじゃなかろうかということで、町としては権限委譲を受けるということになっております。

ですから、そういう形の中で町はこの部分を受けたということです。ですから、それに伴う条例制定とういうことです。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、これはその県との流れの中での条例制定ということだろうと思えますけれども、今、既に4つあるということでお聞きしたのですが、そのうちの数法人はですね、私自身も少し関わりがあってですね、いろいろ話をしているとですね、これが株式会社である企業だとか個人事業主である営利企業との、この町ですね、このNPO法人に対する関わりというか、関わり方がほとんど変わらないのではないかというような印象を受けたそうなのです。

詳しく言うとですね、営利法人だからそれはそちらだけで何とかこの経営もやってもらいたいとかいうような話もあったりはするのですが、NPOであればですね、そのやっていることは非営利でやっていることであって、町のためになることもたくさんやっているところもあるのですが、なかなかそこが理解してもらえずにですね、町との関わりがうまくいかないというような訴えを聞くことが多いのです。

この条例を制定するに当たってですね、そういった関係をもう少し改善していただくとところまで考えていただけるかどうかというのを、もう一度ちょっとお願いいたします。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 NPO法人に関しましては、基本非営利という形の中で事業を実施するということはありますが、別に営利を目的として事業を実施していただいても、届け出すれば可能なのです。その利益をもって非営利活動をしていただくということが可能なので、町としてはそれぞれの活動の中で状況を、NPOからの話をいただいて、やはりそれが町として補助をしていく、委託をしていくっていう、支援をしていくというのは、個々の事例に基づいてそれぞれ判断をさせていただかないと、NPOやから非営利やから必ず補助していくということはできないと。飽くまで非営利であろうとも営利を目的に活動することも可能であるということは理解をしていただきたいと思います。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、立ち位置は分かりましたけれども、ただしですね、これからはもう市民との協働だとか民間とのですね、切磋琢磨せつさくたくまも含めてですね、町はまちづくりにおいて協力関係をどんどん広げていかなければいけないと思いますので、その辺り、もうどんどんオープンにですね、していった協力関係をもっと結んでいただけるような取組を行っていただきたいなと強く思います。

続きましてですね、予算の方に入りますが、ちょっとお待ちいただけますか。

○柏木岳議員 すみません。平成25年度予算の85ページのですね、木材利用推進住

宅費なのですが、昨年、昨年というか今年ですね、延野の方に4戸、最終的には払い下げられる予定の公営住宅ができましたけれども、現在4戸中3戸が入居いただいているというところに関して、1戸残っているような状況です。これについてですね、入居の見込みがあるのかどうかという点、それとそこまでに至ったですね、かなり応募が殺到したとかいうことの状態も含めて御説明をお願いします。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 大原住宅の件について4戸を募集しまして、最初3人応募がありまして3戸埋まりました。それで再度募集しまして、2組から応募がありまして、抽選の結果1名決まっております。それで今現在はもう4戸全部入居の状況でございます。

以上です。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ありがとうございます。ちょっと私が把握していたところは1つ売れ残っているのかなと思っていましたので、もし売れ残っているような状況であればですね、次の鷲敷地区での物件も少し方向性を考え直さなければいけないのかなと思いますけれども、いい状況で滑り出しているのであればですね、また次の鷲敷地区での成功もですね、是非お願いをしたいなと思います。

続きましてですね、88ページのところで林道をかなり整備する内容がかなり出ておりますけれども、これは国の経済対策かなというふうに思いますが、私自身はですね、以前からはちょっと懐疑的な部分もあるのですけれども、これだけお金をかけて実際の林業に対してどの程度効果があるのかというのが、かなり懐疑的な部分もあります。国からお金をもらえるからという雇用対策の部分以外ですね、実際にこの林道が資本としてどのような機能をする、またこれだけのお金をかけた費用対効果がどの程度あるという試算を一旦ちょっと御披露いただきたいなと思います。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 すみません、試算については今日手持ちで持っていないので、ちょっとまた後日出したいと思います。

それで、費用対効果については当然「1」以上という何で採択になっております。それで、平成25年度の分は通常毎年されている事業で、平成24年度の補正の分が国の補正でいただいた分でございます。それで、これを年間県営事業も入れて大体3kmぐらゐの林道を開設しております。

それで、今の林業において、もう道がなければ必ず林業は成り立たない状況で、今の木材価格に対応する、12千円前後の価格に対応するのであれば、もう当然林道を使っているの搬出コストダウンしかございませんので、林業には有効に活用されていると思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○**柏木岳議員** はい、それでは、101ページなのですが、ちょっともう併せて質疑いたしますが、先ほど新居議員が質疑されたところの「危険廃屋解体支援事業」に関しましてですね、これはそのお持ちの個人に対して補助をするのだらうと思っておりますけれども、独居老人だとかですね、そういう方がそのまま亡くなられた場合に、その持ち主の御親戚とかそういうところがですね、分からなくなってしまう場合だとかですね、その権限者がどこにいるのかというところを踏み込んで行っていくような考えはあるのかどうかというところとですね、それができなかったからそのままになっておるのであれば、余りこれ効果がないと思うのですよね。

実際、例えば空き家の状態にしてしまっていて、町外に出られていて、もうかなりの長い間外で生活をされているというような状況であれば、余りその空き家に対する意識も薄くなっているし、わざわざ少しだったとしても自費を出して解体をしてあげようというような意識は薄れてしまっているような気もいたします。

他の自治体ではですね、こういった条例を少し踏み込んで、牟岐町もやっていますけれども、補助金をうったりしながら、解体の案内を進めていったりしたりですね、これは都会の方でもありますけれども、この辺りどのようなところまで踏み込んでやろうとされているのか、たかだか600千円の予算しか付いていませんけれども、その辺りの確認をしたいところとですね、あとその同じところで、町と県が1戸あたり300千円ずつの補助を過去の耐震化に対する制度に上積みをして、プラス600千円を出していただけるというような予算案ですけども、この元々のですね、耐震化の事業というのがほとんど機能していないと思うのですよね。実質的に自己負担が少し発生して、それもその耐震診断士が設計をしたとおりに直さないといけなかったりしてですね、そうするとかなり持ち出しが出たということの対策として、恐らくこの上積み分が出てきたのじゃないかなというような経緯を想定はしておるのですけれども、そのようなこととですね、この持ち主の状況が恐らくは古い家屋であって、仮に耐震化せずに新しい家屋を建てるという方がいたとすればそういうふうにならざるを得ないでしょうし、直さなくて耐震で行くということであればですね、もう家も古いし自分も先も短いというような高齢の方がたくさん、多いのだらうと思うのですよね。

この事業自体がどの程度効果があるのかというのが非常に疑問なのですけれども、過去の実績がどの程度あったか、ここ数年だけでもいいので教えていただきたいのです。先ほどの2点あわせてお願いします。

○**西本安廣地域防災課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 西本地域防災課長。

○**西本安廣地域防災課長** 柏木議員さんの御質疑にお答えいたします。

まず1点、老朽化した家屋の危険に伴う家屋の撤収というか、民間への支援をするということですが、既にもう県内でも海陽町さんとか美波町さん・牟岐町も含めて、特に海ぶちの路地で通路の通りが悪くなったところでの事業を進められておるところがあります。

本町はまだそういったところまでは取り組めていなかったのですが、今回そういった事業の支援に対する補助も出るということで、取りあえず取り掛かってみようかと。1つは、先ほど言われたようにどこまで入っていけるかというのが大きな、やはりこれ

は個人の財産なので、ある程度は区別、線は引かないといかんと思いますが、なるべく危険の伴うことに対しては、当然危機管理の観点からそういったものには取り組めたらいいなと考えております。そこは1つの要綱として定めて文書化するべきだと思っております。

それともう1点、住宅の耐震改修部分の事業でございます。昨年、また本年も含めて今事業ができておりません。というのは、やはり費用負担にかかる経費、そういったものが個人負担に対して実施できないような状況化にあると考えておまして、今回、その言よる県が300千円・町が300千円の600千円だったのですが、もう1つ踏み込んで300千円乗せて900千円でやってみようかという、スタートを切ってみようかと考えておりますので、基本的にはその事業の事業量にもよるのですが、改修をする量がどれだけしないといかんかというのが大きな題材と思うので、そういった面も含めて調整して平成25年度は実施したいと思っておりますので、なるべく、1回国から補助が出た時点で900千円を交付した時期が数期間の間あったのですが、そのときの要望なりは多かったのです。そのまま経緯してやっておけばよかったかなと今も反省はしておりますが、今回やってみるということで実施させていただきます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、取りあえず1つ1つ聞きますとですね、その危険家屋に関しましては、年末に実は住民課長の方に僕ちょっと要望に行かせていただいたことがありましてですね、もし踏み込んでいただけるのであれば実際に1件頼まれているところがあるのですよ。それを是非もう少し踏み込んでですね、条例化するなりしていただきたいなというふうに思います。

もう1つのですね、耐震化の件ですけれども、これ恐らくお金を積んだらするというようなものでもなさそうな気もするのですよね。結局、だから年老いてですね、わざわざ家を直すのに気苦労だとか、少しでもお金を出さなければならぬとかというような話になると、それだったらもう別にね、施設に入ることも後々もしかしたら考えられるしということもあってですね、ちょっと頭をひねらないと、これ全国的にやっていることでしょうけれども、進まないのではないかと思いますので、もう少しちょっと取り組む姿勢を変えていただきたいなと思います。これはもう、東日本大震災になってしまったあとでも全然耐震化の要望が上がってこないということですから、もう少し取り組む姿勢を変えていただきたいなと思います。

続きまして、114ページの教育関係なのですが、那賀町の民話印刷製本委託料ですね。これ、先ほど聞きましたけれども、全世帯に1,000ページの民話の本を配布するというのと、各種団体にも配布するということですのでけれども、これ12百万円は高くないですかというのがもう率直な感想です。この4,000世帯の中で、どの程度の人が興味があって那賀町の民話の1,000ページをめくって見ていただけるのかなというところがですね、これはもう価値観の問題もありますけれども、その考えられたきっかけをお聞かせいただきたいなと思います。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 金額的には大きな金額が出ております。これにつきましては、ページ数も1,000ページを、今のところはまだ確定ではございませんが、1,000ページを超えるのではないかとというようなことも推測はできますし、それとその部数なのですけれども、多少増えるのも少ないのも余り金額的には変わらないということをおっしゃっております。

その中で、こども議会でも質問もされて、その中で那賀町になったのだから那賀町にある民話をできたら集めて、みんなにそういう民話を周知してほしいという願いもございましたし、また10周年の町政合併記念、これについては町もいろいろな行事を考えていると、その中で1つの事業として、教育委員会としてできるメインの事業の1つに加えていただけたら、そのことが効果としてはあるのではないかなというような思いも持っています。

町民だけでなしに、やはり公的な機関、それから一部は希望者に、町外の方には売るといってもそれは考えてみたいなというように思っております。今のところは町民に1冊ずつ、これは町政10周年記念行事の一環としてお配りをするということは、これは基本的な考え方の中に持っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、これ町外に売ろうとしても売れないと思うのですよ、多分。首をかしげるのですけれどね。それと、あと家に配ってそのまま数か月するとホコリをかぶっている可能性が大というのはもう想定できるので、どうしてもやりたいのであればその辺りをPRをどんどんしていただいでですね、あとこのコストは削減を是非していただきたいなと、ちょっと反対するところまではいかんで、その辺りちょっと要望をいたしますが。

あとちょっとこの分厚い予算書をですね、確認させていただいたのですが、12月の議会で私の一般質問でですね、子育て支援に対するですね、ことを聞かせていただきました、最低でもじゃあ町がね、この那賀町が子育て支援にこれだけのことに力を入れているというような発表をしていただいたと思うのですよ。それをまとめたものを、冊子を町長は出していただけるとおっしゃっていたと思うのですよ。その予算がどこに入っているのかというのをちょっと是非御指摘いただきたいのです。

○大澤夫左二議長 ちょっと答弁の前に、本日の規定の時間が近づきましたので、ここで議事の進行上、時間を延長しておきます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 その件につきましては、冒頭所信でも申し上げましたとおり、これについてはそのそのポスターも含めて、PRも含めて検討するようにしておりますので、予算については補正で、それが煮詰まった時点で補正をお願いをしたいと思っております。

以上です。

○柏木岳議員 議長。



○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、すみません。長々といただきましたが、最後ですけれども、先ほど古野議員さんが最後に質疑された分なのですが、あいあいらんの指定管理の件ですけれども、経緯は分かりましたが、やはりちょっと分かりにくかった、分かりにくいというかですね、少しやはり首をかき上げてしまうところですね、まずは一般公募をしていた上ですね、最終的に第3セクターの、しかも代表者が理事者の側にいる人に決ってしまったというところなのですよ。

元々はだから、これはもう民間でもしてもらいたいことも含めて公募はされたのだろうと思うのですけれども、その部分をですね、もうちょっとクリアに説明をしていたかんとですね、やはり何かこう出した人が何かこういうね、それはないと思いますけれども有利に決めているような印象を取られかねないと思うのですよね。

だから、やはりここはもう少し何かちょっと説明が、僕はちょっとね、副町長の側というよりも、商工地籍課長の方から説明をお願いしたいところなのですよ。その民間の方がなぜ駄目だったのかですね。最初は多分そういうことも想定して一般公募にしたはずだろうと思いますので、ちょっとお願いします。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 選定についてですね、もう1者の方については地元の有限会社の方でございます。内容につきましては、先ほど申し上げましたように、あいあいらんの周辺の施設と連携して、総合的にPRとか経営する必要があるという部分が一番重要な部分だろうと思います。もう1者の方については、管理面についてはアイエフさん同様、修繕とか草刈り、そういった部分での管理というのは非常に運営ができるだろうと。アイエフさんも非常にきれいに管理をされていたので、そういった面については十分能力も高いし、いいのではないかと。ただ、先ほども申しましたように、企画とか運営とかPR、そういった面については、それから連携とかそういった面についてはもみじ川温泉さんの方に利があるのではないかとといったことが意見として出ました。

それから、先ほども申し上げましたが、指定管理も木沢の山の家とかファガスの森については第3セクターということに結果的になりましたので、そういった面からすると民間活力の導入を図るのが必要でないかといった意見もございました。

あと、地元の地域からは、できるだけ町に近いところで運営をしてほしいということは、地元の方からはそういった御意見もあり、地元との調整についてはもみじ川温泉さんとかの方が連携がしやすいのではないかとといった意見がございました。そういった意見を総合的に判断して、どちらを取るかという部分もあるのですが、総合的に判断して、あいあいらんど周辺を一体的に運営していくのであればもみじ川温泉さんの方が最終的にいいのではないかとということで、選定をさせていただいたということでございます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、分かりました。

それではですね、今後の、これあいあいらんどを、じゃあここでどのようにね、うまいこと運営をされていくのかというのを、ちょっと具体的な案を是非最後ちょっと副町長にお示しをいただきたいなど。これまでの指定管理よりもいいようになることで、これは出来レースでなかったということをやはり示していただくしかないと思いますから、この次の経営方針をですね、是非ちょっと最後ちょっと語っていただけたらと思います。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 決して出来レースではございませんで、個人的にはまた怒られるネタが増えるので、私としては。

それと1つは従業員、支配人も含めてなのですが、アイエフが退くということで、一体的に宿泊とか、それからお客さんの中でも一般的な温泉の宿泊施設がいい人もあるし、そういう屋外・野外的な、アウトドア的なものを好むお客さんもおりますので、そういうお客さんに対して、温泉にそういうような問い合わせもあるようなのです。ということで、そういうお客さんにもそういうアウトドア的な宿泊、それからいろんな活動というのを楽しんでもらえるようなことももうちょっと幅広くやりたいと、今回こういう機会でしたので、そういうことをやりたいということで、従業員からもそういう意見が出まして、じゃあ応募をしようということでこういう結果になったわけでございまして。

今、あいあいらんどは非常に宣伝とか企画が今まで余りできていない状況でしたので、もみじ川温泉の支配人を中心に、温泉とあいあいらんど、一体的にいろんな企画を考えて利用してもらえるように。それには施設の老朽化等もありますので、できる範囲が限られている部分もありますが、まだまだきちっと管理をしていけばそういうニーズにも応えられるのではないかとということで、できるだけそういう温泉とはまた違ったお客さんにああいう場を提供して利用していただくということで、これから今企画をいろいろ考えているところでございます。

ということで、利用者が平成23年度・平成24年度よりは増えて利用してもらえるように、これから考えていきたいと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、最後ですね、非常に力強い言葉をいただきましたので、次の決算を期待しております。

以上です。

○福永泰明議員 議長。

○大澤夫左二議長 福永君。

○福永泰明議員 これ、ちょっと総務に関係あることですので、私総務委員やけん、これ質疑をするのをやめようと思うのですが、ただ、あえてさっきの柏木議員が質問したですね、この災害対策費の「危険廃屋解体支援事業」、これ誰だったのかな。西本地域防災課長がね、答えたのやけれども、これってハッキリさせておいた方がいいと思うのです。テレビで中継しておるのでね、これ。聞きよる人が戸惑うような答弁は

やはり困る。

ここで確認します。この危険廃屋解体支援事業というのは、「危険な廃屋」と書いてあるこの字のとおり、危険ということは危ないということやけん、この危ないやつを放っておいたらケガしたり、通行人がケガしたりとか台風で飛んできてケガをしたりとか、そういうことで、行政が言われんでもめいで（壊して）あげようということなのか、それとも「お金がないけん、めぎたいのやけども支援してちょうだい。」と、行政に言うてきて、それを補助を出してめいであげるのか。これはどっちですか。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 福永議員さんの御質疑にお答えします。

基本的には個人の財産でありますので、最終的には本来は撤収するのは個人でございます。ほじゃけん、何から何までするというわけでありませぬので。特に危険であってそういった状況化、問題が生じた場合、そういったものに対してどうするかという話でありまして、最初から何から何まで取り除いていくという支援はいたしません。

調査はしますけれども、そういった状況の調査はしますけれど、全てにわたってするわけではありませぬので。

○大澤夫左二議長 いやいや、その前の指導があるのかということ。その前の指導も含めてあるのかって。この危険な。

○西本安廣地域防災課長 状況は、そういった放置しないような周知なり何なりはやっていかないといかんと思います。その危険の観点からしますとね。けれど状況が、そういった状況が出てきたものに対しては対応します。ただ、何から何までするわけではないのです。

○福永泰明議員 議長。

○大澤夫左二議長 福永君。

○福永泰明議員 何から何までというのでなしに、町内でも見たら分かるように、もうこの家の土地を持っている人さえおらない。何と言うのかな、周知をしようと思ってもどこに行ってももうおるのやら、おらのやら分からん。ほやけれども、道路のはたで危険な状態になっておる家屋があるわな。これを、子供が歩いていきよったりしたらカーンと当たったり、倒れてきて。そんなになったときに、行政に万が一ちょっと責任を取ってちょうだいとか言われたら困る。

そんなこともあるけん、例えば積極的に行政がそういう危険な家屋は取り除いてあげるといのがこれなのか。それとも支援をする、支援を。のけたいけれども、危ないけんのけたいのやけれどもお金がないけん、行政さん、代わりにもうお金を出してちょうだいと言うたら、それをしてあげるのか。どうなのかということをお聞きしたいのよ。

休憩してもいいじえ。

○大澤夫左二議長 ちょっと小休します。

午後05時00分 休憩

午後05時01分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開します。

○西本安廣地域防災課長 今現在組んでおるこの予算、補助金でありますので、相談を受けたものに対して支援として補助を出すわけでございます。1軒しか、今回様子を見るために提案しておりますので、先々調査をしていってですね、これではこの補助金ではしゃあないと思われたときにはやはり対応して、先は検討して、進めて検討してまいりますので。

取りあえず補助金でありますので、補助として、はい。

○福永泰明議員 議長。

○大澤夫左二議長 福永君。

○福永泰明議員 分かったような分からんような答弁だったんやけど、終わります。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 議案第41号、ケーブルテレビ、お願いします。

I P電話の使用料、ここで1,000千円余りに減っておるのですけれども、この中でI P電話の相生・鷺敷地区と上流テレビとのI P電話の電話番号の違いがありますわな。050とそれとNTTさんの番号と、その使用というのはどちらの方がこれ余計使用しよるのだろうか。

それと、何というのかな、こちらはほとんど、うちはもうI P電話がほとんどなのですよ。NTTは使っておりません。ただ、ほなけど緊急の場合には110番とか天気予報、そういうものは通じないのですけれども、切り離してやっていますので、使いようによってはI P電話の方がずっと安くつくのでね、これ。これの周知徹底というのは、相生地区や鷺敷地区の方にもしてあげたらどうなのですかね。説明不十分でみんなやめていきよるのもおると思うので、どうなのですか。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 議長。

○大澤夫左二議長 岩本ケーブルテレビ課長。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 はい、議員さんおっしゃられるとおり、I P電話、これは今言うI P電話というのは頭が「050」から始まる番号のI P電話を指していますけれども、これで通話した方が通話料については安いです。

ただ、最近においてはですね、家庭の電話を使わなくても例えばスマホとか携帯電話とか、そちらの方を使う頻度の方が恐らく高いのでしょうかね。失礼な言い方なのですが、お年を召された方は行動範囲が狭くて、家の中とかですね、そういったところにおられる時間が多く、固定の電話機を使われる、I P電話を含めてですね、多かろうと思えますけれども、やはりこのごろ携帯電話でもそのサービスの向上、例えば契約内容によって非常に有利な契約というのが出てきまして、多分若い方々は携帯電話、ごめんなさい、若いとか年寄りに分けてしまうといけないかも分かりませんが、そういうふうな傾向があるのかなと。これは通話料を見ても感じられます。

先に御質問のありましたその鷺敷・相生地区においては、NTTの番号に準じた電話番号を割り当てております。当然この相生・鷺敷間においては無料ですけれども、この端末というのは当然上流域と同じように「050」の番号を付与することができますので、使用頻度の高い方においては「050」で申込みをいただいた方が得な場合もありますけれども、NTTの基本料金それから「050」も基本料金はどうしてもかかりま

すので、使用頻度の少ない方にとってはいかなるものかなと思うところもありますので、これは各御利用者の判断に委ねざるを得ないのでないかなと思います。

それと、あとその広報についてなのですけども、これは結構やってきました。最近はやっておられませんけれども、結構やってきたつもりでもおりますし、各御家庭に歩いて行ってですね、説明した経緯もあります。ただ、それにしてもですね、現状減っておるのが現状ということでございます。御理解下さい。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 時々な、相生・鷺敷地区の方から「やめようと思うのだけど。」っていう問い合わせがあるのですよ。それでその周知徹底というのはやはり説明がね、資料だけで読んだのでは全く納得いかん人がかなりおるようなので、うちはもう全くN T Tは使っておりません。かなり安いですよ。それはもう、これ丹生谷地区全部通用しますからね、「050」ですと。それがもう鷺敷地区や相生地区の方へかけると、結局N T Tの方にかかってしまうので。下の方の人が奥へ問い合わせがくるのですよ。全く切り離して電話ができるから有利な面もあるのですけれど、その周知徹底というのがやはりできていないのじゃないかなと。納得していない人がようけおるもん。そこらあたりほやけん、もうちょっと詳しく、問い合わせがあれば説明していただいたらと思っております。

以上です。

〔岩本泰和ケーブルテレビ課長、うなづく〕

○大澤夫左二議長 ございませんか。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 ちょっと3点ほどお聞きしたいと思います。

1つは、今回の補正予算と平成25年度予算とで、かなり補正予算の関係か知らん、林道事業・土木事業がいっぱい出ておるのですね。これ、町内業者のことを思ったら非常にうれしいしありがたい話なのですが、果たしてこれ町内業者の雇用を考えると、これだけ一気に集中して事業を発注されると、もう何と言うのかな、これ言葉は悪いですけど、仕事がほとんど町外に出ていくのじゃないかなと危惧しておるのです。そこら辺りどのような、どのような発注方法なり考えられているのか。土木事業に関してね。

それともう1つは、恐らく補正予算でかなり出るなというのは前々から分かっておったと思うのです。政権交代するだろうかと、自民党になられたときはこうなるかと大体思うと思うのですけれど、この那賀町において前も言われた、前の川原議員さんが言われた橋りょうの問題、橋りょうはかなり耐震しないといかんと。今度の予算を見ても委託とかね、設計なんかの予算は出ているのですけれど、本来なら前もってかなり橋りょうの方の耐震なんかも今回の予算の中に大分入ってなかったらいかんのじゃないですかね。そこら辺りどのように考えられての予算なのか、ちょっとお聞きしたいのですけれど。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 まず私の方から御答弁させていただきます。

2点、今ございました。1点目は、補正予算そして平成25年度の当初予算と合わせてかなりの公共工事があると、当初の冒頭でもお話させていただきました。これらについては、この執行については、そういうことを想定して、町内の企業さんにもその自覚をしていただきたいということをお話しております。ただ、その中で、この発注時期につきましても、補正を重点に発注をしまいいります。平成25年度分につきましてもは繰越しがまだ可能でございます。平成24年度の補正の分については1年間でやらなければならないということがございますので、平成24年度の補正を優先的に発注し、平成25年度についてはやむを得ん場合は繰越という方法で対応してまいりたいと思っております。

それから、2点目の橋りょうの耐震工事それから調査につきましてもは、やはりまずは調査をさせていただきたいと思っております。そして、その中で、特に集落から重要な橋りょうについては、その分でのその調査の結果によって順次着工、工事をさせていただきたいと思っております。今回の分につきましても、特に上那賀の川俣の橋りょうにつきましてもは、御指摘もあり、この分については早急な対応をしなければならないということで、補正も含めて対応をすることにいたしております。これは調査した時点におきましても、通行量もかなり通っておりますので非常に危険度が高いということで、この分については特に早急に対応をしたいということで、その補正予算も使わせていただいて対応することにいたしております。

そういったことで御理解をお願いしたいと思います。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

2点目は、町長が延野地区の団地住宅に関して「よかったらまた今度は町の単独事業でやります。やりたい。」と言われました。今度、鷲敷の方に、幼稚園跡ですか、4棟ほど、4戸ほど建てられるという話なのですが、僕は何と言うのですか、定住促進だけを目的にするのではないと思うのです。いろんな意味があると思うのですね、この事業には。もちろん定住促進もそうでしょうし、林業振興もそうでしょうし、木材を使うのも大変なのですね。ほかにまた言えるのは、この町内の大工さん等の技術を伝承する、それに勇気を与える、そういう部分、そういう部分も要るし、いろんな部分がいっぱい兼ね備えて事業はあると思うのです。

そうしたら町長、今日、町単でやる場合は、前の話では確か延野の1軒あたりの単価は高かったぞと。今回は約1億円で4戸ですね。そうしたら1戸前、土地は別にして250万円ぐらいになりますわね。これって、そりゃ僕らはいい住宅が建ったらいいのでしょうけど、それが本当にメリットがあるのか、それともちょっと、もうちょっと戸数を増やすなり、同じ予算で1戸なり2戸なり増やして1戸あたりの単価を200万円弱にするとかいろんな方法があると思うのですけれど、何で1戸あたりそのぐらいの高い値段になったのか。前の説明とはちょっと違うのじゃないかなっていう気もするのですけれど、説明の方をよろしくお願ひします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 今、清水議員さんの御指摘の分について、予算は予算として今1億円組んでおります。ただ、それは私、前にもお話をさせていただいたと思うのですが、延野地区のエコ住宅、太陽光パネルそして断熱材・2重ガラス、こういったものを全て取り込めという指摘・指導は今のところはいたしておりません。その中で、ただやはりこれは木造の、那賀町の木造住宅、那賀町の木材を使った木造住宅、大工さんも那賀町の大工さんで建てる住宅、これには変わりはありません。

ただ、その仕様において、ある程度節約できる分については節約もし、こういった金額的にも月に70千円の支払を安くする場合もあろうと思います。これは、今後においてその分を詰めていきたいと思います。というのは、今度のは補助事業ではございません。町単独ですから、それについては十分幅が持てますので、その対応をしてまいりたいと思っております。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 どうぞよろしく申し上げます。

3点目に、先ほど話にあったもみじ川温泉に関して聞きますけれど、僕はアイエフさんが委託を断った、断ったというか辞められる時点で、それはもみじ川温泉さんがやられるのが、僕一番いいなとは思っているのです。だけど一番いいなと思っていると、今度の管理の方を委託するのはまたちょっと問題が違うのじゃないかなと思うのです。

もみじ川温泉さんが管理をすることに関して反対はしません。反対じゃないのですけれど、その前にもっとやることがあるのじゃないかと。僕らにとって、特に僕はすぐ地元に住んでおるから思うのは、もみじ川温泉が大切です。もみじ川温泉に赤字にならん、もうみんなに誇れる立派な施設としていつまでも残ってほしい、いつまでも営業していただきたいと思っています。それでもみじ川温泉さんが何らかの意向があって、それじゃあいらいらんどもやろうかなという気になったのだと思うのですけれど、僕らは「ああ、ほんなら任せますよ。」、それだけでいいのでしょうかね。僕は違うと思うのです。もみじ川温泉が絶対に悪くならん、今のもみじ川温泉がもっともっとよくなる、その確証がなかったら、こんな簡単に「ああ、ほんならお願いしますよ。」って言うていいのだろうか。

現実には、あいらいらんどが本当に、先ほど言われたみたいに、アイエフさんがやって年間百何十万円の何しか上がらんかった。上がらんかった、それなら何で利益を得たのかというたらコテージ収入だと思うのです。コテージの収入、入園料はなかったですからね。コテージ収入だけで百何十万円かなっておった。それじゃあ今のこのコテージが本当にこれからの営業にプラスになるのだろうか、手を入れないといかんのじゃないか。また公園自体もあのままでいいのか。あれだけ鬱蒼<sup>うっそう</sup>と茂った公園、そのままでいいのだろうか。それから、同じあいらいらんどの中に奥手側に遊園地があります。遊園地も、人も入れんような形にして放ったらかしになっております。1つの立派な公園が、魅力ある公園が、片や人も入れん<sup>はいきよ</sup>廃墟になっています。そのままの状態にしておいて、

「はい、お願いします。」そんな無責任なことでもいいのですかね。

先ほど多少の何ですか、予算を入れてやるようなことを言っておったけど、そんな問題じゃないと思うのです。もし任せることによってもみじ川温泉まで打撃を受けられたら、僕ら、そんなことは望みませんから。そこらの大きい意味での計画、「アバウトで任せます。」では済まんと思うのです。そこらどのように考えておるのか答弁願います。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 今後の運営につきましては、今清水議員さんがおっしゃられたように、指定管理を受けた方と御協議して、今後の運営については協議してまいりたいと思います。

特に遊具等については、先日のこども議会等でも御質問がありましたように、使用が不可能になっている部分がかなりあります。ただし、大型遊具ですので手を入れるとなると相当な金額が要りますので、そういった面について今後どういう方針で経営していくのかというのは協議して、町もそれに対する事業費を入れて、直すところは直すという形で町の方も協力していきたい。

ただ、運営費につきましては、アイエフさんと同様の運営費の委託料は平成25年度は組んでおりますので、そのうちまで経常的な部分はしていただきたいと。ただ、今後施設については、町も手を入れて協議していきたいと考えております。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 今、手を入れて何とかしたいというのは分かるのです。分かるのですけれども、先ほども言ったみたいに、そんな簡単に費用を入れる、町費を入れる。じゃあそれだけの費用対効果があるのか。また、コテージ等、コテージ、あのかなり古びてちょっと構造的にも急斜面のところを立てかけておるようなコテージなのですよね。じゃあこれからひょっとしたら大震災が起きるかも分からんという状態のときに、そのままの状態で置いておいて、もし大震災が起きて大災害でも起きたときに、そのときは全部どこかに責任がかかってくるわけですよ。

いろんなことを考えて、費用を町で直していきます、何します、予算を決める、予算を決めたら費用対効果をきちんと出さんかったら、議会は、僕個人としてはね、議会じゃなくて個人としては、ちょっとおかしいのじゃないかなという気が強いのです。そんな簡単にもみじ川温泉さんに「じゃあお願いしましょうか。」って言うこと、できましかね。僕はできないと思うのです。もうちょっと真剣に考えるべきだと思うのですが、よく考えていただきたいと思います。

質疑を終わります。

○大澤夫左二議長 ここで、半まで、午後5時半まで小休します。

午後05時21分 休憩

午後05時30分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開します。質疑を続行します。

もう質疑はございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 質疑がこれでないようなので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号「那賀町職員定数条例の一部改正について」から、議案第51号「財産の取得について」までの49件は、お手元に配布しております「議案付託表」のとおり、それぞれ各常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

ちょっと小休します。

午後05時31分 休憩  
(休憩中、稲澤弘一副町長退席)

午後05時31分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

日程第4、同意第1号「那賀町副町長の選任について」から、同意第3号「那賀町教育委員会委員の任命について」までの3件について、一括して議題といたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、同意第1号から同意第3号までの3件について、一括して議題とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、日程第4の同意第1号から同意第3号についての説明をさせていただきます。

同意第1号は「那賀町副町長の選任について」であります。平成25年3月31日で任期満了となる副町長について、現職の稲澤弘一氏を再任したいので、議会の同意を求めるものであります。

同意第2号は「那賀町教育委員会委員の任命について」であります。相生地区の檜山成子氏は、本年5月19日をもって任期が満了となりますが、同氏を引き続いて教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意第3号についても「那賀町教育委員会委員の任命について」であります。上那賀地区の田中勝氏についても本年5月19日で任期満了となりますが、同氏についても引き続いて教育委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

どうか、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○大澤夫左二議長 お諮りします。人事案件につきましては、正規の手続を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、正規の手続を省略し、直ちに採

決いたします。

○大澤夫左二議長 同意第1号「那賀町副町長の選任について」は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって同意第1号については、同意することに決定いたしました。

小休いたします。

午後05時34分 休憩

(休憩中、稲澤弘一副町長出席)

午後05時34分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

次に、同意第2号「那賀町教育委員会委員の選任について」をお諮りいたします。同意第2号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって同意第2号は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号「那賀町教育委員会委員の選任について」をお諮りします。同意第3号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって同意第3号は、同意することに決定いたしました。

日程第5、報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について(専決第1号)」から、報告第4号「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について(専決第4号)」までの4件の報告を求めます。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 報告第1号から報告第4号は「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について」であります。各報告文書の裏面にある専決処分書を御覧ください。

まず報告第1号は、専決処分書にもあるように、木沢支所の駐車場における物損事故であります。続いて、報告第2号は上那賀地区、これは町道水崎線における通行車両に対する落石事故に対する専決処分であります。続いて、報告第3号は、木頭の町道蟬谷線における通行車両に対する落石事故であります。最後に、報告第4号も木頭地区、これは林道南川線における通行車両に対する落石事故についての損害賠償でございます。

いずれの場合も、町は施設の瑕疵<sup>かし</sup>を認めまして、専決処分書にありますように損害賠償金の決定と和解を行ったもので、ここに報告をするものであります。

なお、賠償金につきましては、全額町が加入している損害保険、総合賠償保険によりまして全額支払われております。

以上でございます。

○大澤夫左二議長 本件については報告事項でありますので、報告は以上のとおりであ

ります。

日程第6、本日までに受理した請願等については、お手元に配布いたしました「請願等文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。3月7日から10日は、議案審議並びに休祭日のため休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、3月7日から10日は休会とすることに決定いたしました。3月11日に再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでございました。

午後05時38分 散会



## 平成25年3月那賀町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成25年3月11日（月）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	照原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 なし

欠 員 1名

13番

会議録署名議員

8番 植北 英徳 9番 株田 茂

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	檜本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託センター準備室長	山本 賢明

議事日程

日程第1 町政に対する一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第1

追加日程第1

発議第1号「オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書（案）について」

午前09時30分 開議

○大澤夫左二議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。これより本日の会議を開きます。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

通告がありますので、通告順に1番 古野司君、2番 清水幸助君、3番 福永泰明君、4番 連記かよ子君、5番 新居敏弘君、6番 田中久保君、7番 柏木岳君、8番 久川治次郎君、以上の順番で行います。

この際、御連絡申し上げます。通告による一般質問は、議員中において各関連するものがある場合は、前段の議員の質問に対し十分御配慮されるようお願いいたします。

まず古野司君を指名し、順次発言を許可します。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 さて、本日は3月11日であります。あの忌まわしい東日本大震災から、早2年の日が過ぎ去りました。しかし、今なお十分な復興・復旧がなされず、またいまだ多くの行方不明者の方々がいらっしゃいます。質問に先立ち、お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、一日も早い復興が進むことを衷心より祈っております。

さて、それでは通告をいたしておりました質問をさせていただきます。

振り返ってみますと、本町においても、平成21年8月の木沢・平谷そして鷺敷の水害は記憶に新しいものがございます。あの水害は、全て長安口ダムの存在に起因して発生したものでありますが、一步間違えば、小見野々ダムにおいてもいつ発生するか分からない現場の状況がございました。

小見野々ダムの総貯水量は1,675万 $\text{m}^3$ ですが、既にその半分以上が堆砂によって埋まっております。その堆砂のほとんどがダム湖の上流部に発生しており、海川谷口より出原地区まで、また支流は海川地区までのほとんどが堆砂によって埋め尽くされ、出原・海川共に深刻な状況であります。特に多くの人口がございます出原においては、本流ということもあり、夜間などに急激な水位上昇が起これば人的な被害の発生も考えられることから、大いに現状を憂慮するものであります。

そこで、小見野々ダムに関連する堆砂及びその対策についてお伺いをいたします。

四国電力においては毎年計画的に堆砂除去を行っているとのことですが、特に本年からは、河川法により除去した土砂を木頭地区の久則谷川方面へ処理をされているようであります。この事業について御説明を求めます。

この処理場、正式には「資材仮置場」というふうな名前が付いておるとのことですが、平成21年の四国電力からの説明では処理量50万 $\text{m}^3$ の予定ということでしたが、処理場が稼働し始めた今現在、最終的な処理計画の総量は幾らであるのか。そして、この処理場が満杯になったあとの次の計画はどのようになっているのか。最近の採っておる数量から計算いたしますと、10年もはこの処理場において処理ができないということは明らかでございます。一説によりますと、国土交通省の処理と同じように、将来の除去した堆砂に関しては、長安口ダム下流に置き土による河川投入を計画しているとい

うふうなことも聞きますが、お答えをお願いいたします。

また他方、海川地区において、平成16年災害により発生した大量の堆砂、また山腹崩壊による土砂などの除去の予定はどうであるのか。今回の補正によって予算の措置をされたとのことではありますが、その処理量・処分費について、判明しておる内容を答弁いただきます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口那賀町長。

○坂口博文町長 古野議員さんの堆砂の御質問に御答弁をさせていただく前に、古野議員さんからもお話がありました。本日の2年前の東日本大震災、これがちょうど2時46分だったかと思います。そのときに、皆さん方にも黙とうをお願いすることになろうと思いますので、その節にはまたよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、御答弁させていただきます。

まず、海川のこの土砂の除去でございますが、我々としても県の方にもやはり四電さんだけでなく、やはりこれは河川としても海川地域に非常に影響が出ているということから、再三にわたり県にも除去をお願いしていたところでございます。そうした中で、今回の補正分で、1億50百万円で本格的な取除きを行っていただけると聞いております。ただこの1億50百万円につきましては、全てがその海川の除去に充てるとは聞いていないのですが、それを含めてということで、かなり本格的な除去工事と併せて、砂防工事も行っていたと聞いております。

それから、やはり小見野々ダムにおきましても、長安口ダムと同じでございます。毎年毎年の台風等そういったことによって、幾ら除去してもあとにあとに入ってくるというのが現状でございます。そういったことで、長安口ダムにおきましても、やはり今吉野地区あるいは河川投棄等で対応していただいておりますが、町としても次から次に堆積土砂の土捨場を構えるということも非常に問題があるし、なかなか用地等の関係で次から次へと土捨場は構えることはできませんが、できる限り河川投棄も含めて対応できる範囲で対応してまいりたいと思っております。

小見野々ダムの堆砂につきましても、今現在のところ、議員御指摘のとおり、そこに今土捨場を、かなり今までにない規模の土捨場を構えていただいたということで、今そこで対応していただくということで進めてございます。この件につきましては、担当課長の方から詳しく説明・御答弁をさせていただきたいと思っております。

まずは私の方からは、海川の事業費等について御答弁させていただきたいと思っております。その点で御理解をお願いしたいと思います。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 それでは、私の方からは黒野田地区くろのたの盛立て場、四国電力の堆砂土の受入れ場所についての御説明をさせていただきます。

堆砂除去の現在の状況でございますが、昨年12月の上旬より助大橋の下流部から着手しまして、周辺3か所で43,000m<sup>3</sup>と蔭居橋上で8,000m<sup>3</sup>の、計51,000m<sup>3</sup>の除去がほぼ完了しているような状況でございます。これらの搬入先ですが、白石地区の仮置場へ4,000m<sup>3</sup>、昨年末に受入れ態勢がほぼ完了したその出原地区の盛立



て場に47,000m<sup>3</sup>運搬しております。

この盛立て場でございますが、町道海川出原線、国道から久則谷川方面に1.3km入ったところから約300mの進入路が現在できております。久則谷川の支流にあたるのですが、洪水調節池、減勢堰、法止擁壁等の施設が設置されております。それで、受入れ土量の予定としましては37万m<sup>3</sup>、開発の面積としましては6.1ha。現在全ての工事が完成しているような状況ではありませんが、平成25年度に完成の予定となっております。現在のところ受入れの状態はできておりますが、平成25年度にも上流部の構造物を設置するということで聞いております。

以上でございます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、国交省が行っておる長安の堆砂の除去に関しては、詳細ではございませんが、町の広報を通じて住民の方々に周知をしておるといふような形でございます。

しかし、小見野々ダムの事業に関しては、民間企業ということもありまして、地元の方々に対して、特に被害を受ける可能性がある出原とか助とかいう地区の方に対して、どの程度広報をされて安心をしていただくような状況を作っておるのか。私は地区外に住んでおりますので、小見野々ダムから言えば地区外に住んでおりますので、そのような状況は報告をされておるといふことは聞いたことがございません。

これ、国交省と同じように事業をする、ただ民間と国という違いはございますが、これは今回のこの大きな事業がスタートしたということも含めて、どのような計画をもって安心を、担保はできませんが、安心をしていただくような状況を作っておるのだということも四国電力が周知する義務もあるのではないかと、私はそう思います。

地元から選出というわけではございませんが、議長なり株田氏なり、地元にお住まいの議員がおられますが、地元の議員の方々に対して、また行政に対して、どのような説明が四国電力からあったのか。決して、平成21年の年末に四国電力から、私は説明というか意見交換会があったときにお聞きをした以外は、私の記憶の中では記憶がございません。

地域の方々にもっと丁寧に、決して経費が発生するものではない、大きな経費が発生するものではないと思います。四国電力もダムを設置して発電事業を行っておる事業者の立場から言えば、やる必要は大いにあると思います。これは、行政の方から、町内に存在する施設ですので、十分に申入れをしていただいて、多分原子力発電所の事故のあと、原発が止まって四国電力は財政的にも大変な状況かも知れませんが、その中でも一方向で人命も守ると、そしてまたクリーンエネルギーを作るもとであるダムを管理するというふうなことと相まって、もっと丁寧な事業の説明を行っていただきたい、それを町長にお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 四国電力さんにおかれましては、やはりそういった堆砂につきましては電力としてもできる限り対応していきたいということで、その土捨場の確保につい

ていろいろと地権者の方との交渉の中でも課題があったのですが、その問題につきましても我々としてもできれば協力もさせていただきたいとお話したのですが、電力で独自でやるだけやりますということで、その問題については解決ができましたので、今後そういったその土捨場を活用して土砂の堆砂の除去を行いますという報告は受けております。

そういったことで、今後におきましてはその問題が解決したということであれば、我々としても関係される皆さん方にも、やはり土捨場の方に運ぶとなりますと、やはり通行の関係もあろうと思います。それも含めて周知をしていただきたいということは、またこちらからお願いをしたいと思っております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、それと先ほどお聞きしましたというか、申し上げたこの事業の次の、次善の策ということに関してのお答えは、担当の建設課長からはございませんでした。

ただしかし、私がこれをお聞きしたのは、先ほど申し上げた平成21年12月にあった意見交換会というふうなときに、オフレコのような形で四国電力の担当の方からそのような計画も1つの選択肢なのだというふうなことがございました。そのときには、私、この件に関して、私も私以外の方からもですが、言及を、この事業計画、将来にされるかも分からないということに関して言及は誰もされませんでしたし、私も申し上げませんでした。考えてみますと、現在、木沢地区また平谷地区で行っておる長安口ダムの堆砂の除去が、ほとんど下流へダンプトラックによる移送ということを考えてみますと、新たに将来、10年後か10数年後か分かりませんが、小見野々ダムにおいて同じような除去が下流へと搬出されるというふうなことが仮に行われますと、新たな、今の交通量に合わさった、新たな交通公害が発生するのではないかと。

ダムが存在する限り、これは長安にしろ小見野々にしろ、地元に住んでおる方々がいらっしゃいますので、堆砂の除去に関しては熱心に取り組んでいただかなければならないし、私どもを含め、もちろん行政の方々から強い要望をしていただくのは当然ですが、そのことによって新たな問題がまた発生するというふうなことになっては大変なことになるかと思えます。適切な除去の方法、非常に難しい問題ですが、行政も共に、町長を先頭に新たな、また抜本的な形というものを考えて、山の、上流部の山の手入れとともに国・県また電力会社、それぞれに要望活動をやっていただきたいと、これをお願いしておきまして、次の質問にさせていただきます。

私は、3年前に12月議会におきまして「林業大学校の開設について」ということで一般質問をさせていただきました。そして、本年の1月には、議会の皆様方と共に視察研修で京都府立林業大学校を視察してまいりました。全国的に見ても、徹底して現場の技術者を養成する教育機関は、過去にはございませんでした。そのような中、昨年4月に京都府立林業大学校が創立されました。この大学校は、山田京都府知事の公約と強いリーダーシップによって、本来の開校予定を1年前倒して創設された、京都府知事肝煎りの教育機関でございます。講義や座学を中心とした過去の林業関係の学校とは異なり、現場の作業・実習を優先して学ぶ即戦力を養成する教育機関であります。現在は開

校して1年目であり、在校生は1回生だけでありますが、3割が京都府以外からの学生でありまして、西日本各地から集まっているとのことでありました。来年度の学生に関しても、やはり他府県からの応募は多いということでございます。

振り返ってみますと、徳島はもちろんのこと、四国は林業が盛んな林業地帯であります。人口が減少しているとは申せ、400万人近い人口を有したこの四国に、このような林業大学校が必要と思うのは私だけではないと思います。愛媛や高知の林業地帯が、県を挙げて林業大学校のような形態の教育機関、また林業従事者の養成組織を創設する日は近いのではないかと考えられます。それに先駆けて徳島にこそ設立をし、この広大な山林を有する那賀町に設置することが、我が町にとって有意義であるのではないかと考えられます。学校の設置は、林業従事者の解消にも即つながるでしょう。また、町外から就学してくる学生により、地元が刺激を受けるでありましようし、活性化にもつながると思われまます。

町長も共に視察に同行していただきましたので、京都府立林業大学校の創設をどのように感じられ、徳島・那賀のこの地において、その可能性・必要性はどうお考えになられたかお伺いをいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 古野議員さんの、2点目の林業大学校の必要性ということについてでございますが、確かに議員の皆さん方とともに視察をさせていただきました京都府立林業大学校、立派な施設でもございますし、その内容等についてもいろいろと我々としても勉強になる点多々ございました。

ただ1つ気になったのが、やはりそこを卒業されて、現場というよりか、あるいは自治体あるいは県、そういった事務職員といえますか、やはりそれも確かに必要でございますが、そちらの方に行かれる方もかなりおいでということもお聞きもいたしました。我々として、今必要としているのはやはり現場の人材と、そういう方を是非ともということで、今センターでもそういう人材の育成に何とかと努力をさせていただいておりますが、この件につきまして、徳島県としても、知事さんとも以前にもお話をさせていただいたことがあるのですが、県としては今の段階では徳島県立総合大学校、そこで対応しましょうという御返事をいただいております。ここは、ただやはりいろいろな架線技術・伐採技術、そういった技術を、期間的に一定のその講習期間を設けてその費用も要るわけなのですが、その分の講習会を通じて育成をしていただけると。ただ、国の方にもお願いをしていただきたいのは、国の制度として林業のそういった従事者、育成した後継者の方に支援をする場合に、やはり林業大学校を卒業した方でないとこの補助金が下りないというようなことも聞いておりますが、徳島県総合大学校でそういう講習を受けられた方についてもその制度を適用になるよう、是非とも知事の方から国の方にも要望していただきたいという旨はお話をさせていただいております。

今後において、議員さん御指摘のように、林業大学校が確かにそれはこの那賀町かあるいは三好かどちらかになるかと思っておりますけれど、那賀町にそういう施設ができる可能性があるとするならば、我々としても最善を尽くしてまいりたいと思っております。これは1自治体のみでなかなか解決する問題ではないと思っておりますが、折を見てそういうお

話も上層部に上げていきたいと思っております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、町長がおっしゃいましたように私も思いますし、同僚議員が共に視察された方でおっしゃっておられる方もおいでたようですが、実習、もうこれが一番、現場の技術者を養成すると、決して頭でっかちの学者とか事務職の方々を養成するための組織であってはならないし、我々の地に関してはそういうふうなスペシャリスト、現場のスペシャリストを養成するための場所、別段林業大学校というふうな名前にこだわるものだけではございません。専門の養成所でもいいですし、ただ、どちらにしても、県が持っている総合大学校という場所では現場の実地ということが実際難しいと。こちらへ、現場に出て、この現場で根を張って研修を受けるというふうな形を取ってもらえるような形、その現場がここであるし、ここにそういうふうな組織ができてくるといふような形を、折あるごとに、今おっしゃったように、努力をしていただきたいとお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

以上でございます。

○大澤夫左二議長 古野君の質問が終了いたしました。

次に清水幸助君を指名し、発言を許可します。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 2年前の3月11日、今日、東日本大震災が起きました。被災された皆様の御冥福と、1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

議長より許しを得ましたので、早速質問に入りたいと思います。

まず最初に、12月議会の一般質問の中から3点についてお聞きします。1つ目は、多機能型障害者施設をこの広い那賀町に誘致すべきと思ひ、その手段等を考えていただきたいとの質問に、町長は「那賀町独自にやろうという方向もあるかと思うので、検討したい。」との答弁をいただきました。2つ目は、もんでこい丹生谷の活動を広く町民に理解していただくためにも、かつて那賀町へ転入されてこられた方々と緊密な意見交換から、那賀町が転入者たちをどのように迎えるべきか、どのように応えるべきかをまず理解すべきではないかとの質問に、「特に阿井ヴィレッジに入居された方たちと十分意見をお伺いしたいと思います。」との答弁でした。3つ目は、縁結びの会を支援するだけでなく、町内独身者たちの「那賀町に住んでいてよかった」という総合的な政策を考えるべきで、難しい対策だけに、公僕たる全ての職員へのアンケート等で斬新な企画を生み出すべきではないかとの質問に、「この難題にいろんな方法で最善を尽くしていきたい。」と、それぞれに前向きな答弁をいただきました。

一般質問からちょうど3か月を経過した現在、その間にそれぞれの答弁に対し、どのように協議され対策を考えておられるのか、その進捗状況をまずお尋ねします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 清水議員さんの質問の中で、12月の中の一般質問、この中から特に9つぐらいあったと思うのですが、特に1つ目の多機能型障害者施設、この件につい

ではいろいろと前にもお話をさせていただきましたが、那賀町独自でこういった施設を作って、その障害者の方をこの町内でそういう施設に入らせていただくということにつきましては、いろいろと課題がございます。これは特にその御家族、身内の皆さん方、その方々の御意見を十分にお聞きする必要があると私は思います。そういったことで、非常に表現的に私も難しいのですが、現在のところいろいろそういった状況をお聞きし、その対応方法としては、やはり今、日赤（徳島赤十字病院）の施設も全て新しく改修されました。やはりそういったところで現在のところは対応していただくのが最善でないかなと思っております。

那賀町に施設をこしらえ、そしてそこでその障害者の方が生活をしていただくという方法も確かにそれは考えるべきではあるとは思いますが、やはり先ほども申し上げましたように、御家族の皆さん方のお気持ち、そしてその方々の御要望なり御意見を十分お聞きし、そしてやはり家族、身内の皆さん方、その方々のお気持ちをどれだけ我々として理解を示していくかということが、私は非常に重要に思っております。そういった点で、その点でよろしく願いを、御理解賜りたいと思っております。

それから、2つ目と3つ目のもんでこい丹生谷そしてまた縁結びの会、これらについては活躍・活動をされておられる皆さん方に、本当に敬意と感謝を申し上げたいと思っております。非常に実績も出していただいておりますということの中で、やはりこの那賀町に住んでいただくと、これが我々としても最終の目的になっております。やはりそのためには、やはり住むところも必要です、雇用の場そして働く場所も必要です。やはりそれらに対応していくことが最善であろうと思っております。そしてそうした中で、やはりこの那賀町に住んでいただければ、学校の関係、教育・子育ての関係についても、やはりこういった有利な制度を活用していただくことができますよということも必要と思っております。

そういったことで、今の進捗状況といいますか、そういうことを言われたのですが、私はその対応策としては、今後におきましても、冒頭申し上げましたように、やはり住宅の整備を進めてまいりたいと思っております。ただ、やはりこれは個人の住宅にしてもらうためには、数千万円というお金が一時金であれば要ります。やはりそれらに対応すべく、やはり若い御夫婦の場合は一気になかなかそうはいかないと思っておりますので、やはり家賃でお返しいただくような住宅で、那賀町に住んでいただくという方法が一番私は最適と思っております。

今の段階では、進捗状況のお答えになるか分かりませんが、今後のそういった定住対策・若者対策に対する考え、施策について御理解をいただけたらと思っております。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 ありがとうございます。

今、町長の答弁ではいろいろ難しい問題、障害者施設に関してですね、難しい問題もあると、基本的には日赤なり他の施設で何とかできないか、保護者の皆さんの意見がまず第一であるというようなことをまず言われました。僕もそのとおりだと思います。僕自身は自分では保護者の皆さんからの意見をいっぱい、今現実に「何とかしてくれ、清水よ。保護者として陳情書を出そうかとそう思うのだけど、どうか。」と言われたとき

に、僕は「ちょっと待ってください。今町長が一生懸命、答弁されたように考えてくれております。また行政というのは『ゆりかごから墓場まで』と言われるように、幅広いのがまた行政の仕事でもあります。住民の人・保護者の方から陳情書を受けて動くというのではなくて、行政というのは前もってやってくれるのが行政やと思うから、そこまでする前に町長の言われたのをちょっと待っておってください。」と僕は一応言ったのです。だけど、今町長が言われたみたいに、保護者の皆さんの意見がまだよく理解できていないというのであれば、僕は保護者の皆さんともう1回よく話します。

それと1つ分かっていたきたいのは、町長が先議会でも言われたように、また今回も言われたように徳島赤十字病院、またそして例えば美波町の方にも施設があるのですがね、あの言われたその徳島赤十字病院というのは明らかに僕らが望んでいる施設とは趣旨が違うのです。僕が望んでいる施設というのはね、その子供たちがいつまでも安心して暮らしていける、いつまでも暮らしていける施設を何とかこの広い那賀町に造ってほしい、そしてまたその必要な求めている方たちが、もう十分すぎるほどこの町内にいるわけですね。だから大きい施設を、例えば老健のように100人単位ぐらいまでいくような施設じゃなくて、小さくてもいいからまずそういう施設を造っていただきたい。そしていいものを造ったら徐々に大きくなっていくから、応えられるのじゃないかと、そういうまちづくりも1つ考えていただきたいということをまず要望したのです。だから、徳島赤十字病院の施設とはちょっと趣旨が違うということだけは御理解いただきたいと思います。

それと、2問目のこのもんでこい丹生谷を理解してもらうためにということで、先回答弁では「阿井ヴィレッジの住民の方たちの意見も聞きます。」と言われました。実は、先日同僚の柏木岳君が、阿井ヴィレッジに住んでいる方の全家庭を回られました。全ての家庭の方が在宅だったかどうか、ちょっと僕も聞いていないのですが、ほとんどの方に会えたと、そしてその方の意見なんかを聞いて、今までのわだかまり、いろんな思っていた不信感、また今後空き地に対する行政への協力の仕方等も、全部柏木君が聞いてくれたとのことなのです。またそして町内には、阿井ヴィレッジに限らずいろんな町外から転入された方がおると思うのですね。その人たちへのケア・接触がなかったら、もんでこい丹生谷、那賀町に来てくれて本当に喜んでもらえるのかというのはできないと思います。

町長は「早速阿井ヴィレッジにコンタクトを取ります。」と言ったけど、僕が1つ思ったことは、行政の仕事としてすぐに行動できることとすぐに行動できないことがある、これはよく分かるのです。そして、すぐに行動しなければいけないこともあると思うのです。阿井ヴィレッジに関することなんかは、行政としてまずやるべきじゃないか。特に空き地関係、分譲地関係の土地があるだけにね。またそして、もんでこい丹生谷に対する提言をしたすぐですので、「ああ、いつかやります。」じゃなくて、動いていただけるのが僕は行政だと思うのです。

3つ目の独身者の方ですね、その話なのですけれど、僕が前に提言したのは、役場職員の方にも優秀な方がいっぱいおられますので、何とかいろんな意見を集約してアンケートをして、それで難しい問題、微妙な問題だけに、何とか考えていただけないかと、いいアイデアを考えていただけないかというようなことを提案しました。

1つとしては、僕としてはシェアハウスという方法もあるのですね。シェアハウスというのは、1つの集合住宅に集まって共に暮らし、共に楽しみ、共に苦しみ、1つの血縁家族ではないけど、1つの大きい家族の塊として今後生きていこう、そういう集合体が集合住宅なのですね。そこで楽しくみんなで暮らしていく、そういう方法も1つありますよと。

町長にお願いしたのは、方法は微妙な、余りにデリケートすぎてタッチしてはいけない問題なのかも分からないですけど、それをしなかったら、那賀町というのはハード面とかいろんなまちづくりにおいてはもう僕は言うことない、一生懸命やっておると思うのです。ただ、まちづくりのそういう微妙なソフト面においても一生懸命やっていただきたい。それでまたやるのが1つの那賀町の大きい魅力ではないかと思っております。それが果たして事業としてどうなのか、どういう事業になるのかと思うときに、僕はまず町長が、こういうソフト面に関しては担当課単位でやるのではなく、まず最初に町長が大きい意味での全職員を対象に、配下にアンケート等で意見の集約をして、それである方向性を出して予算付けをして各担当に持っていくような話だと思うのです。この、うまいことは言えないのですけどね。この独身者対策もそう、町内に移住してきた方のなんかもそう。そういう方法で進めていくべきなのじゃないかと思うのです。

ソフトの面、まちづくりで一番優しい部分を何とか一生懸命頑張っていたきたいと思うのですけれど、いかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 独身者の方々、この方々に対して集合住宅、そこでずっとの生活ではないのでしょうかと思いますけれど、一時的にそういう集う場所といいますかね、そういう形の施設を、との御提言だろうと思います。

確かに、都市部でもそういった住宅ではないのですが、若者が集う場所というところでいろいろなそういう施設面、あるいはネット関係を使ったものとか、いろいろそれは現在もあります、町としてもそういう施設を今後において検討すべきかどうかということになると思います。これは、もんでこい丹生谷の今後におきましても、那賀町に帰られた方、若者のみならず、ある程度の退職された方も帰ってくるようになると思います。その方々とも十分、対応としても考えなければならないことであろうと思います。

もんでこい丹生谷も、阿井ヴィレッジでの入居された方ということについても、これも即対応ということですが、確かに、ただ担当の方からもそれぞれ皆さん方の御意見をお聞きし、価格につきましても御理解を得たところでございます。今回、当初の建設当時の状況から非常に状況が変わって変化しておりますので、その状況に対応した形を御理解いただきたいということで、担当の方からもそういうお話をさせていただき、現在のところ御理解いただいて議会の皆さん方にも御報告をさせていただいたとおりです。

そういったことで、今後におきましてもその若者対策そして那賀町での定住対策そしてまた独身者に対する対策ということについても、いろいろとやはり行政が直接また出

ていって先導してリードしてやるところと、民間の方をお願いするところと、両方の局面があらうと思います。そういったことも十分行政としてもいろいろな事例を参考にしながら、対応してまいりたいと思っております。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 どうもありがとうございます。また、僕は個人的にはこの問題は大切な問題やと思っておるもので、また議会ごとに進捗状況等をお聞きしたいと思っておりますので、どうかまたよろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

先般、那賀町の代表監査委員、榊田正憲さんが全国町村監査委員協議会会長に就任されました。そして、その祝賀会の席上で、町長は「私が県のいろんな場に行っても、堂々と胸を張って紹介できる名誉な出来事です。」と、その榮譽を称賛されました。我々においても本当にうれしい就任だったと思えます。

6年前、日下前町長の公金横領事件が発覚し、那賀町は大混乱を起こしました。町長選挙を終え、後継された坂口町長が二度とこのような不祥事を再発させないために行財政改革に取り組み始め、代表監査委員に榊田氏を招へいしたときから二人三脚の改革が始まったもので、その後の飛躍的な改革には、それこそ賞賛に値するものだと思っております。

財政改革においては、システムを明確化することによって不祥事の再発防止とともに、チェック機能が強化されたりスリム化することによって、出納室長との共同作業で有利な財産運用をし、年間30百万円もの利潤を生み続けたことも特筆ものだと思っております。また、行政改革においてもその効果は顕著で、僕が議会に参加させていただいて最初の役職が議会選出監査委員でした。榊田氏のもと2年間務めさせていただき、非常に勉強になったというか、行政の仕組みというものを再認識もさせられました。本当に感謝しております。

そこで質問内容に入りますが、これも那賀町が先進的に取り組んだ監査室との共同作業で、行政改革に踏み込んだ数々の提言や指導を、町長宛にまた議会議長宛に報告を続けてもいます。しかし、毎月毎月同じような指摘を続けても、一向に改革が進まないというのか、行政本体のどこかに問題点があるのではないかと感じるのです。行財政改革は大きな目標を掲げ成し遂げてこそ、大事件を起こし迷惑をかけた町民に対しての回答になると思えます。

町長の答弁を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 監査制度についての御質問、そして毎月毎月の監査委員からの御指摘に対する対応ということであろうかと思えます。

この監査制度につきましては、いろいろとあの事件以来、やはり外部監査制度の導入ということも含めて御指摘もあったのですが、やはり、外部監査、これによって月にとか年に数回来ていただいて、そういう監査指導をしていただくというよりか、やはり内部でうちまで十分な監査機能が発揮できるような対応が、私は一番那賀町にとっても有



利であるし、それが効果があると思っております。そういったことで、梶田監査委員さんにはこれまで本当にいろいろと御尽力を賜ったことに、私は本当に感謝をいたしております。

その中で、毎月毎月御指摘のある内容を見せていただきますと、確かにこのことは即対応できる内容でもございます。そういったことで、これらに対する対応は、やはりそのチェックシートをちゃんとこしらえていただきたいということで、そのチェックシートを一例として今現在こしらえていただき、それに基づいて対応していただいているところでございます。

やはり、これは各課長さん、あるいは上層部の方、総務課長・副町長、そこでの事例をこしらえるというのではなく、やはり職員ひとりひとりがそのそれぞれ持ち場持ち場よってのチェックシートをこしらえて、それでチェックをしていただければ、こう毎月毎月指摘を受けるようなことはないと思っております。今後におきましては、そういったことも含めて十分その指摘に対応をしまいたいと、改善をしまいたいと思っております。

どちらにせよ、そういったことを含めて、今後において1つの不祥事も出ないような体制を築くべきであろうと思っております。このこういった対応についても、やはり長い間そういう、これまで那賀町の信用回復、信用をなくしていた状況の中から、町民の皆さん方にもやはりそういう状況が改善をされたと、これまでかかったそういう監査委員さんあるいは議会の皆さん方の御努力、それをもしも1つの不祥事で水の泡にしてはいけないと思っております。「100日の説法屁1つ」ということわざがあると思えます。御存じと思いますが、やはり長い間いろいろ苦勞をして築いてきたこの体制を、本当にささいなことあるいは1つの不正で全てが水の泡になるようなことのないよう、我々としても職員共々その対応をしまいたいと思っております。

現在の監査制度についての御意見につきましては、私としては本当に監査委員さんまた議会の監査委員さん、本当に御尽力賜っておることには、心より感謝を申し上げたいと思っております。今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思えます。

以上でございます。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 今、町長の答弁の方から、意見書が出されるのを何とか早く改善してほしいと。実はもう僕が監査した2年間はもちろん、それから古野議員さんになっても1年半、指摘内容はほとんど変わらないのです。じゃあ一体これを改革していくにはどうしたらいいか。一度監査を経験させてもらったものとして、何とか改革していきたい、この財政改革・行政改革の方を何とか完成に近づけたいという気持ちはものすごく強いのです。

監査が月に1回必ずやることは、支出命令書といって監査室の方でずっとやっているのですね。支出命令書というのは各事業に対して出納室から出金するものなのですけれど、1つの書式なのですけれど、それには上には各担当から始まって町長ずっとハンコが並んでいるのです。このハンコの持つ意味の重大さというのは那賀町の職員の場合は特によく御存じやと思うのですけれど、我々はずっと監査しながら責めました。「何と

か改革せよ、何とか改革してくれ。いつまで待ったら直るのだ。毎年変わらんでないか、毎月変わらんでないか。減っていないじゃないか。問題が多いじゃないか。」と、ずっと言い続けたのです。

こういうことを話すと失礼かも知れませんが、この3月いっぱい、戦ってきた出納室長が退職されるとのことです。僕は言いました。「何で辞めるねん、まだいっぱいあるやないの、時間。」「僕、疲れました。」「辞めるなよ。」と言ったけど、「疲れました。」

何で辞めないといかんのですかね。僕、本当にそう思うのです。支出命令書でいろいろと問題のある部分には、いろんな問題があります。僕なりに解釈すると、それは単純なミスもある、制度上どうしてもしょうがなく日付の改ざん等のそういう問題もある。また、一番問題にしないといかんのは、課長が部下に、配下の部下に今までの慣習、それをそのまま認めさせてきたこと、旧町の進め方、事業書の書き方をそのまま継続して、提出してくること。

今、監査室が一番大切にするのは、コンプライアンスです。コンプライアンスをものすごく大切にしています。だから、旧来のやり方、独自の方法は問題があるから直してほしいと、そういうやり方では通用しませんよということを必ず提言して、監査室の方でチェックしてもらって上がってくるのです。それが毎月毎月膨大な数なのです。ね。「これを減らしてくれよ。」と。

じゃあこれは出納室長の責任ですかね。僕は違うと思うのです。担当員がきちりコンプライアンスを守っていただけで、担当課長が、担当課長が部下に「旧来の方法は駄目、慣習は駄目。コンプライアンスを守ってくれ、1つの手段をマニュアルどおりに作ってくれ。」ということ強く要望していたら、彼はここまでこの4年間こんなに悩む必要はあったのでしょうか。

辞めていくからといってみんな知らん顔できるのですか。誰が辞めさせたのか。もし、ちょっと言葉は過ぎますけれどね。

(峯田繁廣総務課長「個人的なこと。」と呼ぶ。)

・・・になるのかも分かりません。じゃあ訂正します。

ただ分かってほしいことは、早く改善しないといかん。そのためにはどうしたらいいか。職員への徹底的なコンプライアンスの推進、それをまず担当課長が必死になって指導するべきではないか。それがまず監査体制の充実だと僕は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 やはりこれは課長、出納室長、そういった立場上の責任もございますが、やはりこれは職員ひとりひとりの意識とっております。ですから、先ほど申し上げましたように、指摘されたこと、これは1つ1つ確認すれば分かっていることなのです。ですから、それぞれの担当課でそのチェックシートを準備して、その支出票なり支出票の添付資料として付けなさいと、付けてくださいということを申し上げているのです。それができれば、それぞれ各担当課長が全てそれをチェックすることなく、担当者がチェックしたものを確認すればいいわけですから。内容的に見せていた

できれば、問題点・指摘事項を見せていただければ、私はそういう対応の仕方をそれぞれ職員さんひとりひとりがやれば、できると確信をいたしております。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 現実に努力してください。1日でも早く、こういうことがあったということだけは忘れんと、それぞれ担当課の方、1つでも減らしてスムーズな監査ができますようによろしく願いしておきます。

次の質問に入ります。

かつて、那賀町は農林業を中心に生活が営まれてきました。夏は田畑に入り冬は山に入り、切り出された木材を製材し、大工さんが家を建てるという循環で商工業も栄え、形成されてきたと思います。日本が高度経済成長期に入り、インフラ整備のために土建業に力を入れ始め、土建国家と揶揄される国へと変化すると同時に、農林業から人手が流れ土建業が基幹産業へと移っていったと思います。その間に、G A T Tウルグアイ・ラウンドで木材価格が4分の1まで下落したことによって林業への活力は失われてしまい、近年は国の財源枯渇により土建業も人手を必要としなくなり、現在の四面楚歌状態が那賀町でもあります。

ただ、土建業も落ち着いてきたというのか、今後も間違いなく必要な産業であり、特需は考えられなくても安定した雇用になる基幹産業の1つとっております。また、町長が積極的に力を入れている林業を基幹産業の柱に据えようとの気概を強く感じる昨今でもあります。

そこでお聞きしますが、基幹産業の位置づけと主眼とは何なのか。そして理想と現況と問題点は何なのかをお聞きします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 非常に難しい御質問をいただいたのですが、基幹産業の位置づけ、これにつきましては、那賀町にとりまして、もう御存じのとおりです。林業は、これは面積の本当に95%以上が山林、66,000haの森林を有する那賀町です。やはり林業について基幹産業と言わざるを得ない。これなくして那賀町なしとも、これは取れるのは当然とっております。

また、農業におきましても、那賀町においては、もうこれまで何度か申し上げておりますとおり、標高の50mから600~650mぐらいのところでは農業を営まれております。ただ、やはり大量生産ができないというのが、この那賀町にとっての特産物振興をしていく場合に、その適地適作を、地にそった作物、そしてそれを誰が作るのかと、適人適作と言われますが、そういったことも考慮した振興作物をやるべきとっております。

そういったことで、基幹産業については、農業と林業については、これまでも清水議員さんにも何度かお話をさせていただきましたが、やはり大量生産をできないということになりますと、やはりどうしても専業農家ばかりを育成するというわけにはまいりません。ですから、やはり兼業で農業と合わせた複合経営をやっていただくということが、私は重要になってこようかと思っております。

また、林業につきましては、これは本当にやはり今までの木材価格の50年代までのときでしたら、本当に切り出せばお金になるという時期から、今はやはり農業経営と同じような感覚で林業経営もやっていかないと、なかなか利益が上がらないというのが現実であろうと思います。今後においても、木材価格がどんどんどんどん上昇するとは思えません。やはりその中でこういった形を作り、こういったシステムで林家の方に少しでも残るような対応を取り入れる方法を検討していくべきであろうと思っております。

理想と現況と問題点。問題点、もう御存じのとおりです。1つは人材不足、木材価格の低迷、これにどう対応していくか、そこが私は一番の問題であろうと思っております。今後において、それらを何とか少しでも克服すべき対応をしてみたいと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 僕、恐らく、町長の方から基幹産業は何だと言われたら、僕なら、僕もう農業・林業・土建業が基幹産業と言いながら、本当は那賀町の基幹産業は僕は役場だと思うのです。お金を稼いでくる、お金を持ってくる、そして町民に行政サービス等です、これが基幹産業の本当の最たるものなのです。

那賀町が今後基幹産業として一生懸命生きていこうと思うのであれば、僕はやはり売れるものを作る、ものを作ってそのものを売ってこの那賀町にお金を運んでくる、これが基幹産業の一番大切なものだと思っております。今現在、那賀町は役場が一生懸命頑張って公共事業でインフラ整備もずっとやってくれております。また林業関係も一生懸命補助金等をして一生懸命対処し、何とか那賀町を守っております。

だけど1つ、今後基幹産業を育てることとしてやってほしいことは、やはり林業にしろ農業にしろ、いいものを作る、ものを作って売れる、売れる商品を作る、売れる産業を作り育てる、こういうことを僕はやらないといかんと思うのです。林業もそうです。町長は、バイオマスタウン構想で今一生懸命林業関係で売れるものを作ろうとしている。那賀町には山があり、山にはいっぱいの木という資源があります。資源という売れるものがあります。これを売ろうとして一生懸命基幹産業として頑張っていること、これは僕非常にいいと思うのです。

また半面、農業分野、農業分野こそある意味でもものを作りものを売る、大切な産業でもあります。ただ、横流しじゃなくて、ただ補助金、どこか考えてそれに補助金を手当しますというのではなく、那賀町は育てる、作るべき、新しい産業を作るべき、育てるべきが大きい基本でないかな、これが基幹産業の一番柱になってくるものだと僕は思うのですけれど、町長、今後の方針として、農業、特に農業ですね。産業を作る、産業を育てる、そういう考え方というのはどうなのでしょう。ちょっとお聞きしたいのですけれど。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 最近言われております6次産業化、これらにつきましても、やはりいろいろと町内でも本当にそういう方面にいろいろと頑張らせていただいているグループ

がございます。もう御存じのとおりです。そういった方々の御支援も、これからはできる限り町としても支援をしていきたいと思っております。

また、林業についても本当に農業と一緒にです。私もいつも言っていますが、木材についても優品・秀品、そういった形を作っていくべきだろうと思っております。やはり需要、受け手側の方に納得していただける木材を供給していくということが、やはり重要になってこようかと思っております。そういった意味で、農業にしても林業にしてもそういったいろいろな方面からの、多方面からのこちらからの対応ということが必要になってこようと思っております。議員御指摘のとおりと自覚はいたしております。

よろしく願いいたします。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 次世代のために一生懸命新しいものを作るように、是非行政として頑張ってくださいと思います。

最後に、予備として質問を構えておりました、森林管理受託センターについてお聞きします。

森林管理受託センターが準備室として設立されて1年、この4月から新しく本格的に運営されるとのことです。趣旨は「那賀町の林家の方に少しでも多くのお金を還元したい。そのための組織だ。そして那賀町産材のよさをアピールし、その那賀町産材の需要が増えるように活動するのが本来の基本であります。」このように我々に説明されました。

この4月から本格的に運営が始まるこの活性化センター、どのようにこの1年を過ごし、今後どのような方向で進んでいかれるのかの答弁をお聞きし、質問を終わりたいと思います。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。

○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 清水議員さんの御質問の中で、センターができて、5月14日に始まって今現在で約10か月がちょうど過ぎたといった形なのですが、今まで感じたことについてお話をしますといいますか、流れをお話していきたいなというように思います。

センター準備室というのは、まずマスタープランに基づいて今先ほど議員さんがおっしゃられたように、生産の拡大とか雇用の場の確保、あるいは所得還元、これを目的として実施してきたところです。

まず最初に取り組んだことなのですが、入札制度改革です。森林組合を含めた事業者は、事業が完了しなければ事業費、いわゆるお金が入ってこないというシステムですね。これを、今までそういった資金繰りが非常に苦しくて、銀行から借入れをしなければならないという事業者もございました。建設業であればですね、当たり前のごとく前渡金制度がある。しかし、西日本建設業保証協会、字のごとく建設工事のための前渡金といった観点から、林業事業、搬出間伐ですよね、これには前渡金は認めてくれませんでした。これでは入札制度を作った意味が全然ないなということで、準備室としてはもう本当に建設業保証協会に粘り強く協議をした中で、ある講習というものを取り入れ

ることで合意に至ったという経緯がありまして、現在はこの制度を使っているということで、これ西日本初の取組でございます。

それから、準備室というのは森林組合から6名、それから林業公社から3名がきて運営しておるわけなのです。半官半民の準備室といった考え方かと思うのですが、そういった中で、やはりマスタープランにも掲げていますように、生産量の拡大とかやはり雇用の場の確保を考えたときにですね、今従事されている方というのが、搬出間伐に従事されている方、いわゆる木材を切り出すのに従事されている方というのが85名おるのですね。しかし、この85名のままでは、いつまでたっても那賀町の町内から生産される木材というのは5万m<sup>3</sup>ですね、5万m<sup>3</sup>しかない、これをどうにか雇用を拡大する、要するに事業体をお願いしないといかんのかも分らないのですが、これを、人材を増やすためにはどうするのかということが一番のネックだった。マスタープランも絵に描いた餅になる。そういったことで、今現在林業活性化協議会の中でですね、いろんな雇用を増やすにはどういうようにしたらいいのかということも議論して、この4月ぐらいからですかね、ある事業体では4名、ある事業体では1名が増えるといった形になります。

それから、1年間といいますか10か月を経験してきたことは、今まで役場の職員というのは森林組合にいろんな補助を行ってきた。これを行うことによって雇用が生まれるとか収益の還元にもつながるだろうという考え方であったのですが、ここを役場の職員自身がこういった勉強を余りできていなかったのだろうなど。やはりこういったことを役場の職員自身に林業のプロを作る、こんなことが今後本当にやっていかんと那賀町の林業振興というのは、ほんまのことを言うと動き出すためにはこういったことが必要なのだろうなということを感じました。

以上です。

(清水幸助議員「質問を終わります。」と呼ぶ)

○大澤夫左二議長　ここで、休憩を11時まで、場内時計で11時まで休憩を取ります。

午前10時48分　休憩

午前11時00分　再開

○大澤夫左二議長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

次に福永泰明君を指名し、発言を許可いたします。

○福永泰明議員　議長。

○大澤夫左二議長　福永君。

○福永泰明議員　質問をいたします。2点質問をいたします。

まず1点目は「長安口ダムの改造事業について」質問をいたします。

1月26日に、同ダムにおいて起工式が行われました。本体工事に着手をしております。この改造事業は国土交通省のですね、直轄事業として、現在6門ある放流ゲートより約10m低い位置に新たに2門のゲートを増設して放流能力を高める、そのことによってですね、現在1,096万m<sup>3</sup>の洪水調節容量より約100万m<sup>3</sup>増やすことが目的の事業であります。ほかにも、放流水を流す導入水路、また下流の河床にある減勢工をコンクリートで強化する、そして日野谷発電所に送水をする取水口には澄んだ水を流す

選択取水設備を設け、そしてダム直下のコンクリートがれきを撤去するなど、などなど、ダムの直近直下、その周辺そして上流の木沢・平谷においてはですね、既に住居の移転それから補償、かさ上げなどがだんだんと進んでおります。これについては町長や関係者の方の努力があったのだらうと思います。

しかしながらですね、大変残念なのは、いまだに下流地域の、相生も含めてですね、鷲敷地区の浸水対策は全く手付かずといいたいまいしょうか、何の手立ても解決策も見つかっておりません。470億円ものですね、大金を使っただけの事業であります、下流地域の浸水被害が本当にこれで防げるのでしょうか。私は大変疑問に思っております。国や県はですね、管轄ということで、上流・下流の管轄ということでですね、この辺りを見て見ぬふりを決め込んでおるような感じがあります。

このことについて町長に、町長にこれ質問するというのはお門違いな分もあるのだらうとは思いますが、町長の考え方、今後の考え方について御意見をいただきたいと思いますが、よろしくお願いをいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 福永議員さんの、長安口ダムの改造工事、これに関連して鷲敷地区の浸水対策についての御質問でございます。

確かに、我々としても、これまで特に鷲敷地区の浸水については地域の皆さん方もいろいろと視察をしていただき、そして最終的にやはりやるとしたら輪中堤の方法がいいのでないかということで、当初のうちはそういう形で整備計画策定の以前に方針を出していただいたところです。

しかし、やはりその計画が、いろいろ内容的に聞いてみますと、非常に工法的にも難しい、理解を得られるような方法をなかなか打ち出していただけなかった。私もその工法の内容について、いろいろと県ともお聞きしましたが、また地元の地域の皆さん方にもお聞きしましたが、やはり今の現在のところ、正直申し上げまして、今の土手を作ったの輪中堤、これは問題が多すぎるということで、私はもしやるにしても何か別の方法がないか検討していただきたい。やはり30mも40mもの幅を要して、今の農地を全部潰して困うということにはかなりの課題をクリアしなければならないし、果たしてそれで全て解決する問題とは思えない。また、小川橋のかさ上げについても、示された分については現道を上げるのみで、やはりある程度の改良も含めた工事の方法ではないということもお聞きしております。

そういった中で、それをそのまま町としてもなかなか承認できないということで、今県の方には、地元説明会ということについてももう少し検討していただきたい、待っていただきたいということを申し上げております。私としては、やはりその工法を違った工法でやっていただくか、あるいはまた浸水される方々の御意見の中にもあります、移転をしたいと、その対応策を町もしてくれだということもお聞きしております。ですから、そういうことも含めて町としては対応をしていきたいと思っております。

ただ、長安口ダム本体の改造工事でございますが、これはやはり放水口を増設して100年に一度というような大雨に対応できることも1つですが、通常の台風等そういったときに、やはり放流ゲートが1m下に下がる、それから平谷下ノ内等そういった木沢

も含めてでございますが、その対策工事ができればまだ1 m上に今度は水をためることができると、そうすることによって2 mの余裕、懐ができるということになります。そうなりますと、やはり通常の台風、3, 0 0 0 t以上放流されると驚敷はつかるのですが、それまでの対応として事前放流・予備放流をしていただき、その放流を調節していただければ、今までついていた、通常といいますか、台風のときでもかなりは逃れられるのではないかと考えております。

ただ、私自身としては、その改造ができ上がって実際にその運用をしていただかないと、私としてもそれでいけるのだということを言われますが、やはりそういったことで、早期に改造工事を完成させていただいて、台風時期にそれで放流方法を含めて対応をしてみてくださいよと、それでないと私も我々としてもその件については「はい、それでよろしい。」ということはいえませんが、それによって我々としても対応させていただきたい。また、その放流ゲートができたことによって、もしまた別のところが見つかるということも考えられます。それも含めて、やはりやるのなら早期に完成をしてくれやと、それによって我々としてもその結果を見て対応します、と。

それからもう1点は、やはり年に2回ですか、国の国土交通省河川局局長ほか職員の皆さん方のところで、そういった意見交換会みたいなのもやっていたいております。2回ぐらいだったと思います。そのときには、やはり国交省管轄以外の箇所についても、やはり国が補助金を出してくれるなり、県に対する支援策をやってほしいと、県だけで、県管轄の部分を県だけでやれと言うたって、県もそれは財源が苦しい中でなかなか対応ができませんのだから、もう国としても支援をしていただきたいということをお願いしております。

今後においても、この件についてはそういったことで、国の方に対してもその要望は続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○福永泰明議員 議長。

○大澤夫左二議長 福永君。

○福永泰明議員 町長の答弁をいただきました。今後、東町地区においても移転というような辺りも考えていると、そういうような話でありました。また国交省、管轄が今、上流は国交省・下流が県ということで、かなり国と県との対応によってですね、違い・差があると思うのです。今町長も言うていましたが、国の方も県の管轄のところにおいても支援をしようやないかと、そういうような答弁だったのですが、これ今後ですね、やっていく、この事業をやるということに関して私がちょっと不満を覚えるのは、順番がちょっと違うと。まずこの事業をやる前に、やはり下流域の人に十分説明をしないといかん。そして納得をしてもらった上でこういう事業をやらないといかんののに、説明、そういうのがですね、やはり少なかったです。これ、厳しく言えば国・県、ほんまに対応が悪かった、そういうことは言えると思います。

ただ、町長のあの今答弁を聞いて、早く事業を完成させて結果を見てみると、そういうことでございますので、これは今後私の方もですね、推移を見てみたいと思えます。

それでは、2点目の質問をいたしたいと思えます。



2点目は、私たちのこの那賀町も、合併してもうやがて9年目になります。再来年には合併特例の期限も切れるということで、様々な面において大変厳しくなってくるということが予想されると思います。そうした中で、本町は本庁、驚敷が本庁そして相生が分庁、あと支所方式が採用されております。今後ですね、この方式についてもこのままというわけにはならないと思うのです。

そこで参考までにちょっと言いましたらですね、合併時と現在の那賀町の人口の推移を見てみましたら、合併時の平成17年3月、人口は11,598人でありました。それが今年現在、2月ですね、9,767人になっております。1,830人の人口減少があります。さらに10年後にはですね、今のままの推移でいきましたら7,000人ぐらいになると、そういうことが予想されております。

こうした中で、驚敷でこの間から本庁の建設が始まりました。そして、またさらにですね、今後においても耐震事業として相生庁舎、また上那賀・木頭と事業を実施していくことになると思うのですが、私はね、それと併せて今の那賀町のですね、小学校・中学校、そして幼稚園・保育園のあり方も並行して考えていく必要があるのではないかと、そう思います。

このことについては大変難しい問題がありますが、その地域、その地域のですね、実情やいろんな考え方・意見があると思います。簡単なことではありませんが、このことについてやはり行政、特に町長・副町長あたりはですね、前向きにこのことについて取り組んでもらいたいと思います。

そこで、町長、このことについて何か御意見がありましたら、一言。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 福永議員御指摘の、本庁・分庁・支所のこの方式、御指摘のとおり、那賀町も本当に合併して今年で9年目に入ります。やがて10年。私も冒頭お話ししました折り返し地点、ちょうど任期もあと2年ということで、節目の年ということになるかと思えます。やはりそうなりますと、やはりもう旧町村意識、これは払拭し、本当に真の那賀町にならなければならないと思っております。合併時に交わしました旧町村単位のまちづくり計画、やはりこれも見直したまちづくり計画を進めていかなければならないと、そう思っております。

ただ、やはり那賀町、淡路島よりも100㎥広いという那賀町でございまして、やはり全てそれを1か所に集中することができるかと、それには少し無理があるだろうということも思っております。ただ、やはりこの本庁舎をハブ庁舎として、そうした中心とした町政運営・行政サービスを進めていくべきではあると思っております。やはりそのためには、今あるやはりケーブルテレビ・ネットワーク、これらを再構築する必要もあらうと思えます。やはりそれを整備し、そしてケーブルテレビも統一し、全ての双方向の推進をできる体制整備を進めていくことも必要であらうと思っております。そうすることによって、やはりそれぞれの今あるこの機能をどう使うかは別にして、各支所・分庁を含めて、確かに今耐震調査をしておりますが、上那賀・木頭についてはやはりもう全て取り壊して、新たな、新しい規模で新築する方が適当という結果が出ております。ですから、やはり今後順次そのことについても、その支所の規模、これから職員

数を何人どういった形で配置していくのか。町としても今後におきまして、やはり定員の適正化ということで決められてきます。縛られてくると思いますし、指導もそういう指導も下りております。

それから特に重要なことは、10年も経ちますとやはり新規職員の採用はそれぞれの旧町村、別々に採用しません。全て統一試験で、どこの、町外からの方もおいでだと思いますが、どこの旧町村の5町村の職員さんが均等に採用されるわけではございませんので、やはり地元の旧町村に地元の職員を今までは配置をし、その旧町村の事情の分かった職員ということだったのですが、将来的にはそのことはもう不可能です。

そういったことも含めて、それぞれの支所に配置する職員数、そして職員のそれぞれの技術的なもの、技術的な内容を持った職員を配置するのかどうかということも含めて、やはりこれは課題にもう既になっております。特に技術職員については、もう各支所で全てが対応できる状況ではございません。

そういったことで、この本庁舎が完成するこの12月、ですから来年の4月の体制については、やはり従来の組織でなく、やはりある程度組織を集約した形を取らざるを得ないだろうと、そう思っております。

そういったことで、今後においてもそのことを議会の皆さん方にも十分御理解のいただけるよう御説明も申し上げ、そしてその点について御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○福永泰明議員 議長。

○大澤夫左二議長 福永君。

○福永泰明議員 町長の答弁をいただきました。副町長、これ通告も何もしていないのですが、もし意見がありましたらどうぞ。何かありませんか。

(稲澤弘一副町長、何か呼ぶ)

○福永泰明議員 ありませんか。はい。質問を終わります。

○大澤夫左二議長 福永君の一般質問が終了いたしました。

次に連記かよ子君を指名し、発言を許可いたします。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 質問に先立ちまして、東日本大震災から2年がたちました。1日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、町政について、2点のことについて質問をいたします。1点目は「教育問題について」お伺いをします。教育問題につきましては、こども議会での子供たちの提案や要望にどこまで応えていくのか、また学校の統廃合について、そしていじめや体罰の防止・対応についての3点について質問をさせていただきます。

「那賀町を愛する心育成プロジェクト」の一環として、昨年に引き続き2月7日にこども議会が開かれ、また3回目となる「那賀町を愛する心 少年の主張弁論大会」が2月24日に行われたところであります。那賀町の自然や文化、歴史や伝統などを通じて、子供たちが日頃から疑問に思っていることや、また総合学習で出された意見や提案などを質問し、こども議員としてこども議会を経験することにより、町政や町議会の仕

組みについて学習するとともに、ふるさとを愛することの大切さを学ぶ機会でもありません。子供たちの生き生きとした表情は、本議会にも引けを取らない真剣で立派な態度がありました。

その内容をかいつまんで申し上げますと、インターネットを活用したまちづくり、那賀町全体で取り組む対抗運動会やそれぞれの地域をめぐるツアー、災害時のラジオの実用化、木頭ユズをベースとした加工品の生産、伝統産業の拝宮和紙の保存と伝承について、バイオマス構想や小水力発電の活用、あいあいらんどを昆虫や野鳥と触れ合えるような施設にしてはどうか。また、身近なところでは、夜道が暗いので電灯を付けてほしいとか、町民プールの修繕とそのプールを町民に開放してはどうかといった、様々な視点から子供たちの提案がありました。子供たちの心を汲み取り、きちんと町としては応えていかなければなりません。このことについてどう対応していくのかお伺いをします。

2つ目は、先日のことでありましたけれども、平谷八幡様の境内から子供たちの元気な声が聞こえてまいりました。何が始まったのかと思っておりますと、オリエンテーリングということで、お弁当を入れたリュックを背負った子供たちが5～6人歩いておりまして、行き交いますと「こんにちは。」と大きな声で挨拶をしてくれました。子供というものは、私たち大人にとって、またこの那賀町にとっても未来の宝であります。

しかしながら、那賀町は人口の激減に際しまして、ただいまの出生数は42人という、本当に先行きが不安な状態であります。そしてまた、平谷小学校においても平成25年度の入学生はたった1人であるということをお聞きしておりますし、また隣の木沢小学校においても平成25年度から児童数が激減するというような話も聞いております。学校の統廃合は、少子高齢化の著しい過疎地においては避けては通れない問題となっております。都市部の学校に比べて、学校が地域の拠りどころとしての機能が高いところもあり、地域住民の多くがその学校の卒業生でもあります。また、都市部と異なり統合先の学校が遠く離れていて、統合先の学校への通学も一大問題となるケースもあります。このことから、地域社会との結びつきや統廃合後の通学手段などの条件整備が厳しい状況にあり、単に減少したという理由だけで統廃合を行うのは一層困難ではないかと思っておりますが、那賀町の今後の取組についてお伺いをします。

次に、スウェーデンでは33年前、1979年に子供へのあらゆる暴力・精神的虐待を禁止する法律を制定しました。その中で「子供はその人格と個性を尊重しながら扱われなければならない、体罰にも、その他いかなる屈辱的な扱いにも遭わされてはならない。」と謳っています。法律制定から約30年の間に、体罰をする習慣と体罰を認める意識をなくすことに成功したとあります。そして多くの国がスウェーデンに倣い、現在31か国で虐待を禁止する法律が制定されています。

日本では学校の体罰は学校法で禁止されていますが、家庭での体罰を禁止する法律はなく、民法では親の懲戒権を認めているので、家庭での体罰や虐待が起りやすいと考えられています。子供が悪いことをしたときは、なぜ悪いのかということ根気強く子供に説明することがしついです。昨今、いじめ問題による中学生の自殺、部活動での教師の体罰による高校生の自殺と、痛ましい事件があとを絶ちません。子供の人権を認めない社会からは、暴力の連鎖は断ち切れません。徳島県は全ての学校に体罰があったか

なかったかアンケートを実施していますが、那賀町においてそういった事実があったのでしょうか。そして、いじめや体罰の防止・対応策についてお伺いをします。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 連記議員さんから3つの質問がございました。

それでは、一番最初に言われました、こども議会での子供たちの提案や要望にどこまで応えていくのかということから、まず御答弁をさせていただきたいと思います。こども議会での質問、私たちも大変感動するような素晴らしい質問が多く出されました。この子供たちの意見というのは、やはり将来の那賀町を担う子供を育てる上で、やはり一番重要な時期に差しかかっている子供たちにしっかり勉強をしてもらうということ、これは一番大切なことだろうと私も思っておりますし、今後とも続けてまいりたいなと思っております。その中で、去年の提案されたいろいろな要望等につきましては、多くの関係各課でそれぞれの議題については検討を加えております。そして、その中で対応できるもの、これについては去年の補正予算、それから今年の当初予算の中で反映をさせてきております。

例といたしましては、野生動物による農作物の被害対策予算の充実、それから学校遊具の整備、それから「那賀町の民話と伝説」の発刊に向けた取組、この3点については、予算措置を講じるなり、また引き続いて今年も予算計上をいたしております。今年度も非常に多くのいい提案がされておりますが、この問題につきましては、町長部局・教育委員会も含めてよく検討をしてまいりたいと思っております。それぞれ課長さんも答弁されておりますので、自分の答弁した中でできる限りの対応というのは誠意を持って取り組んで予算に反映できるものと思っております。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の学校統廃合につきましてお答えをしたいと思います。このことについては、前にも一遍答弁をさせてもろうたのですが、平成24年3月に「那賀町第1次教育振興計画」、これを定めさせてもらいました。その計画書は議員さんにもお配りして、読んでいただけたと思っております。この計画書を定めるに当たり、アンケート調査によりまして町民・保護者の意向を汲み上げ、その意向というのをできるだけ反映させたいということで取組をいたしました。

その中で、学校統合につきましては、少子化の進展によりまして、小学校の小規模校における複式学級や、中学校の免許外教科の指導やクラブ活動のあり方に不安を感じておられる方が多いというように感じました。特に旧上那賀・木沢・木頭地区の保護者にその傾向を強く感じました。その中で、児童生徒数の推移ということ、平成23年5月にその住民登録をしている方を推計をいたしまして、今後転出入がないとした場合に、それじゃあ平成29年度にどのぐらいの児童数になるのかということをお示しをした上でアンケート調査をさせてもらっております。

そのときにお示した数字というのは、特に上那賀から上流の小学校、桜谷小学校はそのとき26人でしたけれども、平成29年には10人になる、それから平谷小学校は35人から18人に、木沢小学校は13人から9人に、木頭小学校は29人から19人に、北川小学校は14人から7人に、上那賀中学校は33人から29人に、木頭中学

校は28人から15人に、このように減ると推計をいたしておりました。しかしながら、やはり転校等がございまして、それよりも早いスピードで減少しているというのが事実であろうと思っております。今年度の小学校を卒業して中学校に上がる子供も、那賀町から7人那賀町外に転校するというようなことで、そういうことがやはりこの町の活性化には大きな、何と言うのか心配の種というようなことで残っております。

そういうアンケート調査に答えていただいたのですけれども、学校によってはそのアンケート調査の結果から、「早急に統合について検討に入るべき」と答えた保護者が、特に上那賀から上流の学校の保護者には多かったということ。それから「もう少し推移を見て検討に入るべきか決めるべき」ということを合わせますと大多数を占めるといようなことで、保護者の方々は危機感を持っておりますし、そのことから去年度から勉強会を始めております。教育委員会といたしましては、保護者の意向を尊重し、その意向というものを見守っていきたいと考えております。

それから、次にいじめ問題また体罰の問題についてお答えしたいと思います。いじめの問題ですけれども、平成23年度にいじめ状況調査を実施いたしました。そのときには1件ございました。いじめの定義というのは、いじめられた児童・生徒の立場に立ってということで、生徒が心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じた場合ということで、この場合には非常に幅広くその解釈ができるようになっております。

言葉を含めてなのですけれども、昔、私たちが小・中学校で授業をしていて、宿題をしてこなんだり授業中にちょっとふざけたようなことがあったら、私たちは教室で立たされましたし、また廊下に出て行けというようなことを言われたことも記憶にあるのですけれども、そういうことは体罰ということになっております。そういうことをやはり私たちは十分認識した上で、そういう、やはり先生方も含めてですけれども、取組をしていかなければならんというように思っております。

平成24年度には、いじめがあったと報告された件数につきましては合計3件出ております。そういうことにつきましては保護者からの通報が多いということで、保護者との連携を密にしながら、学校は対応を進めていかなければならないというように感じております。

続きまして体罰の関係でございしますが、体罰につきましては、今年の2月4日から18日にかけて県下全小・中学校、児童・保護者を対象にして実施をいたしました。この調査につきましては、教員から身体に対する侵害、例えば殴る・蹴る、肉体的苦痛を与える懲戒、正座、直立、特定の姿勢を長時間保持させるなどの体罰を受けたことがあるかというような調査でございました。そういう調査の結果、「体罰を受けた」と調査に答えた生徒・保護者が1名で、2名の先生から受けたとの報告がございました。

このことにつきましては、県教育委員会に報告するとともに、校長に対し報告のあった事件について、「いつ・どこで・誰に・どのような」体罰があったのか、事実関係の調査をしっかりとするという指示をしております。教育委員会といたしましては、校長及び教員は児童・生徒への指導に当たり、いかなる場合においても身体に対する侵害や肉体的苦痛を与える懲戒である体罰を行ってはならないことや、部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に陥り、体罰を厳しい指導として正当化することがな

いように、そういうことを強く校長会で指示をいたしました。そういうことで、子供たちに接する態度、また保護者に対してその子供たちの生活の状況等十分把握してもらって、学校と保護者が連携を強くすることによって、こういう問題を防いでいかなければならないというように思っております。

よろしく申し上げます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 今、教育長の方から答弁をいただきました。1点目のこども議会での予算措置のことですけれども、昨年は3点のことについて子供たちの意見を取り入れて予算をしていただいたということで、大変ありがたいことです。こうして予算付けすることで、今後その子供たちのこども議会に対しての提案や要望に対して一層の励みになることではないでしょうか。

2点目のこの学校の統廃合について、先ほど教育長の方から平成29年度についての、例えば桜谷小学校が26人から10人、そういった推移をお示しいただきましたけれども、教育長がおっしゃるように速いスピードで減少しているのが事実であります。その中で、例えば奥3つの旧町村において一番早く減少が進んでいるのが、私はお隣の木沢小学校でないかと思っております。先ほども言ったのですけれども、お聞きしますと今年度は14名であるのが来年度についてはひよっとしたら5名、10名か5名とかそんなふうな話、それから保育園にしてもわずかである、そんなふうなことも聞いておりますが、まちづくり計画についても見直されなければならないと、先ほど町長の答弁がありましたけれども、やはりこの教育の学校の再編についてもやはり早急に見直さなければいけない問題ではないかと思っております。そのときには、やはり保護者の意見を尊重するとか地域の住民の方にアンケート調査するとか、そういったふうなことが必要でないかと思っておりますが、たちまちその木沢小学校についてはどういった対応をしているのでしょうか。

そして、3点目のいじめや体罰の防止・対応について、これ私、確か一遍いじめについて質問をしたことがあるのですけれども、やはりこの那賀町のこの人情深いところでやはりいじめとか体罰があるのだなと。いじめに関しては平成23年度で1件、平成24年度で3件もあった、また体罰に関しては1名の方からの申告があった。本当に驚きと言う以外にないのですけれども、教育長がおっしゃいますように、いじめや体罰は決してあってはならないということでありまして、新聞の報道によりますと、石井町でありますけれども、いじめや体罰の防止に向け、町や学校の責務を定めた「町いじめ・体罰等防止条例案」をこの3月に提案して制定するという動きがありますけれども、是非那賀町でもこれは条例化してほしい、私はそう思っております。

このことについて、教育長なり町長なりの御答弁をいただきたいと思えます。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 まず、いじめと体罰の件ですけれども、これはアンケート調査とかそういう形で報告された事例ですけれども、私が申しあげましたように、「いつ・どこで・誰から・どのような」というようなことについての調査、これをしてみなけれ

ば事実関係、これがほんまにあったかどうかということが確定はできませんし、分からないということなので、そういうような調査をした結果、いじめの案件につきましては3件あったと言ったのですけれども、1件についてはそういう事例が該当しないのではないかと。これは子供それから保護者・先生、これは3者にそういう調査をしたりアンケート調査もいたしましたけれども、そういう事実が確認できなかつたし、そのことについては、調査ではあったけれどもそういう事実が確認できなかつたということもあります。先ほどの体罰も、これも一応報告事例ということになるので、同じように学校で調査をしてその事実を究明する、その辺りから入って、それを防除するために先生方が取り組むということは、先ほど申したとおりでございます。

それから統合問題ですけれども、現在、木沢だけでなしに上那賀の方は1年かけて保護者の方、桜谷保育園・桜谷小学校・平谷保育園・平谷小学校・上那賀中学校、この5校のPTA代表者それから学校長・教頭を含めた中で、一体それぞれの学校の望ましい学校のあり方、どのようにそれぞれの学校を盛り立てていくか、そういうことを含めた検討会を始めております。これについては、学校統合ということは、それは含まれてくるのですけれども、そのことを前提にした会ではないということで認識はしてほしいと思います。

それは、教育振興計画の中で5年以内に学校統合するということは謳っていませんし、ただし、その中で大きな問題点として、先ほど申した人数が減少する、そういうような中で、それじゃあどのようにそれぞれの地域の方々・保護者が学校を盛り立てていくのか。その中で、先ほどチラッと申し上げたのですけれども、転校する子供が非常に多く出ている、そういうようなことも踏まえて、学校を盛り立てていくためにPTAそれから地域がどのように関わっていくか、これがやはり学校存続のためには一番大事なことでなかろうかと思っております。これはやはり生活していく上で、やはり職場ということも重要な問題だろうと思えますし、いろいろなそういう要件が重なった中でこれはもうやむを得ない場合も当然あります。

そういう中で木沢の問題も出てまいりました。木沢は、先ほどおっしゃられたように、14名いた子供が来年度、平成25年度につきましては7名というような生徒になります。また転校を考えられている方も、ほかにいるような話も聞きました。保育園児も4名なのですけれども、また転校があるというような話も聞きます。

そういうような環境の中で、保護者は今まで3回か4回か話し合いをされておりますので、保護者の意見というのが要約されてきたかなと思います。最終的には地域審議会で最終の結論を出していただいて、その問題についての方向付けというのを決めてまいりたいというように思っております。

今のところはそういう状況でございます。よろしく申し上げます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 あ、どうぞ。

(尾崎隆敏教育長「条例の話が出ました。条例というのは、私はそれまで縛る必要性というのは、現時点では感じておりません。これは、やはり保護者・地域の願いというのを十分汲み上げる中で、その要望というのをでき

るだけ汲み上げるといのはやはり必要でなかろうかと思ひます。条例に縛ってね、それを足かせにすべきものではないと思ひますし、その辺りを考えながら、またその石井町の条例案につきましても勉強させていただきたいと思ひております。以上です。」と呼ぶ)

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 統廃合も、それからいじめや体罰も、今後の問題として取り上げて取り組んでいただきたいと思ひます。

2点目に入らせていただきます。「地域おこし協力隊について」でございますが、平成25年度の予算は前年度予算に対して2.5%の減となつての厳しい財政運営の中、地域おこし協力隊の受入れ予算約18百万円が上げられています。以前にも集落支援制度の検討をこの議場で質問したことがありますが、地域おこし協力隊は人口減や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、都市から地方へ移住交流を推進するために、総務省によって3年前に始められた制度であります。

今回、那賀町において地域力の維持・強化を図っていくため、4人の協力隊の受入れを行うということですが、その選考過程についての基準や着眼点、また活動内容についてお伺いをします。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 今回、この議会に提案させていただいております、来年度からの「地域おこし協力隊」につきましては、まず先ほど連記議員さんから言われたとおりの趣旨でございます。もう全国に向いて取りあえず募集を行いました。その中で、まず町から提案しました事業内容というのはまた後で説明しますが、それについて、それを見ていただいて応募していただける隊員さんがどんなことができるか、自分がどんな思いを持ってこの地域に入ってきたかというふうな小論文をまず書いていただきました。それを受けて1次審査という形の中でまず審査をさせていただこうかなと思ひておりますが、やはり一番大事なのはその都会の人たちが入ってきて、地域に馴染んでいただいて、地域の方と一緒に活動をして3年間の間に自分が自主自立をして地域に定住していただけるという大きな目標をこれには持つておるつもりなのです。それをもって地域の活力を上げていくというふうなことで、今回4名の方を募集しておりますが。

ですから、その隊員さんの選考につきましては、特に地域の方に、採用、採用というか試験のときには、採用試験と言わざるを得ないのですが、そのときには来ていただいて、個別に数名単位ですね、地域の方が3~4名と受験者の方という方の中で、ある程度お話しを全部していただいて、この方なら地域にも馴染んでいただけるだろう、特に人格的なものとか熱意とかコミュニケーション力とかというものを地域の方にも見ていただいて、自分たちが今後指導していついけるだろうという方をメインに協力隊として委嘱をしようかなと考えております。

今、町の方から全国に向いてしていただきたいという活動の内容なのですが、まずもんでこい丹生谷とか地域再生塾とかいうところがあります。その団体について、塾生で



あつたり委員であつたり一緒に活動に入っていたいで、その部分の中で地域の活動の中心になっていただいて、今後その部分を盛り上げていただくこととか、あと四季美谷温泉あたりの中で観光ツアーをやっておるのですが、そういう地域の自然の資源を題材にして、そこら辺をコーディネートして新しい営業活動、ツアー客の誘致等ができないか。高齢者の代行や見回りについての新しい方策が取れないかとか、あとは農林資源を使って、先ほどから答弁で出ています6次産業化・商品開発、その辺の部分について何らかのアイデアを持って活動していただけないか。

それから、移住交流の中で、特に北川あたりではずっと昔からやっております移住交流なのですが、その部分についてもう少し拡充して大規模に活動していただけるような隊員さんはおらないかというふうな形の中で、ある程度町からは最初の目標は提示させていただきました。ですが、これは大きな目標であつて、実際は隊員さんが入ってきていただいて、それでその地域を見て、その隊員さんの目を見て、「あ、こんなところにこんなものもある。こんなものもある。」という発見をしていただいて、地域の方と一緒に、隊員さん1人で何ぼやったところでできないので、飽くまで3年間たつて定住していただいて、地域の方と一緒にやっていただけたらいいのですが、やはり中には3年たつて「やはりちょっと帰ります。」というふうな形の方もおられるとは思いますが。ですから、その部分については地域の方も一緒にやっていって、その方がおらんようになって、地域のことは地域のこととしてやっていくというふうな形の中でしてほしいと思うのです。

まず、いろいろ申したのですが、隊員の方にもなるべく地域に溶け込むような形の中で指導はしてまいります。隊員として4月から赴任してまいりました場合、住民の皆さん方にも十分いろいろお世話になったりお話を聞いたりしながら溶け込んでいくようにして、住民の方もなるべく温かい目で指導していただいて、一緒に地域を盛り上げていくというふうな流れになっていただけたらと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 ただいま課長の方から答弁をいただきました。地域おこし協力隊制度というのを開始してからちょうど3年がたつて、総務省は、任期が終了した人たちに対して任期終了後の進路調査について行ったアンケートを公表したばかりであります。このアンケートによりますと、昨年度に任期終了した隊員は100人で、その内の67人がそのまま地方へ定住する道を選んでいるという結果が出ております。

100人の隊員の中心世代は20代から30代ということでありまして、7割近くがIターンの結果ということになっております。67人の進路として、5人がデザインや飲食店の経営、それから特産品の販売など企業を興していることです。また就業が28人、就農が30人と、こういった結果が出ておりますけれども、私が注目いたしましたのは、5人の方が何らかの事業を興して定着していること、また就農者が30人という、この那賀町にとつても農業の後継者不足の折に大変頼もしい状況ではなからうかと思っております。日本ではなかなか根付かないと言われている起業家精神の涵養の場として、地域おこし協力隊のような諸制度をうまく活用することも地域おこしの秘訣では

ないだろうかと思えます。

先ほど課長が言われましたように、やはりお越しいただいたというお接待の心でもってお迎えをして、隊員の方にも外部で培ったネットワークや感覚を生かして交流推進を図ってもらい、3年後、よい結果を残すことができるように地域住民の方々にも周知を含めて御協力いただければと思えます。

私が思いますのは、とにかく今始まったばかりでありますのでね、その過程にいろいろあるかと思えますが、その問題はやはり3年度のことですよ。課長が言われるように、定着していただけることを最終目標として頑張っていたきたい。先ほど清水議員さんの方からも産業を作ること・興すことという話もありましたけれども、やはり地域おこし協力隊の皆さんにも頑張ってもらって、それでまず何よりも若い方が来ていただけますので、今後その3年間の成果・結果が待たれることであると思っております。

このことは、地域おこし協力隊がきていただけるということは、新しい風も那賀町に生んでいただけることだろうし、それからそういうことによって新しい展望が開けるのではないかと思っております。6次産業化についても、また一歩進んだことがこの人たちにとってできるのではないか。地域おこし協力隊については、私たちが多大な期待を持ってのぞんでおります。官民ではないのですけれども、地域住民と一緒にしてその方たちを、役場の職員の方も一緒に盛上げていただければと思っております。

はい、以上で私の一般質問を終わります。

○大澤夫左二議長 連記くんの一般質問が終了いたしました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午後00時03分 休憩

午後01時00分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続行するわけですが、その前に御案内といえますか、お願いを1つしておきたいと思えますが、よろしくお願ひします。

というのは、今朝からも出ておりますように、本日は2年前の東日本大震災の起こった日であります。ちょうどその時刻の午後2時46分がまいりましたら、皆様、被災された方に、犠牲者の方に黙とうを捧げさせていただきたいと思えますので、御協力・御理解をよろしくお願ひいたします。

(何ごとか呼ぶ者あり)

ええ、一般質問の途中でも、そこちょっと中断させていただいて、御協力をお願ひいたします。

それでは、一般質問を続行いたします。

次に新居敏弘君を指名し、発言を許可します。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 それでは一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から2年がたちましたが、新聞報道でも非常に復興が遅れているといったことが報道されております。仮設住宅などでの避難者が現在315,000人おら

れる、そしてまだ仮設住宅に入居を希望している方もおられるという状況で、仮設を出て今度自立をしていく最低条件の住宅や、また復興公営住宅もまだほとんどこれからという状況でございます。

福島原発事故では国は早々と収束宣言を出しましたが、いまだに1号機・2号機・3号機の内部の状況が分からず、また汚染水が1日に400tも出ているということで、既にこの間で27万tにも達しているということでございます。あと2年で汚染水を入れたこのタンクが敷地いっぱいになるといったことで、正に収束と言うには程遠い状況であると思います。私は、国がもっと被災者の暮らしとなりわいの再建に力を入れ、被災者が一刻も早く普通の生活に戻れることを願うものでございます。

それでは質問に入ります。今回は「オスプレイの低空飛行訓練について」、また「生活保護基準引下げに伴う各制度への影響について」、それから「外出支援（タクシー利用）のサービス事業について」の、この3点について質問をさせていただきたいと思っております。

先日6日から8日にかけて、米軍機オスプレイが、那賀町上空もコースに入っております「オレンジルート」で訓練を行ったことについてでございますが、これは本当にひどいことだと思います。訓練の日の前日になって、九州が具合悪くなったので四国のオレンジルートでやりたいということをお米軍の方が通知してきたということで、地元の声も何もあったものではないというふうに私は思います。町民の方からも、こんなことが通ったのではこれから我が物顔で訓練するようになるという声をお聞きするわけなのですが、やはりきちんと地元の町長としてこういったことについて抗議をさせていただきたいというふうに思います。

議会開会日に、そういったことで国なりまた米大使館なりに抗議をすべきではというような要望もさせていただいたのですけれども、その後の対応についてお聞きしたいと思っております。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 新居議員さんの「オスプレイの低空飛行訓練について」の御質問でございますが、この件につきましては、訓練が始まる前、配備をされてから、その時点でそれぞれの町村長、いろいろ御意見があり、町村会としても事前に国の方に要望書を送付しておりました。そしてまた、今回急きょ本当にコースの詳しい説明、そういったこと、あるいはどういった飛行をするかということについても、我々もいろいろ通知も受けないままに訓練を再開されたわけなのですが、これに対してやはりそれぞれの町村長別個にというのではなく、やはり町村会として、また四国の関係する町村会の皆さん方、そしてまた議会の皆さん方と共に、その訓練中止についての要請書を防衛大臣宛に提出をしたところでございます。3月7日に即提出をいたしております。

ただ、私としては、いろいろと新聞で報道されたように、いろいろ見解も述べさせていただきましたが、この中で特に気になった点といいますか、いろいろこの問題について沖縄県知事さんのコメント、これが非常に強く心に残っております。そのお気持ちを十分理解すべきであろうと私も思っておりますし、そういうことが今までに、私は今

回初めて聞いたのですが、「毎日毎日住宅の上・公共施設の上を何回と飛ばれている身になってみる。」というような言い方だったと思います。そのコメントに今回は強く共感をしたと思っております。

そういったことで、今後におきましても、やはり県なりまた町村会として対応していくことになろうと思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 7日の日に、町村会として国に対して要望書を出したということでございます。私はその内容についてまだ見てはいないので、できたらその内容について教えていただきたいというふうに思います。

それから、今の答弁の中で、沖縄県知事の発言、私直接そのテレビを見たわけではないのですけれども、「沖縄で毎日やられていることが、どこかにいってくれ。」といったことだと思うのですけれども、私はこのオスプレイが配備、昨年10月に岩国に来たわけなのですけれども、沖縄に配備をされるというときに、沖縄の県・市町村全てが反対の決議をし、国に対しても全市町村からの要望団というのが東京の方まで行って要望をすると、配備反対だということをやったにも関わらず、こういったことが進められてきております。

一体この日本というのは、本当に民主主義というのがあるのだろうかというほどのこういったように感じるわけなのですけれども、そういった沖縄の声と連帯して、このやはり日本全国でやはりこういった非常に危険と言われております。現にいろいろと事故も起こしておりますので、こういったオスプレイが配備されること、そして低空飛行訓練をされることについて、やはり沖縄と一緒にこれはもう反対するという立場で是非やっていただきたいというふうに思います。

低空飛行訓練というのは、別に日本を守るわけでもなしに、やはり敵国を決めて相手のレーダーから分からないように深く進入していくための低空飛行訓練をするわけなのですから、これは全く日本防衛とは関係のない訓練だというふうに思っております。ですから、こういった危険なこの低空飛行訓練、これについて、これにもう反対をすることをお願いしたいと思います。

内容についてちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、よろしく申し上げます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 要請書については、町村議会も同じことだろうと思います。防衛大臣宛の分で「米軍機のMV22オスプレイの低空飛行訓練の中止について」ということで、「これまで四国各地で米軍機と思われる飛行機による低空飛行が数多く目撃され、住民の安寧な生活が度々脅かされており・・・」ということで、ずらずらとって最後の方だけ、肝心なところだけ読みます。「飛行高度や区域等に関する事項が遵守されるよう、強く在日米軍に要請するとともに、詳細な飛行ルートや日時など今回の訓練の具体的内容を明確にし、運用に関する情報を国民及び関係自治体に速やかに説明いただき、四国上空で住民に不安や懸念を抱かせるような低空飛行訓練が実施されないよう重ねて申し入れます。」という内容でございます。

なお、議長宛に来ておりますので、またそれと内容が同じと思います。また御覧いただいております。

○大澤夫左二議長 議会宛に来ておるものは、文書として配布させていただきます。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 内容としては分かりました。今日、私も那賀町議会として、抗議も含めた低空飛行訓練の中止を、訓練に反対する意見書を提案したいと考えておるのですが、是非議員の皆さんには後ほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

この低空飛行訓練というのは、今回は前日というのですか、訓練しますよということが案内があったわけなのですが、今までの普通のやられたやつは、全くその予告なしに訓練をしております。この徳島県も防災ヘリとかドクターヘリ、こういったことで、本当にちょうど木頭とか木沢とか、そういったところへやはり防災ヘリというのがいつ活動というのかね、それがあります。ですから、そういった本当にこういった事故が起こりかねないような非常に危険な訓練ですので、もうこれは是非やめていただきたい。是非お願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

「生活保護基準の引下げに伴う各制度への影響について」でございます。生活保護制度というのは、憲法第25条にあります「すべて、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、2番目に「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」ということに基づいてできた制度でございます。誰でもが、病気とか失業とかで収入が少なくなって生活がやっていけなくなったときに、この制度を利用して健康で文化的な最低限度の生活をする事ができる社会保障制度で、国民の権利でございます。

ちょっとこの仕組みについて図を作ってきましたので、町民の方にも見ていただきたいと思ひますけれども、例えば仕事を全くしない方はもちろん、収入がない方ももちろん、仕事をしていても最低生活費に足らなければその足りない分を生活保護費として支給してくれるということで、これが最低生活費、これが生活保護基準と言ひ方を変えても大丈夫ですか。生活保護基準、あるパンフレットなんかには最低生活費と書いてあったのでそのとおりに書いたのですけれども、働いておっても収入がこの最低生活費に足らずにこれだけしか収入がないといった場合に、あとこれだけ分を生活保護費として国から支給されるといったようなことでございます。働いておっても収入がこの線を超えたら、もうこれは生活保護には該当しないといったような図でございます。

ということで、そして国は今回この最低生活費というこの基準、生活保護基準を縮めようということでございます。余り縮めてきたらもうここで収入が一杯になるので、この生活保護費はもらえなくなるといった方も出てくるかも知りません。今回は、国の方は7点何%切り下げるとか言ひていますがけれども、全体的には10%とか、その辺詳しくはちょっと分からないのですけれども、こういう引下げを行おうとしております。

この生活保護基準なのですけれども、最低限度の生活をするための必要な金額ということで、都会と田舎ではこの金額が違ひわけなのですが、例えば那賀町で言ひば、家族

数や年齢によっても変わってくるわけなのですが、70歳以上の1人暮らしでしたら生活扶助というのが月に59,170円かと思うのですけれども、この59,170円で1か月生活しなければならないということは非常に厳しいわけなのですが、これをまだ国は引き下げようというふうに言っているわけです。

そして、この生活保護基準というのはいろんな制度の基準となっておりまして、例えば最低賃金を決める場合の目安とか住民税の非課税基準、就学援助の対象基準、介護保険料や保育料の基準にも関わってまいります。ですから、生活保護を受けている人だけの問題ではなしに、いろんな基準の目安になって、町民の多くがこれに関わってくるといふふうに思います。生活保護基準が下がることにより、就学援助が受けられなくなったり、介護保険料が上がったり、保育料が上がったりというようなことが起こる可能性があると思います。

国は、自治体に対して「生活保護基準を下げることによって、他の制度に影響を与えないように」ということを通知するようでございますが、町としてこのサービスから外れたりとか、負担が増えたりとかしないような対策を是非取っていただきたいと思うのですけれども、町としての対応をお聞かせ願いたいと思います。

また、この対策を取らなかった場合、例えば生活保護や就学援助の受給者の内、何人が該当しなくなるというように予想されておるのか、この点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○**鵜澤守健康福祉課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 鵜澤健康福祉課長。

○**鵜澤守健康福祉課長** ただいまの新居議員さんの御質問でございますが、まず飽くまでも生活保護という法律は国の法律でございますが、そこを地方自治体で対策というのはなかなか厳しいものがあるかと思いますが、他の自治体の状況等の情報収集にも努めてまいりたいと思っております。

内容といたしましては、平成25年8月分ぐらいから3年間ぐらいをかけて10%程度の保護費の引下げというようなことを、これも私も直接聞いたわけではなくて、新聞報道とかその他の資料等で見ておりますので、正式にこうなりますというような話はまだ私のところには届いておりませんし、恐らく県の方に届いた話が我々のところへ入ってくるのだらうというふうに思っております。

現在、那賀町では67世帯85名の方というのが生活保護を受給されておりますが、これは事務報告書にも書いてありますが、受給されておりますが、就学援助費についても3名の方が受給をされております。その方々が非該当になるかどうかということについても、現状ではですね、まだどのようになるのかというのは全く分からない状況でございます。県の方の説明が多分3月20日より後ろに説明会があるように、県の説明があるというように聞いております。その説明を受けて、市町村にもそういうふうな話が出てくるのであろうというふうに思っておりますが、現在のところは全く内容的には我々も新聞報道で確認しておるというのが現状でございます。先ほども申しましたように、随時ですね、県の方と連携をとりながら情報収集をしていきたいというふうに思っております。

他の制度への影響がないようにということで、国の方からそういうふうなことがこ

こちらの方に来るのであれば、そういうふうなことを他の隣接の市町村あたりの動向等も勘案しながら施策・事業を進めていかなんだらいかんのかなと思いますが、現在のところはまだ分からないというのが現状でございますので、その辺りは御理解をよろしくお願いいたします。

(新居敏弘議員「ほかの部署で対策は考えていないので。」と呼ぶ)

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 就学援助の件ですけれども、一応生活保護基準の1.3倍程度を目安として所得を考えて、現在のところは那賀町は運用しております。県下的に生活保護基準の1.2～1.3倍というところが多いかとは思いますが、県の方でもその額についてもまだ全然教育委員会の方には通知も何も来ておりませんので、具体的にどうのこうのと、影響するかどうかについてもちょっと現在のところは分かっておりません。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今のところ国や県の方から案内がないので具体的に分からないということなのですが、この生活保護基準が下がれば、これはもう確実に何と申すのですか、先ほど就学援助で言いましたらこの生活保護基準の1.3倍というように金額が出てくるわけですから、この生活保護基準が下がったら当然答えも下がってくるということで、対策をこれ考えておかなければ、確実に今まで就学援助を受けられていた人が受けられなくなるということになりかねないというふうに私は思います。これはもうはっきりしておくことなので、もし、ですからそういうことにならないように、例えばこの1.3倍というのを1.4倍にするとか、その辺を、こういう倍率を上げますというようなことを是非もう考えていかざるを得ないというふうに思うのですけれども、その辺のことをまた答弁お願いしたいと思います。

こういった、国の方は本当に弱いものいじめというのですか、今生活保護を受けられている方が、実際低所得世帯といいますか、本当はこの生活保護基準より以下の人でも受けていない人がおられるといった中で、その人よりもこの生活保護基準の方が高いので下げるとかいったことを言っておりますが、この辺については日弁連の方の方も新聞なんかで「乱暴な引下げに反対」ということで、談話というのかね、載せておりますけれども、本当に今までこの生活保護基準を下げたこともあるのですけれども、それは0点何%というようなことで、これだけ一遍に7%とかいうのは、もう今までかつてないというようなことでございます。

そういったことで、こういった弱いものいじめをするようなことがないように、これに那賀町として、それから町民を守るという立場で是非先ほど言ったような対策を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

就学援助の場合は。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 就学援助につきましては「生活保護基準の1.3倍程度を目安と

する」ということで、基本的にはその収入を目安として民生委員さんからの御意見であるとか校長先生の御意見等々、ほかのことも勘案して決めております。金額に関しましても、その生活保護基準が5%なり10%なり下がることに関しましても、教育委員会としてはそんなに大きな影響は出ないと考えておりますし、また健康福祉課からその金額等についてもお教えいただきまして、近隣町村等々とまた意見交換をしながら考えていきたいと思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 余り今回影響はないだろうというようなことでございますけれども、そうしたら今受けられている人が、この生活保護基準が下がったことによって受けられなくなったということがないと理解してよろしいでしょうか。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 現在の段階では、そういうことはないと思います。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 それでは次に移ります。「外出支援（タクシー利用）について」ですが、このサービス事業についてお聞きしたいと思います。

以前に、このサービスを利用している方からお聞きしたことなのでございますが、タクシーのこの半額サービスは旧町村の区域内ということで、特に驚敷地区は面積が小さくて、余り、すぐにもう他の地区に入ってしまうと余りこれはメリットがないということをお聞きしたのでございますが、合併して、先ほども町長からいろいろ見直しもというようなこともいろいろあったのですけれども、このタクシー利用についても見直しを、旧町村の区域内というようなことを見直しをすべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 その件につきましては、一応タクシー協会さん、那賀町のタクシーの業者さんなのですが、その方との協議も必要でございまして、これまで協議を進めてきました。旧町村を取っ払って、もう町内全域という形でお互いにそれぞれ協力し合って対応をお願いしたいというお話を今まで進めてきて、この平成25年4月からそういう形、町内全域同じでという形に理解を得られておりますので、4月からそういう対応をさせていただく予定にいたしております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 非常にありがたい答弁で、御努力について敬意を表したいと思います。

那賀町内の町民の皆さんが本当に住みやすいまちづくりとなるように、今後とも皆さんの御支援をよろしくお願いいたしまして、これで私の質問を終わります。

○大澤夫左二議長 新居敏弘君の一般質問が終了いたしました。



次に田中久保君を指名し、発言を許可いたします。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 議長より御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、町が借りている民有地、利用させてもらっている土地でございますが、それに関しまして今年も40百万円の予算が組まれております。この予算うんぬんに関しては格段どうこう言うわけではございませんが、町全体としてこの借りている民有地という面積は実際どれぐらいのものなのか。また区分けとして当然金額面に対しても借りている地域、付加価値の問題もあるだろうし、また雑種地とか田畑とか宅地とか、金額によってもかなりの差があると思います。そんな区分けも含めて、どれぐらいの面積をお借りしているのか。取りあえずまたそれをお願いいたします。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 田中議員さんの質問にお答えいたします。平成25年度で、確かに41百万円ほどの予算で借地料を計上しております。この借地につきまして、いわゆる有償借地、借地料を支払っているものでございますが、那賀町全体では面積的には329,849㎡、329,849㎡でございます。借地料の対象物件は354件でございます。面積的には、地区ごとに言いますと、上那賀32%、次いで木頭が26%、相生が20%、鷺敷地区が12%、木沢地区10%の割合になっております。

それから、利用割合ではほとんど利用中でございます。それから、利用の内訳でございますが、役場等の行政用地が6%、それから学校関係の用地が12%、福祉関係の用地として5%、公営住宅に12%、観光用地が20%及びそのほか45%。そのほかと言いますのは、いわゆる残土処理場でありますとか集会所、廃校になって多目的に使用しているグラウンド等が含まれます。

内容的には以上でございます。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 詳しく調べていただいてありがとうございます。

ただ、この中で危険な物件というものはないのか。それと、当然利用価値がなくなって、返済しなければならない土地・建物があるのではないのか。また、これ合併して9年・10年になるわけですが、年数は別として戻せるものと戻せない土地も、不可能なものもあるかと思えます。不可能なものに関しては、町としてどういう対応をし、どういう町民に協力をしていただいて買い上げる土地もあるだろうし、そういういろんな諸々のものの解決というものは早くしていかないと、あとあと皆さんに、町民の皆様にも迷惑がかかるだろうし、対処すべきものはきちんと整理をして、あとあともめ事のないような格好に対応していかないと、合併して広い町内の中でますます混乱をきたすようなもめ事になるようなことにならないように、含めて答弁をお願いいたします。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** 今現在の借地に建っている建物で、いわゆる危険と申しますのは、すぐに危ないので撤去が必要であるとか、大規模な修繕が必要というもので言いますと、今のところは特にないかと思います。ただ、建物上で耐震とかそういう将来的に備えて修繕・改築等が必要なものはあります。

それから、不用な土地の処分でございますけれども、この平成24年度に契約解除をする物件は13件ありまして、前年比で3.5%の減、面積で4.9%減ることになります。今後も不用・未利用である借地というのは大分今まで整理しましてほとんどないのですけれども、これからも発生するものもありますので、そういうものにつきましては随時地権者と交渉を行い、返せるものは返す、契約解除をする。これ、地権者の意向もありますので、一方的にこちらから「もう要らんのでお返しします。」と簡単にいけない部分もありますけれども、そういうことについては粘り強く交渉をして、なるべく無駄のないような借地の行政運営をしたいと思っています。

以上です。

○**田中久保議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 田中君。

○**田中久保議員** ありがとうございます。町民の皆様にはいろいろ協力していただいておりますので、なるべくめめ事のないように穏便な形で解決できるものがベストだと思いますので、そこのところお願いいたします。

2点目でございますが、「公共事業について」でございます。平成24年度補正予算また今年の平成25年度一般会計当初予算、多大な公共事業の予算が出ております。当然予算を組まれたあと、入札事業がかなり出ると思うのですが、農道・町道また県道、いろんな面で、その際の用地の交渉に関しては、各地区地区の迷惑をかける町民の皆さんとの対話もあるだろうし、また協力もしていただかなければならないところもあると思います。

そんな中で、やはりこの事業を取られた落札事業者の皆さんと町の行政担当者の皆さんとの確約の中です、町民の皆さんとの対話の中にいろんな確約・約束事も交わす面があると思います。例えば取り合いの道が欲しいとか、赤線は修復してほしいとか、そういう面の対応策というものは、できるものはできるものとして、また当然できないものはこれはこういうものはできませんと、あとあと仕事に差し支えないような交渉の中で道を開けていただかないと、これだけの大きな予算が出る以上、どこかでつまずくとこれが連鎖反応を起こして、「うちはこうやけん、あそこは協力するなよ。」と、そういうところが出てくると思います。きちんとした対応をしていただけるようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○**平川恒建設課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 平川建設課長。

○**平川恒建設課長** 道路事業全体のことでございますので、私の方から答えさせていただきます。

道路事業を実施するに当たりまして、今言われたように計画段階から地元の方々・地権者の方々から、そういう協議を持った上で交渉をさせてもらっております。その中でいろいろと2つに分かれまして、機能を回復しなければいけないような赤線とか青線の

場合とか、それとその段階で要望的なこともあったりするのですが、その過程の中で約束したものです、そういった約束をしたものについては、当然発注して請負業者の方にきちんと伝えなければいけないということは思っております。

ただ、その段階で、今言われたように、計画段階から無理なものと言いますか、その部分については、その協議の中で代表者の方また地権者の方に十分その旨を伝えるように、伝えまして、それに納得していただいた上でないとそれはできないということになりますので、いずれにしましても、地権者との交渉の中で決まったことは、きちんと業者の方には伝えていくというようなことで徹底していきたいと思っております。

当然、事業が多くなったら担当者サイドもいろいろ忙しい面は当然出てくるわけですが、その部分については特に気を付けて対応していきたいと思っております。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 ありがとうございます。いろいろ町民からの意見を聞きますと「約束をしておるのに、いつしてくれるのか。」と、業者さんの方に言うと、業者は「そんなもん図面の上にはないけん、できんわ。」と。これ、どこへ言うていったらいいのかという町民の方もおるのですよ。約束事はやはりある程度書き物でもするとかいろんな方法を講じていただいて、落札した業者の皆さんとの対話の中で、町民、協力してくれた町民の皆さんとも共に話し合っ、図面の上で「こことこことことはできますが、こことこことはできん。」と、こういう約束事をきちんと交わしていただいて、仕事にかかっていたかかないと、これからますます厳しい仕事内容が出てくると思いますので。

それと、やはり我々もそうですが、町民にいろんなものを頼まれるのですよ。それを各担当課長とか地域の支所の皆さんにお願いしても、我々がそれを答えを持って帰ってその町民に伝えたのでは、これは誠意がないのです。頼まれた担当課長さんとかそういう人が責任を持ってその人に伝えてもらうことによって、できるものはできる、できんものはできんというはっきりした答えがでるのです。我々は執行機関ではございません。審議する機関なので、それを執行する町長をはじめ皆さんがそれを決定するものでありまして、そこら辺りは十分誠意を持って町民との対話をしていただきたい。

いかがでしょうか。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 今、そういうような案件に関しましては、当然発注者側の町の方から地元の方に対しての説明は十分とやっていきたいと思っております。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 是非とも、きめ細やかなサービスを心掛けていただけるようお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

○大澤夫左二議長 田中久保君の一般質問が終了いたしました。

次に柏木岳君を指名し、発言を許可いたします。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、よろしくお願いします。

まもなく11日の午後2時46分になるところでありますけれども、東日本大震災で犠牲となられた方にですね、御冥福をお祈り申し上げたいと思います。1時間ほどあります、もちろん。

先日ですね、3月に入りまして、つい先日ですが、私、仙台の方に視察に行っていました。もちろんその引揚げ作業等のようなですね、その直接的な被害の状況というのは見ることはできませんでしたが、沿岸部に行くにつれてですね、土地がですね、もう完全に流されてしまっているような土地でですね、北海道の大草原を走っているのじゃないかというような状態のままで残されているような土地もありまして、こういった土地は塩害等もありましてですね、次の活用に全くめどが立っていないというような状況でもあります。

そのような話とですね、似通ってくるわけではないのですけれども、今回私が質問させていただきたいのはですね、「町内の空き家・廃屋の適正管理について」でございます。先日の予算案の件でも質疑をさせていただいたのですけれども、年々ですね、人口が減ってくる、そして空き家が増えていっておることはもう間違いがないことであろうと思いますけれども、この空き家・廃屋等がですね、増えることに関しての問題点というですね、私なりに考えてみまして、治安の悪化ですね。そこに何かこう子供がたむろして何かいろいろな火遊びごとをやってみるとかですね、そういうことも含めて治安の悪化、あと町並み景観の損傷ということも挙げられるかと思います。また害虫等の発生、ほか雑草の鬱そうと茂るような状況等、衛生環境の悪化ですね。それ以外にも、防災対策がなされていかなければいけないような状況になっているようなところもございます。

さらにはですね、現在この那賀町内で少し私の認識で問題とされているところがですね、住民はどんどん減っていております。ただし、町内で仕事をしている方で町外から入ってきている人もおります。昼間人口の増加につながるものですが、その方の中には数名、町内に家を建ててもいいというかですね、建てたいという方がいらっしゃると思いますが、土地が非常に高いというような問題点にぶつかりまして、なかなか移住を決断していただけないという方が、これは1名ではなくて複数名いらっしゃいます。

そのような中においてですね、この空き家・廃屋の適正管理と土地の流動化をつなげていけないものかなというふうな期待感もありましてですね、まずは先ほど掲げた問題点の上に、土地流動化に対してのですね、その停滞を生んでいるような空き地・空き家・廃屋の状況をですね、鑑みて、どのように考えておられるのかをですね、各担当部署からお願いをしたいのかな、答弁をお願いしたいかなというふうに思いますけれども、商工地籍課長にはですね、先日阿井ヴィレッジがですね、3割値下げをするという動きをされていることをお聞きしましたので、町内においてですね、大体どのぐらいの相場で土地が売られているのか、坪当たりの金額等を把握されているようであればですね、教えていただきたいなというふうに思います。

もう一度申し上げますけれども、治安の悪化、景観の損傷、害虫等の衛生環境の悪化

に関しましては、これ環境課になるかと思いますが、倒壊災害を誘引してしまうということに関しましては、これは地域防災課になると思います。さらに商工地籍課長と、3名の答弁をお願いいたしたいと思います。

空き家・空き地、それから廃屋についてです。お願いします。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 それでは、柏木議員さんの御質問に、防災の観点からということから御説明いたします。

本年、平成25年度の予算で今回も空き家の廃屋家屋の、まあ言うたら補助という形で予算計上させていただいております。内容はですね、そういった、今議員さんが言われたとおり、危険、特に災害発生時以後の家屋の倒壊によって避難ができなかったり、そういったことが発生するであろうそういった場所の放置された家屋、撤収・除去する意思はあるけどできないような、経費的にできない、今回そういった状況化にある方に対しての趣旨として、予算の趣旨として予算計上しております。

そういった点で今回この要綱を定め、まだ十分な要綱を定められていませんが、定めた上で、それに準じて対応していきたいと考えております。

○樫本正史環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 樫本環境課長。

○樫本正史環境課長 環境衛生面のことについてでございますが、今のところそういった事案を役場の方へ持ち込まれたことは、衛生上の問題ということではございませんが、もしそういうことが発生するのであれば、集落・付近住民の方との協議をさせていただきまして、また検討させていただきたいと思っております。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 質問にはなかったのですが、取りあえず私の方としては移住交流事業の中で空き家情報をホームページで提供しておりますので、それについて若干説明させていただきますと、5年ぐらい前に町の民生委員さんなんかの協力を得てね、町内に空き家がどれぐらいあるか、貸し借りできるのはどれぐらいの状態になっているかとかいう調査を行いました。それから以後、町のホームページに載せまして、売買できたのが1軒できて、2軒目の交渉もしよったと思うのですが、2軒か3軒は売れたと思います。それと、住民、移住交流の中で来ていただいている方については、どちらかというと言買よりは借地物件がないかと、借りられんかという状態もありますので、その辺については随時紹介して借りられているところもございません。

何分にもその物件については戸数が、今のところ住民の方から提供してもいいという戸数の方が増えないのが今の実情なのです。つい近々では、桜谷トンネルを越えたところぐらいのところで1軒ぐらい売りに出してもいいかなという情報が入りましたので、そういうふうな情報が入りましたら、町としては職員が内部の調査をさせてもろうて写真を撮って、またホームページに載せて購入者に当たるというふうな形の中で、空き家とかについては利活用が図れるような方向を今後もしていきたいとは考えておりますの

で、御理解していただきたいと思います。

もしこれを見られている住民の方がおられまして、うちも空き家があって貸したりそれとも売ったりしてもいいよというのがございましたら、町企画情報課の方まで御一報をいただけましたら現場を見せていただきたいと思います。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 土地の流動化ということで、阿井ヴィレッジ等の公的な土地の相場なのですけれども、土地の相場価格については1993年頃をピークに下がってきております。ただ、場所等によって下がり幅が全然違いますので、平均的な相場としては4割とか5割が下がっているというのが平均的な相場の価格だろうとは思いますが、売り手と買い手の問題とかそういったこともありますので、それについては個々の土地の評価をしてみたら相場が何ぼ下がっておるとかいうのはちょっと分かりかねるところでございます。

阿井ヴィレッジ等の話合いについては、12月に役員会等でお話をさせていただきまして、その役員会のときに出たお話の中で、地域の方の御意見を十分聞いてくださいということでありましたので、各地域の方の1戸1戸に文書を配布いたしまして、御意見等がございましたら町の方に意見をお願いしますということで、ただいま文書を配らせていただいております。意見収集をしているところでございます。今後についても、できるだけ現状の相場に近いような形で価格設定をしていきたいと考えております。

なお、土地の流動化促進策ということで、住宅税の減税とか登録免許税の軽減措置とか、そういった施策等も国とか県とかでも行っているようですが、そういった施策をもって新築等については大幅に減っているような状況です。今後、土地の流動化施策として、新たに奈良県明日香村等が行っている不動産流動化対策補助金みたいなようなもの、土地バンク制度とか、そういったことも今後十分検討して考えていきたいと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ありがとうございます。

もう少しちょっとあとで突っ込んでですね、商工地籍課長にお聞きしたいことがありますので補足をさせていただきますが、具体的に申しますとですね、阿南市内等でもですね、坪単価にしまして100千円を切るところがですね、ある程度の大きい団地の中でもかなり出ておまして、そこと比べてですね、この那賀町でも驚敷に関してはですね、価格が上回ってしまっているというようなところがございます。

というよりも、じゃあ実際には春日野あたりでも非常に安いところもあるのですが、そういうところと、那賀町内に、なかなかちょっと奥の方に行くと今度入居者が少なくなってくるので、驚敷と比べてですね、安いところがあるのかなと大部分を探しましたがけれども、逆にあるようなところがあれば教えていただきたいぐらいなのですよね。それで、なぜそういう価格の差ができてしまっているのか。恐らくは羽ノ浦近辺の方が地価は高いはずなのでしょうけれども、その辺りをちょっと、これ僕1問しか挙げていないので3度しか質問できませんので、あとでまとめて一緒にしていただきたいと

思いますけれども、その辺りの原因をちょっと考えられるものをお伝えいただきたいかなと思います。

空き家・廃屋に関しましてはですね、その倒壊・衛生環境の悪化等の問題からですね、美観の損傷も含めてですけれども、何らかの対策をしていかないとですね、全くそのまま放置されていってしまっている状況では、先ほど言ったような次の新しい利用策も進んでいかないということもあってですね、このことに関する問題点というのは非常に深いものがあることは認識はしております。これはもう民間と民間の話であるということで片付けられてしまうと、もうそこまでにはなってしまいますけれども、そこから一步踏み込んだ施策を期待いたします。

全国的にはですね、2年ほど前から所沢市でですね、「空き家等の適正管理に関する条例」なるものができまして、そこが最初としましてですね、そのあと2年間で40～50件全国的に条例ができております。この条例を見ますとですね、内容的には結構まちまちでございます。基本条例程度にとどめて、指示まではいかないのですけれども「行政からのお願い」のようなもので促進を促していくというようなもの。

少し踏み込んでですね、これは海陽町がしておりますが、解体費を助成するというようなものですね。これはよくあるパターンの「900千円のうちの600千円は補助します。3分の1を負担してください。」というような感じのもの。これは少し成果を挙げておりまして、海陽町は初年度に予定件数を大幅に上回る申込みがあったというようなことも確認ができております。ただし、これに関しては解体費の確保をどうするかという問題が残ります。

さらにですね、もう少し踏み込んだところでいくと、是正勧告を行っていくような条例を作っている自治体がございます。これに従わない場合、氏名を公表したりとかいうようなところまでいっておりますけれども、これが都市部であればですね、多少効果を発揮するのかもしれませんが、現状の那賀町における、場合によってはその持ち主が分からなくなっているような状況においてどうしていくのかというような問題も残ったりします。

さらに踏み込んでいきますと、行政代執行という形です、もうその勧告なりに従わない場合ですけれども、代執行をして一旦壊してしまっても更地にすると、あとからその経費を持ち主に請求するというような形もございます。さらに、納税をしていない物件に限ってですが、滞納者に対してですね、督促を重ねますけれども、これは督促をしてもなかなか払っていただけないケースが多いので、ほかの督促よりも早い段階です、そういう危険家屋に関しては差し押さえをしまうということ踏まえて、即公売にかけてですね、公売にかけた上で新しい持ち主によって解体をしてもらうような条例案を作っているような自治体もございます。

どこまでやるかというのはですね、今後の検討課題かと思っておりますけれども、是非何らかの形で前に進めていただきたいと思いますしですね、この4月からのですね、予算執行を予定されている分がですね、600千円ほど予算を立てられておりますけれども、その法的根拠がですね、どこにあるのか、どのような状態でなされようとしていているのかというのをですね、お伝えをいただきたいなど。具体的なその家屋名は要らないので、どのような状況の家屋であってですね、どのような形で執行しようとしておる

のかですね、その前に要綱ないしそれらしいものを作るといふことのお答えはいただいたのですけれども、具体的なお話をお願いしたいなと思います。

商工地籍課長の答弁と併せてお願いします。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 それでは、御質問にお答えいたします。

一応要綱的なものはですね、国補助に基づいたですね、要綱にそつて町村の要綱を作成いたしていこうと思つております。特に、先ほど言われました海陽町の要綱、海陽町さんも実施しておりますので、同じような実施で徳島市・海陽町、今1市1町やっておりますので、そういった流れのもとに進めていこうと、そういう根拠でやっております。

どういふものに対応するかといふか、廃屋及び不良の住宅といふのを一応挙げておりまして、1つはですね、「周辺の住環境を悪化させていて、放置されたまま危険な状態になっている空き家」といふようなもので、例えばですね、1つとしたら「空き家になって長年、10年以上放置されたままになっている住宅、老朽化して構造上腐朽している、不良度が高い状態にあり、この家屋としてそのまま置いておいたのでは影響がある」といふ判断基準があるのですけれども、その基準をクリアしたものについては、もう今回この補助の対象としよう。

これ全て、一応国なり県なり基準がありまして、そういったものをもとにしてですね、いただいたものをもとにして今回計上しております。

以上です。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 柏木議員の再問で、土地の価格が下がらない原因といふことで、確かに柏木議員がおっしゃるように、阿南市の土地とかで数年前までは多分阿井ヴィレッジとかの金額より何万円か高かつた土地が、現状で既に安くなつてるところといふのはかなりあります。

この原因は、やはり原因としては不動産業者さんが入つていまして、やはり土地を売らなんだら商売にならんといふ部分があるので、売り手と買い手の問題でその現状の土地相場に合わせて常に売り手と買い手の間で話ができて、相場自体が下がつている。那賀町内においても、民間の土地で不動産業者さんが入つている土地については、3割から4割ぐらひは、仁宇とかの土地でも下がつているところはございますので、やはりそのときの相場に合わせて売れるような単価設定をしていくことが大事かなと思ひます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、分かりました。このですね、今回の予算で初めてですね、民間の家屋に対する600千円の解体費用が予算化されたといふことは、非常に大きな一歩かなと思つておりますけれども、この那賀町ではですね、その空き家の促進利用、利用の促進を進めていくような部署もありますし、総合的にですね、最終的にそのまた



別の方に買ってもらって居住をしてもらうとかも含めてですね、各課を横断的に危険家屋・不衛生家屋から最終的に更地に直して次の使い道へというところまでのですね、マスタープランなるものをですね、作っていただくと、今非常にいいきっかけかなというふうに思っております。

まずはですね、企画情報課の方で一度5年ほど前にですね、ほぼ把握されたということですが、それが使えない家屋も含めてですね、全空き家をもう一度調査をされてですね、その使えるものと使えないものの振り分けをしていただくと、さらに使えないものの中から、これは早急に解体をしなければ危ないですよというようなことも、これはこの辺りになってくると地域防災課も含めてですね、踏み込んで区分けをしてもらうと。ただ、それが年を重ねるにつれてですね、その状況も悪化していきますから、数年にわたって5年ごとにやっていかないといけないとかですね、そういうようなものを作成して、流れに乗せていただきたいなというふうにも思います。

一番進んだところではですね、秋田県<sup>だいせんし</sup>大仙市というところは、最終的に行政代執行によって土地をですね、家屋を解体して、御本人からお金が回収できなかった場合でもですね、危険家屋に関しては地域の安全を守るためにはですね、安い経費だというふうなとらえ方をしてどんどん進めていっているところもございますので、その流れに乗せていただきたいなと。要綱から始まるのでしようけれども、是非お願いしたいなと思います。

最終的にこれが商工地籍課の仕事にまでつながることがですね、私自身の期待と思っております。那賀町内に住みたいと思っている方でもですね、支障があるような現状でございます。その中で木造住宅の払下げプランもですね、去年から出ておりますけれども、それももちろん紹介をしましたが、それにもその人の人生設計と合わないという方もいらっしゃるしまして、いろいろな選択肢を広げてですね、新たな土地利用の計画をですね、作っていただけるようにですね、是非お願いをしたいかなと思います。

これ、予算案として地域防災課から出ておりますのでですね、これは企画段階としては岡川企画情報課長の方から決意を示していただきたいかなと思いますけれども、地域防災課長の方でですね、その要綱からある程度広げていただけるようなですね、是非決意表明を最後にいただきたいかなと思いますけれども、お願いいたします。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 私の方から一言、取りあえず先の連記議員さんの質問にもお答えさせていただいたのですが、地域おこし協力隊を来年度から招集するわけなので。でき得れば、私自身もせっかくある家屋については利活用していくのが当然だろうという形の中で、一応地域おこし協力隊の中には空き家の調査をしていくという項目も入れておりますので、まずはその段階で調査ができるかどうかは別にして、マスタープランになるようなものの予備調査からしていきたいかなと。

先ほども言いましたが、やはり地域に一番密着しているのは民生委員さんであったり地域の住民の方であるので、その辺の方の協力もいただきながら、まずは資料づくりをした上で、その上で全体の会の中、行革もまたありますので、その中に案を練り出して横断的に各課連携してやっていきたいと考えております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、私ないし今回の議会に関しましてはもうあと半年ほどの任期しかございませんけれども、今回の任期のですね、集大成としてですね、具体的に町民からの要望も上がりましたので、是非それを前に進めていけるようにですね、確認をしていきたいなと思います。

以上です。

○大澤夫左二議長 ここで休憩を、20分まで小休を取ります。

午後02時12分 休憩

午後02時21分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

8番目に久川治次郎君を指名し、発言を許可いたします。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 議長のお許しをいただきまして、町政に対する一般質問を行いたいと思います。

もう時刻も迫っておりますけれども、東日本大震災からもう少しで2年を迎えようとしております。たくさん報道関係・テレビなどを見ますと、涙なくして見られないような、そういう感情が沸き立ってまいります。このように町政に対して一般質問できることを考えてみますと、幸せな私たちでなかろうかともこのようにも思っております。1日も早い復興を願うところでございます。

私は、今回は「行政一般」というふうな題をし、町民からの陳情や要望書の取扱につきましてお尋ねしたいと思っております。御存じのように、今回の議会は平成25年度当初予算を審議する大事な議会であり、新年度の町の行政方針を決める議会であることは承知のところであります。私はこの機をとらえ、行政の今年度に対する取組について、その方法また方向性についてもお尋ねしたいと思っております。よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

まず、各支所長にお尋ねいたします。旧町村時代から合併後那賀町になって今日まで、町民の方々からは数多くの陳情や要望書が行政の窓口であります各支所には寄せられていると思います。町民の皆さんが行政に対して陳情・要望する事項は、ほとんどが生活環境の整備、林道・農道・生活道などインフラ整備、住民生活を営んでいく上でのライフラインの確立など、生活の基礎となる要望が多いのではなかろうかと思っております。

我々が最低限健康的で文化的な生活を守るため、町民からの多種多様な要望があり、陳情がどのぐらい町に寄せられているのか。またこれらの町民のニーズにどの程度応えられているのか、また応えてきたのか。今後の対応はどのように進めていかれるのか、まずお聞かせを願いたい。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** まずはじめに驚敷地区からいきたいと思います。ただ、驚敷地区につきましては驚敷支所というものを置いていませんで、地域振興室というところではいろいろな要望を受付したりしておりますので、そこから得た結果をお伝えしたいと思います。

驚敷地域振興室では文書あるいは口頭なども含めて、平成23年度末までには290件ほどのものがありまして、うち30件は県に関するようなものでございますので、260件ほどということをお聞きしております。その中には単に設備・施設の要望のみならず、様々なものがありまして、住民間に関する問題なども含まれます。全ての事案に一応の対応をしておりますが、いわゆる未着工と申しますか、解決できていないものにつきましては20件ほどはあるということで、率にすると7.7%ほどかなということになります。データとしては以上でございます。

あと各支所で受け付けた要望をどのように対応するのかということでございますけれども、各支所で受け付けた要望等につきましては、恐らく各担当課と協議をいたしまして、それから優先順位等を付けながら予算に上がってきます。なおかつ、予算協議の中で当該年度にする事業、またその後年度に回す事業を決めて予算化をしているという流れでございます。

以上でございます。

○**石本晴良相生支所長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 石本相生支所長。

○**石本晴良相生支所長** 相生支所の陳情・要望につきましては、過去10年間に遡りまして要望のありましたものでございますが、19件ございまして、各種団体等からのもの、あるいはまた農・林道建設等への要望でございまして、昨年要望のありました林道開設の1件以外は全て完了・実施中となっておりますのでございます。

以上でございます。

○**横山尚純上那賀支所長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 横山上那賀支所長。

○**横山尚純上那賀支所長** それでは、上那賀支所で受付をしている要望書について御説明させていただきます。上那賀支所に寄せられる要望につきましては、道路の新設改良とか、あるいは小谷の補修までいろいろ様々な要望が出されております。今相生支所の方でも言いましたけれども、10年前に遡って平成15年からでは、重複したものを除いて48件の要望書が提出されております。

このうち実施・完了とした件数が29件でありまして、未完了のものは19件残っております。実施率は60%ということになっております。なお、未完了の分には町道の改修あるいは新設、また県に対する要望の急傾斜対策事業など、また谷の補修とか水道の管理道の改修、いろいろ様々な分野にわたるのですけれども、その19件が未完了で残っております。

未実施分については担当者で共通認識を持つようにしており、緊急性の高いものから随時実施していきたいと考えております。

○**井本和行木沢支所長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 井本木沢支所長。

○井本和行木沢支所長 続きまして、木沢支所から答弁します。

平成15年から受け付けた文書による要望・陳情につき、答弁いたします。取扱につきましては、那賀町文書取扱規程によりまして、支所で受け付けたあと控えを取りまして、総務課へ意見を付け進達しております。同時にですね、関係課にもその案件につき対応を協議しています。

現在までに受理しているのは、全部で12件です。その内訳は、道路関係は0、防災関連、これは地域全般の災害復旧とか携帯電話不通解消、不通エリアの解消です。それと生活関連が3件、これは飲料水供給施設の整備、それと簡易局の設置。その他3件、これは福祉施設等への予算の充実。その他業界関連が3件、これは建設業協会等からの雇用拡大等の陳情です。これらの案件につきまして、地域住民からは防災や生活に関する案件のみで6件です。道路に関するものはございません。

対応状況につきましては、業界や団体からの陳情は別としてですね、地域住民からの要望では、現在進行中・施行中であります案件が1件、これは高野地区の災害復旧です。それと現在担当課と対応を検討中の案件が1件、これは木頭下地域の携帯電話の不通エリア解消でございます。これ以外は全て解消・解決済みです。

なお、木沢支所では要望事項の処理の適正化を図るために、職員間で要望事項の一元化と共有化を実施しまして、口頭での要望事項も含め職員全員が要望事項を共有し、各職員の事務事業に反映をさせています。なお、参考ですが、口頭で受けている要望は合併前から現在まで91件で、3分の1が対応済み・解決済みです。残りの半分が予算等によります順番待ち、それ以外が用地等支障によりまして解決が大変難しい案件です。

以上です。

○平川博史木頭支所長 議長。

○大澤夫左二議長 平川木頭支所長。

○平川博史木頭支所長 それでは、次に木頭支所から陳情・要望件数等について御報告させていただきます。

これも平成15年以降に木頭支所に寄せられている陳情・要望件数は、町に対するもの、主として道路関係が主なのですが11件、それから県等に寄せられているものが5件となっています。町に対する陳情等11件のうち、既に実施・完了済みのものは4件、現在実施中のものが3件、計画中が1件、それから未着手が2件、不採択というのですか、不採択が1件となっています。

この不採択分については、町長の諮問によりまして地域審議会で審議され、不採択となった陳情でございます。また未着手分については、用地等環境が整っていないものが1件、陳情が先月下旬に出されまして今後対応を行うものが1件の、計2件となっています。県等へのものについては、国道未改良区間の整備促進と、河川の堆砂除去に関するものでございます。

以上です。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 私が今回この時期にこのようなことをお聞きするのは、ある意味があるわけなのです。と申しますのは、これ今情報をいただいたのですけれども、各支

所におかれましては順次町民のニーズに応じていただいておりますやにも見えるわけでありませぬ、私は2～3の例を、実例を申し上げて皆さんの判断をしていただきたいと、このように思うわけでございます。

近年、最近特に那賀町だけではないのですけれども、全国的に限界集落というような言葉があるわけでありませぬ。この限界集落につきましては皆さん理解をしていただいていると思っておりますけれども、この那賀町におきまして、まずライフラインと申しますか、水・ガス・電気、いろいろそういった面では驚敷にしろ相生にしろ上那賀にしろ、いろいろなところで完成事業が行われて、地域の人には水が止まったり水が濁ったり、水が凍って出なかつたりするようなことは余りないのじゃないか、経験がないのじゃないか。そういった、町が重点的に施策を進めている簡易水道なんかには、ないのじゃないかと思っております。

しかしながら、今申し上げましたような限界集落、こういったところでは、水、本当に大切な水なのですけれども、簡易な水道施設をしていただいておりますけれども、ほとんどが集落で管理を任されております。私たちは、前にも申し上げたことがありますけれども、氷が半分が濁っているのですよ。そういう水を飲んだときがあります。これはなぜか。やはりその簡易水道の管理ができない。特にあの場合は平成16年の災害があったあとですからやむを得なかったのですけれども、でもそれに被害を受けていない場所でも水の管理というのは大変重要なポイントなのであります。

したがって、ある集落、ちょうど12～13軒の集落でありますけれども、以前にも「限界集落になるから、何とか水の管理道を作っていただきたい。」と幾度も幾度も町にお願いをしました。しかし、町もこれは大変じゃということで見てもはくれるのですけれども、なかなか実行に移さない。終いには「自分たちで道を作ってください、2割は補填しますよ。」と。地域の人に私は伝えました。叱られましたよ。「自分たちで道を作れるぐらいなら、町には頼まんわ。情けない話ですな。」と。

私はそれから14年、再度支所を訪れました。実はこういうわけで、水が、もう部落の人が水道の管理もできなくなった。あれから10年や15年たったら、地域の人には半減したのですよ。そして地域に住む方は70歳以上、ほとんどが高齢者です。そういった中で大雨があったとき、台風があったとき、中には1年・2年であの水道の砂を入れ替えなければいかん。でないと濁った水が流れる。

前に座っておられる理事者の方は、半分濁った氷で水割りをしたことがありますか。私はね、そういう経験がありますよ。そこな集落に管理を任されておるのですけれども、限界集落、それ以上の集落になりつつある集落のものが、その水道の管理をするために山道を、200mしかないのですけれども、砂を担いで行かなければいかんのですよ。幾らそういう補助事業がないというても、本町になってからは町長も自慢げに、総務課長も「何十億円の蓄財ができましたよ。」と言うのですよ。わずか200mの道、大型自動車を通れるか通れんか、そういう問題でないのですよ。軽4でいいからはめてくれるような道を作っていただきたいと、こういうことをお願いしているにもかかわらず、なかなか作っていただけない。挙句の果てには「自分たちで作れ、2割はしてやるわ。」こういうような考えなのですよ。

もう1つ例を申し上げますと、先ほども相生支所長が「全部完了しております、1

件だけ残っております。それも最近要望書が出てきたのですわ。」という話。ある林道を行きますと、途中で止まっておるのですね。地域の人に、あれどうしてもうちょっとこっちまで続かないのかなと言うと、これはおじいさんが「お金が、町にお金がないと言うて止まっておるのじゃという話で聞いておるのじゃけど、なんで止まっておるのか理由は分らないのじゃ。」というこういうふうな話。これはほんでもちゃんと要望書とか事業の請願というか、そういった文書を出しておるのだろうなということで、それは出してあるはずじゃと。

それである日支所に行きまして、実はこうこうで、こういった陳情書とか要望書が出ておるはずじゃけど、ないかと聞きますと、そういう話は聞いておらんと。それはそんなおかしい、それちゃんとあるはずじゃ、もっと見てくれと言うたら、担当は渋々引出しを引き出して、そんなのあったかなと言うて探しておるのですよ。それで「久川さん、ありましたわ。13年前じゃわ。」と。ええ。たんすの中の錢と違うのですよ、要望書ですよ。そうして見ますと、この林道がストップしておるところからずっとこちらまでに至る住民の方の判が要望書についてあるのですよ。これが全くストップしたままなのですよ。

今朝ですかね、私テレビを見ていましたら、日本人で一番、外国人が理解できない言葉が2つあるらしいのですね。「我慢」、「仕方がない」、これは英文には訳せないらしいのですね。東日本大震災も同じですよ。それを我慢しておるのです。仕方がないと諦めておるのです。

那賀町の住民も我慢しておるのですよ。そういった水のもとに行く管理道にしても、林道を作っていただきたいと思っても、一向にそういう成果が現れない。でも、我慢して、我慢して仕方がないからと諦めておる。町会議員が1人・2人近くにおたって、何もできんじゃないかということなのです。でも、それは議員じゃなくて、やはり町の姿勢だろうと思うのですよ。

この点につきまして、町長、行政を預かるトップとしてですね、どのような原因でこういうことが起きるのか。理由はたくさんあると思いますよ。

そういったことで時間もきましたので、ちょっと。あとで結構ですので。

○大澤夫左二議長 一旦、ここでちょっと時間がくるまで小休いたします。

午後02時43分 休憩

午後02時46分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

御協力をお願いいたします。一般質問の続行中ですが、ここで2年前に発生いたしました東日本大震災で犠牲になられました方々の御冥福をお祈りするため、1分間の黙とうを行いたいと思います。よろしくをお願いいたします。

黙とう、始め。

〔出席者全員、起立。黙とう〕

○大澤夫左二議長 ありがとうございます。御着席下さい。

〔出席者全員、着席〕

○大澤夫左二議長 それでは久川君の一般質問を続行いたします。どうぞ。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 久川議員さんの、限界集落と言われるところでの簡易水道の管理ということでの御質問でございますが、確かに久川議員さんが言われるとおり、非常に飲料水の重要な確保・維持管理に、今後においてもそういった地域がかなり出てくるものと思っております。私自身の集落におきまして、200mと言わず、2km・3kmという崖っぷちのところから引っ張っております。そういったところから引っ張ってきておりますので、もうやがてこの管理に行けないだろうと。コースを変えるか何とかしようということで今検討しておるところなのですが、これもかなりの費用がかかります。

これらのこういった対応、今後場所的にも増えてくるであろうと思っております。ただ、この要望書が13年前ということでございますので、私のところにはまだ届いていなかったと思います。上那賀地域のそういった箇所につきましては、まず前のきめ細かな交付金等、あれの活用については、家の庭先まで道路がついていない、ガス1本運ぶのでもいろいろな荷物も担いでいっていると、そういうところの対応を先にやらせていただいたというのが、当時の対応として、那賀町としての、上那賀地域がほとんど家の庭先までついていないところが一番多かったわけです。その対応をさせていただいたというのが事実です。

まだ数軒残っております。もう数は分かっています。上那賀地区でも家の庭先まで道路がないというところ、これはいろいろ工法的なものでかなり難しいもの、それから用地の関係がはっきりしていないもの、そういったものが今残っております。那賀町であと家まで道がないのが、上那賀の今申し上げました数軒と相生に1軒ございます。これらの対応については、今後におきまして平成25年度からのまた違った形の交付金が使えかどうか、それらによって対応してまいりたいと思っております。

この水道のもとについてのもとの問題、もとに行く問題、今後限界集落と言われる地域での飲料水の確保の方法、これらについても今後どういった形で対応できるか、それも十分検討させていただいて、費用的なものもあろうかと思いますが、道路をつけばいいのか、あるいはまた水の配管の方法を変えればいいのか、それぞれ地区によって違うと思いますが、そこらも十分調査させていただいて対応をしてまいりたいと思っております。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 町長の答弁はありがたいのですけれどもですね、私がね、お答えいただきたいのはね、この道うんぬん、この生活道、この管理道うんぬんはもちろんなのですけれどもですね、どうしてこのように、先ほど支所長が役場内で来たものを対応しておりますというふうな話だった。

前回ですか、相生から上がってきたものが議会に出てきましたね、要望書が。私はこの要望書なるもの、陳情書なるもの、今までは地域から上がってきたもの、ほとんどの件のおよそ、極端な話が原発の問題とかオスプレイの問題とか、いろいろ陳情書を受けるのは議会に出てきておるのですよ。なぜ今までこういったものが議会に話がなかったのかなという1つの疑問を持っておるのですよ。それで、町が判断してじゃ、それを

しておるだけの話であって、我々議会としたら要望書がどういう要望書が来ておるのかということすら余り知らない。自分が世話したものは知っておるけれども、意外とこういったところには無知なんじゃわな。

私が町長にお聞きしたいのは、今後じゃ、今までにあったことはしようがないけれども、今後そういったことがあるとしたら、何とかしてこれ住民のため住民のニーズに応じてあげられるのかという、1つの対策室、対応じゃわな、これを考えてやってほしいのですわ、私は。

確かにね、担当者ね、直接言うたって、担当者って、毎年と言わん2年に1遍ぐらい代わるでしょう。そしてまた、課長そのものも代わるのじゃわな。そして、極端に言うたら支所長まで何年かしたら代わる。それが、引継ぎができていない。そういうことも考えられる。そういったことで、私は町全体にもっとそういった町民のニーズにいかに対応、応えていくか、そういった点をやはり行政改革、そういった面でもっともっと研究してほしいし、やってほしい。

私は担当者の責任を問うつもりはありません。やはりその人だって去年代わってそれ知らなんだと言われたらそれまでなので、それは仕方がないことだと思いますけれどもですね、やはりこういう事案はね、やはりもっともっと住民に対してね、もっと優しい目で、また親切な対応をしてほしい。

私ははっきり言いましてね、現にね、住んでいる町民がね、不便を感じているのですよ。そういったところの住民の方は。町民生活をね、解決せんとね、ええ、町の発展はないし、いくら町外に「那賀町はいいところだから戻ってきてくれ。帰ってこい。ええところじゃ、住んでくれ。住宅も建ててやる、何もしてやる。」と言うたところでね、今に現実に住んでいる方が不満を持っておるような行政ではね、我々は通じんと思う。やはり自分もちゃんとしてから初めてよそへ、町外にそういったことを言うべきであってね、自分くの家のものが何もできていないのに、何ぼ言うたって那賀町はこれはおかしいですよと言われますよ。

限界集落の問題もこれからどんどんどんどん増えていくと思いますから、是非そこら辺のところを気をつけて、十分町行政改革ならそういったものを町の中にもあるのでしょうから、やはり1つ見つめ直して、この機会にですね、見つめ直していただきたいとこのように思いますが、町長、その点について。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 陳情・要望書の件につきましてはですね、これは町に、今の那賀町に上がってきているものは、全て総務課で全部管理しております。それらについての対応については、予算審議のときとかそういうときに全て対応をしているつもりであります。

そういったことで、旧町の当時の分につきましては、それぞれの旧町村でそれぞれのまちづくりの要望の計画の中に我々は入れていただいております。これは、その当時にそれぞれの旧町村のまちづくりの分の中に、要望書も含めて入っていると我々は認識をしていたところです。

ただ、それができていないということで、また改めてその要望なりそれが出てきたと



きについては、我々もそれなりの対応をしてみたいし、要望・陳情の一括管理は総務課で行っておりますので、これは新町になってはそれの分の一括書類は全てそろっております。

そういったことで、今後においてもやはり今久川議員さんがおっしゃるようなことであろうと思います。それらについても、また判明し次第また対応をさせていただきたいと思っております。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 今町長がおっしゃられましたのは、これ合併協定書ですね。この中に入っている事業については、那賀町にも責任を持っているというようなのですけれどもね、やはり、旧町も借金も貯金も同じように那賀町に来ておるのですから、1つ合併の折に載っておらんからというのでなくて、1つ十分検討して住民のニーズに応じてやってほしいと思います。

続きまして、次の問題に触れさせていただきたいと思っております。

私は、この「町有林の維持管理と収益の運用について」、誠にこれ、字が下手で申し訳ないのですけれどもですね、このことにつきましては再三にわたりまして町の姿勢をただしました。町有林の維持管理、これ私は、総務課ですね。この町有林の維持管理につきましては、先般臨時議会において森林管理受託センターが出していただきました資料によりまして、9百万円余のお金が出ておりまして、そのお金がですね、財産売払収入として一般会計に入っております。これ前の臨時議会のものであります。その中で私も少しこの問題に触れました。町長のほうからも答弁がございました。

私も十分自信がなかったのですから、余り究明することはできなかつたのですけれども、その後、この問題につきましては、合併時に町有林・財産そして借金等々、こういった幹事会等でもいろいろ縷々話合いをしていただきまして、覚書なるものを5か町村で交わしております。このことにつきましては、町長も総務課長も十分承知のことだろうと私は拝察するところでございますけれども、やはり私の1つの感覚として、合併時に町有林、私ども上那賀の町有林、木頭の町有林、木沢の町有林、鷺敷や相生の町有林、こういった諸々一応提出、全部出し合っております。

そういった中で、それを還元する場合、要するにそれを売り払う場合、収入があった場合には、という以前に、その地域にもし必要なことができれば、その町有林を処分してお金をそれにある程度少しでも役立てようと、そういうふうな感覚、私は少ししかない財産ではありますけれども、個人的にも自分の財産を売って自分の家のために使う、これは当たり前のことなのです。しかしながら、合併ということによって、それもなかなかまならん。

しかしながら、町有林には、那賀町になってから買った町有林なんかは那賀町の町有林としてあるわけなのですけれども、以前からある財産につきましては、これは先人が一生懸命知恵を絞って労力を出して、ちゃんと守ってきた財産です。私たち旧上那賀の場合も、宮浜地区の財産・平谷地区の財産、こういうふうな分け方もあったのですよ。これは宮浜地区の何かに役立ててくださいと言うて、先人が寄付をしてくれた財産もあるわけなのですよ。そういったいろいろ諸々があったわけなので、この覚書には

「各町村有林につきましては、那賀町に引き継ぐものとする。ただし、将来においてこの那賀町有林に収益があった場合は、収益のうちの50%は旧町村に対する公益的事業の財源又は公共的団体への交付金に充当する。」これが覚書の第1条。であるならば、この問題とするところの町有林に今回収入があったとしたら、これは半分はこの地域の公的なものを使用していただけるのだというふうな頭があるわけなので、これが9年たとうが10年たとうがじゃ、約束は約束じゃけん。

この問題につきまして、総務課長とちょっと私とは意見が先般違うたものでね、ここを1つ質しておきたいなということで、今回公の場で一般質問をさせていただくことにしましたのです。

その点につきまして、まず総務課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○**峯田繁廣総務課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** 失礼します。

確かにこの前の臨時議会のときに、町有林を間伐ですかね、間伐して、間伐した結果、それに対する費用とそれから売上げの額はどうかということ、これは確か財政の規則に基づいて財産売払収入ということで収入としたいというふうにお答えしたと思います。

一方で、今言われましたように、覚書の中で「町有林に収益があった場合は、50%は旧町村に対する公益的事業の財源又は公共団体の交付金に充当する。」という覚書があることも承知しております。ただ、物理的な会計処理としては一旦は一般会計にどうしても入れるというのは、これは自治法でも定められた方法でございますので、それ以外に別のところへそのお金を移すというのはちょっと不可能かなと。ただ、一旦そうした上でそれを財源として歳出でどうにかする、あるいは積み立てるとかというのはいは歳出の方法としてあるかなと思います。それにつきましては、今後合併10年ということもにらみまして、今回の、今回どうするかのみでなしに、将来的にも町有林からの収益というのは、今回のように部分的な間伐でなく皆伐、適齢がきたら皆伐もしたりもすると思うのですけれども、どうするかというのは、今後久川議員さんの今回の御意見を契機にして考えていきたいと思っております。

行革委員会などで、町有林の収益に関する取扱いについてどうするか。いろんな方法が考えられると思うのです。例えば現在でしたら旧町村ごとにまちづくり基金なんかを積んでおりますので、それに積み増しする。ただ、基金につきましても、いつまでも町村ごとの名前の付いた基金のまま置いていいのかというのは、置いても何か効果があるかというたら実際の事業が必要な場合は、それほど基金があるから使うとか、ないところはしないとか、関係なしに、必要なところは必要に応じて事業をやっているのです、その基金をどうするか。こちら行革委員会でも検討したいと思っておりますが、議員さんの中でも、今後のそういう取扱いについてどうしたらいいのかというのをいろいろ考えていただけたらと思います。

それから、町有林全般の問題というのが1つありまして、今後町有林、那賀町では名目で約900町歩、名目と言うのか台帳で900町歩位だったかと思っております。実測は、これ全部実測できておるわけではないのですけれども、推定で1,900町歩、大方

2, 000町歩あります。大林業家です、考え方によったら。これをうまく利用したら、この町有林をうまく経営することによって、収益を上げながら、その収益を一般財源として林業政策を行っていくというようなことも考えられないかというようなことで、非常に広くはそういう町有林全体の問題についても今後検討していくようなことをしなければならないかなと思っっているのが現在の考えであります。

以上です。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 ちょっと話は前後するのですけれどもね、今の運用につきまして、一般会計に一旦はめて、それをできたらこういったまちづくり交付金なんかに流用してくれると。いろんな方法があると思うのですよ。

ただ、こういうふうな書類を出されて「これは振り込んで使いますよ。」というてこういうふうに出されてくると、この話はどうなったのかということになってくるので、こういう、もしこれが先ほども町長もおっしゃいましたけれども、旧町村単位で考えるのじゃなくて、町全体でそういうふうを考えていこうというような1つの提案もなされましたけれどね、さっきも。それでも結構なのですけれども、するのであればするように、議会なら議会、地域振興うんぬんありますよね。そういったところにも相談をしていただいて、方向性を変えるのであれば相談してしかるべきじゃないかと私は思います。

それとちょっと前後するのですけれどもですね、町有林の維持管理じゃわな。大体2, 000町歩と言ったのですかね。莫大な財産ですよ、はっきり言うてね。昔であれば。今はちょっと若干安いので、そんなにはないのですけれども。やはり先日ですかね、この維持管理ということで、何か所か町有林の搬出間伐をしております。そういったところを、私も山が大体専門でございまして、行って見てまいりました。きれいにしていっておるところもあるのですけれども、場所によっては「これは・・・。」と首をかしげるような間伐現場じゃな、最後に残る。昔で言えば、これは維持管理という面では、皆さんも御存じでしょうけれど、植付けしますと、下刈・除伐・間伐・択伐そして伐採なのです。その5つの過程を経て、皆さんが、県でも国でも言う「100年の森」を育てるための1つのステイタスといいますか、順番なのです。

ところが、先日まいりました町有林には、除伐・間伐が飛んで、択伐になっておるのです。これ択伐というのは、皆さん専門用語で分かんたらうけれども、木が乱立しております。その中で大きいやつ、大きいやつを先に抜き切りますのですよ。すると、こんな小さなひよろひよろとしたスギの木が残るのです。これは、まあいうたら森林の維持管理ではないのよ。これは収益を上げるためにする事業なのよ。伐採の前に、うん。これは専門の人でなければ分かんと思っますけれどもですね、山本森林管理受託センター準備室長あたりは十分熟知していただいていると思っますけれどもね、やはりこれはね、1つの町の森林の管理をする上において、ちょっとこれはやりすぎであろうという面が見られるのですよ。

なぜそういうふうになったか。やはり専門のそういった間伐なら間伐をするときの、やはり技術者が少ないということ、1つはね。前々であれば間伐するときには、その先

だった技術者が印をしていくのですよ、こう。「これを切りなさい、これを切りなさい、これを切りなさい。」と、ちゃんと4mぐらいから5mぐらい間隔がこじょんとあくように間伐をしていくのですよ。そういったところが今の問題に、維持管理という面ではちょっと首をかしげるような切り方なんじゃわな。あれは次の台風とか大きな雪が降りますと、ほとんど倒れますよ。全くなくなる可能性もある。

これは維持管理の上で少し考えるべきじゃないか。私は、もし町有林が個人の山であれば、これは業者に対して「これは何な。」と言うて、まさかスギ、切ったものを戻せとは言えませんが、もう少し考えた間伐なり除伐、維持管理をする上においてやはり専門知識のある人間を町としても登用すべきじゃないか。臨時で結構なのですよ。もし町有林を間伐するというようになったら、何日か人を雇って専門的に見ていただくとか、そういったものをせんと、今のままでは営利主義に入ってしまうと、もうあとの山がほんま情けないような状況になっている。山本森林管理受託センター準備室長もこの面については今後も十分研究をしていただきたいと思います。

それで、最後にお聞きしますけれども、これ2,000町歩ある町有林、町長、これ今後維持管理する上において、森林管理受託センターに委託するつもりなのか、それとも現在のまま総務課で管理していくのか。将来どのように考えておるか、それだけちょっとお聞きしましょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 那賀町の2,000町歩のこの町有林の管理、管理のその財産管理はこれはもう総務課であります。ただ、今御指摘がありましたように、山林の本当に維持管理といいますか、間伐・育林、これらについてはやはり森林管理受託センターあるいはまた今の組合を含めての事業体に、森林管理受託センターから維持管理の委託契約をすることになろうと思います、発注を。

やはりその場合に、これはもう町有林に限らず個人の山でも一緒ですけど、ただ単に本数だけ間伐すればいいわという方法では駄目よと我々は思っています。先ほど清水議員さんにもお話をさせていただきましたが、この木材、間伐した木材においてもやはり優品・秀品というような選別をして有利に販売するようになると思います。

そうしなければならぬと思いますし、それから100年の森、長伐期の森林、こういった森づくりをやっていく場合に、ただ単に今この索道、高性能機械等を据え付けて、筋にダダッと、これにかかるやつ、もうそのとおりに筋をずっと全部間伐していく、またこっちも間伐をしていく。これが私もいいとは限りませんが、いいと思いません。やはりこの森づくりのためには、やはりその間伐の方法等についてもこれは十分知識を得ていただいて、そして我々としても今入札を行っている事業体、この事業体が建設業者さんと一緒に、いい事業体か悪い事業体かによってやはり指名に入れるか入れんかということもこれから検討していくべきだろうと思います。切捨間伐にしてもそうです。谷に切り込んだままでそういう施業をしていく事業体さんに、そういう施業をお任せするわけにはいかぬと思いますので、やはりそこら辺も含めて事業体さんにおいてもそういう技術の向上、そしてまた間伐施業のあり方というものも十分理解していただくべきだろうと思っております。

これ、また専門的に、山本森林管理受託センター準備室長のほうからお話があるう  
と思います。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。

○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 この維持管理のことについてなのですが、入札制度を我々は取り入れています。当然検査制度もやっています。そういった中でですね、今議員さんがおっしゃったように、除伐した・間伐した・択伐したという考え方であってはならない。要するに、今ある木材という、いわゆる除伐して間伐して成長木から成木に持っていくまでに、不良木をできるだけ少なくして成長木から成木に持っていく、これで収益を上げるというのが当然の考え方であって、我々も検査も6回ぐらい現場の検査に行きました。

これね、やはりレベルがあるのです。今私が思うのに、僕いつも誰が現場代理人なのかということ掲げるのですけれども、ああ、この人がやったのだったら絶対間違いないと。例えば切ったときに横の木をね、傷つけていない。これどんなにしてやりよるのと聞いたらやはりカバーとしよると。こういった試みをね、やっているというのはやはり素晴らしい。現場を見たらすぐに分かるのですけれども。

それで入札制度それから検査制度の中で、どの事業者がやっても同じレベルにならないといかんと、品質管理上。これを我々がやはり指導していかないといかにということ、例えば傷をつけたとかね、もう無茶苦茶やっておるでないかというようなことがあったのでは、山林所有者にすれば「もうおまはんくやめてくれ。」ということになります。これを我々もよく言うておるのですけれども、必ずこんなきっちりした仕事をやることによって山林所有者から信頼を得る、信頼を得ることによって今度は繰り返しこれが継続できると、こういった形をやっていかざるを得んと。そういうことをやはり事業体に必ずやってもらうようにですね、僕らも言うておるのですが、あそこの現場のあの山を見てこいと、そうしたらほんまにああいうところを見習ってからやはり技術力というのをね、高めていかないといかによとということで、今現在指導しているところです。

今議員さんおっしゃったように、当然いい材を最終的には残すとといったことで、まあほなけん、これもジャミとかね、同じ木・林齢の中でもジャミがあつたりいろいろ傷があつたり曲がりがあつたりするのですけれども、そういった木を線<sup>せんした</sup>下、いわゆる線際<sup>せんざい</sup>でやっている線下のすぐ横にあるのですよね。これ切ってくれやという指導もしよるのですけれども、そういった形でやはり良質木を残していくという考え方を実施していかねければいかなとということを本当に思っています。今後はそういった形で指導もチェックもやっていきたいなというように思います。

よろしくお願いします。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 まだまだ言い足りないことはたくさんあるのですけれどもですね、時間の関係で、私もまさか1時間やるとは思っておりませんでしたので。

やはりこういった問題、確かに多くあります。そして最後に確認ということで、この覚書があるように、1つ今後は私どもが一般質問でこういうふうな問題を取り上げる

ことのないような行政を1つ育ててほしい。このことをお願いしておきます。  
以上です。

○大澤夫左二議長 久川君の質問が終わりました。

以上をもって・・・。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい、意見書じゃな。どうぞ。

○新居敏弘議員 それでは、先ほど私の方からもお願いしたように、先日のオスプレイの低空飛行訓練に関しまして、意見書を提出いたします。

よろしく申し上げます。

○大澤夫左二議長 ただいま新居くんから「オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書（案）について」の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

「オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書（案）について」の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。動議を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。したがって、この動議を追加日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定されました。

追加日程第1「オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書（案）について」の動議を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

〔新居敏弘議員、登壇〕

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 それでは「オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書（案）について」説明をさせていただきます。本文の方の表題が「オスプレイ」の「イ」が抜けておりますので、それを訂正していただきたいと思っております。読み上げて説明に代えさせていただきます。

「米軍の新型輸送機米軍の新型輸送機MV22オスプレイが、3月6日から8日、那賀町上空を含むオレンジルートで低空飛行訓練を行った。

那賀町議会は、昨年9月に全会一致で「MVオスプレイ及びあらゆる米軍機の低空飛行訓練に反対する意見書」を採択したところであるが、訓練予定の前日になって、当初九州のイエロールートとしていたものを急きょオレンジルートに変更し訓練を強行したことは、住民の不安感や反対の声を無視したもので、誠に遺憾であり、強く抗議する。

今回の訓練は比較的高度が高く、また、夜間訓練も行われたが、まだ本格的な訓練ではなかった印象があるが、これを地ならしとして今後本格的な訓練が行われるのではないかと危惧する。

よって本町議会は、住民の安全・安心を脅かすオスプレイ及びあらゆる米軍機の低空飛行訓練に反対するとともに、政府に対しあらゆる米軍機の低空飛行訓練が行われないよう強

く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。」

提出先は、以下のとおりとなっております。よろしく御賛同をお願いいたします。

〔新居敏弘議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより討論を行います。発言のある方はどうぞ。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより採決いたします。「オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書（案）について」の動議について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 ありがとうございました。「起立多数」であります。よって、「オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書（案）について」の動議は可決されました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。3月12日から21日は、議案調査並びに休祭日のため休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、そのように決定いたしました。

3月22日再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後03時27分 散会





## 平成25年3月那賀町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年3月22日（金）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	照原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 なし

欠 員 1名

13番

会議録署名議員

8番 植北 英徳 9番 株田 茂

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託センター準備室長	山本 賢明

## 議事日程

### 日程第1

- |        |  |
|--------|--|
| 議案第3号  | 那賀町職員定数条例の一部改正について                       |
| 議案第4号  | 那賀町職員の給与に関する条例の一部改正について                  |
| 議案第5号  | 那賀町情報公開条例の一部改正について                       |
| 議案第6号  | 那賀町個人情報保護条例の一部改正について                     |
| 議案第7号  | 那賀町役場出張所設置条例の一部改正について                    |
| 議案第8号  | 那賀町木頭交流センター条例の制定について                     |
| 議案第9号  | 那賀町使用料条例の一部改正について                        |
| 議案第10号 | 那賀町特定非営利活動促進法施行条例の制定について                 |
| 議案第11号 | 那賀町税条例の一部改正について                          |
| 議案第12号 | 那賀町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について               |
| 議案第13号 | 那賀町総合交流促進施設条例の一部改正について                   |
| 議案第14号 | 那賀町総合交流ターミナル施設「四季美谷温泉」条例の一部改正について        |
| 議案第15号 | 那賀町簡易水道等条例の一部改正について                      |
| 議案第16号 | 那賀町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について |

- 議案第17号 那賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 那賀町営住宅条例の一部改正について
- 議案第19号 那賀町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第20号 那賀町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 議案第21号 那賀町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第22号 那賀町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第23号 那賀町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第24号 那賀町営残土処理場条例の一部改正について
- 議案第25号 那賀町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第26号 那賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第27号 那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第28号 那賀町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 議案第29号 平成24年度那賀町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第30号 平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第31号 平成24年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

- 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度那賀町一般会計予算について
- 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度那賀町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
- 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度那賀町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度那賀町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度那賀町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度那賀町集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度那賀町財産区事業特別会計予算について
- 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度那賀町立上那賀病院事業会計予算について
- 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度那賀町工業用水道事業会計予算について
- 議案第 4 5 号 那賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 4 6 号 那賀町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第 4 7 号 那賀町森林総合利用施設相生森林文化公園あいあいらんの指定管理者の指定について
- 議案第 4 8 号 那賀町木頭高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第 4 9 号 那賀町木頭図書館の指定管理者の指定について

- 議案第50号 那賀町鷺敷B & G海洋センターの指定管理者の指定  
について
- 議案第51号 財産の取得について
- 請願第1号 核兵器禁止条約の締結交渉開始を求める意見書の提出  
に関する請願書
- 日程第2 平成24年 適正な議員定数改革についての要望書  
要望第5号
- 平成24年 議会経費削減についての要望書  
要望第7号
- 日程第3 発議第2号 那賀町議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第4 議案第52号 工事請負契約の変更について  
(平成24年度道整備交付金事業 町道海川出原線  
改良工事)
- 日程第5 選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第6 議員派遣について
- 日程第7 閉会中の継続調査について  
(議会運営委員会並びに各常任委員会)

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ



午前10時00分 開議

○大澤夫左二議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告いたします。町長より追加議案の提出通知がありましたので、報告いたします。

報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1、議案第3号「那賀町職員定数条例の一部改正について」から、議案第51号「財産の取得について」までの49議案と、請願第1号「核兵器禁止条約の締結交渉開始を求める意見書の提出に関する請願書について」を議題といたします。

本件については、去る3月6日本会議において各常任委員会に付託し、審査が行われた事件であります。

以上の50件に関し、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 吉田君。

○吉田行雄総務文教常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、登壇〕

○吉田行雄総務文教常任委員長 おはようございます。総務文教常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る3月14日に開催し、定例会において付託されました議案第3号「那賀町職員定数条例の一部改正について」から、議案第50号「那賀町驚敷B&G海洋センターの指定管理者の指定について」までの19議案と、請願第1号「核兵器禁止条約の締結交渉開始を求める意見書の提出に関する請願書について」審査いたしました。

その結果、付託議案については全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定し、請願第1号「核兵器禁止条約の締結交渉開始を求める意見書の提出に関する請願書について」は不採択とすることに決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項の一部について、その概要を申し上げます。

議案第4号「那賀町職員の給与に関する条例の一部改正について」、委員より「看護師の夜勤手当を5千円から8千円に引き上げるようだが、これは他の医療機関と比較してこれまでが安すぎたのか。」との質疑に対し、理事者側より「民間と比較して町職員の給与は決められないが、公共的なところで調査をした結果と聞いている。給料や手当を町独自で決めている制度上、現在まではそれで支給してきたが、昨今の看護師不足を解消できるのではないかという点もあり、今回改正したい。」との答弁がございました。

次に、議案第12号「那賀町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」、委員から「事象が発生した場合に、国や県の指示により町の対策本部を立ち上げていくととらえているが、この条例についての詳細な説明を。」と求めたところ、理事者側より「今回の特別措置法の制定により条例化が必要になったもので、これまでは要綱によ

り行動計画が定められていた。国が緊急宣言をした場合、県や町は直ちに対策本部を設置しなければならず、それぞれが役割分担し対応していくが、基本的には国の指示を仰ぐことになる。」と説明がありました。

次に、議案第29号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第6号）について（所管分）」、委員から「地域コーディネーターと地域おこし協力隊の事業区分について、分かりづらい。」との意見があり、理事者側より「平成24年度の地域コーディネーターの事業が採択されれば、1名は地域おこし隊として地域に埋もれている資源を掘り起こし、地域の活力を見出しながら元気な地域になるよう務めてもらう。」との説明がありました。

次に、議案第34号「平成25年度那賀町一般会計予算について（所管分）」、委員から「相生庁舎の改築工事設計委託費が計上されているが、先日の那賀町を愛する弁論大会で生徒の発表にもあったように、人口が減少している中で学校やクラブの問題、また役場庁舎についても見直しが必要ではないかといった発言があった。検討委員会で協議してきたことだと思うが、那賀町の将来を考えて踏み込んだ話をしているのか。また、今の支所方式をずっと継続していくのか。」との質疑があり、理事者側より「相生庁舎については、木造にすることで半額の補助をいただけるということが第一で、規模については現在の人数から換算している。今後相生地域審議会や議員とも相談し、決めていきたい。また、今後は課の再編も含めて検討せざるを得ないと思っており、支所についても人数的には今以下になる可能性が高いが、充分協議をしていきたい。」と答弁がありました。

また、委員から「那賀町の民話の制作について、印刷製本委託料として今回120万円余りが計上されており、各戸に配布するのと関係機関用と合わせて5,000冊印刷されるとのことであるが、本当に全戸に配って値打ちがあるものなのか。文化はお金ではないと思っているが、住民から高いと言われるとなかなか説得もできない。読みたい、手にしたいと思っていただけるような広報も必要ではないか。」との意見があり、理事者側より「今回那賀町の民話を編さんするに当たり、旧町村で発行されていた民話集が全部そろわなかったため、県立図書館等からコピーして収集してきたものもある。今回の民話集は、那賀町に残る民話が全て網羅されているということで、非常に意義があると思っている。合併記念行事の一環として全戸に配布したいと考えている。また、費用面においては、過疎債を充当することにより一般財源を少なくしたいと考えている。できるだけ安価になるよう努力していきたい。」との答弁がありました。

他の議案についても、理事者側の説明に対し理解できるものとし、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定し、請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

以上、審査の概要を申し上げ、総務文教常任委員長報告といたします。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、産業建設常任委員長 久川君。

○久川治次郎産業建設常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、登壇〕



○久川治次郎産業建設常任委員長 産業建設常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る3月13日に開催し、定例会において付託されました議案第13号「那賀町総合交流促進施設条例の一部改正について」から、議案第51号「財産の取得について」までの19議案について審査いたしました。

その結果、付託議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項の一部について、その概要を申し上げます。

議案第15号「那賀町簡易水道等条例の一部改正について」、委員から「那賀町の簡易水道料金は、最終的にいつ統一料金にしていくのか。」との質疑があり、理事者側から「今回の条例改正で木沢坂州と木頭地区について改正をお願いしており、これが可決いただくと8割方同一料金となる。遅れている上那賀地区におきましても来年度から順次説明会を開催し、住民の御理解をいただきながら平成29年度までには統一料金になるよう努力していきたい。」との答弁がありました。委員からは「できるだけ不公平にならないよう統一してほしい。」との要望がありました。

次に、議案第29号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第6号）について（所管分）」、委員から、林業振興費で協議会の予算として10百万円余り計上されているため詳細な説明を求めたところ、理事者側より「地域再生計画に基づく特定地域再生事業として内閣府の補助を受けて行う事業で、目的は地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、地域活力の再生の実現を図るために、地域の将来像や課題に取り組み、関係団体との合意形成を図るためのソフト事業となっている。具体的には難しい面があるが、スギやヒノキの素材や製品加工を含めて6次産業化ができないか。そして企業や商社、大学とも連携を図り、官民学一体となった取組により地域の活性化を考えていきたい。もちろん林業だけでなく農業や観光面についても協議をしていきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第34号「平成25年度那賀町一般会計予算について（所管分）」、委員から「地元農産物魅力アップパンフレットを作成することになっているが、那賀町もユズ関連の加工品が多くあるが、地元住民に十分周知ができていないのではないかと。土産や贈答品に使えるものも多いので、住民向けのパンフレットも必要ではないか。」との質疑に対し、理事者側から「この事業は阿南市・那賀町・美波町の定住自立圏で行うものだが、民間や組合などの農産物加工品を一覧にしたパンフレットは既に作成しており、当然住民にも周知していかなければならないと思っているので、配布するなり方法については検討していきたい。」との答弁がありました。

委員から「那賀町産木材住宅部材交付金が10百万円余り計上されているが、住民に交付金制度が知られていないのではないかと。」との質疑に対し、理事者側から「平成24年度は、3戸で木材使用料が62.4㎡であった。今回制度上の基準である柱材の寸法を4寸角から3寸半角に引き下げて利用しやすくした。」との答弁があり、委員より「那賀町産材という格付け的なものが必要と考えているが、どのように考えているのか。」との質疑に対し、理事者側より「当然交付金の対象は那賀町産材で那賀町内の製材から購入したもので、家を建てる人は那賀町内の工務店や大工さんとなっている。平

成25年度からは那賀町産材であるという産地証明をもらおうと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第47号「那賀町森林総合利用施設相生森林文化公園あいあいらんの指定管理者の指定について」、委員会当日は雨が降っておりましたが、委員全員で現地視察を行いました。委員から「コテージが14棟あるが、老朽化して危険な建物もあるので早急に撤去が必要である。また魅力ある施設なので廃園するわけにもいかない。少しでも利益の上がるような運営方法を考え、地元住民とも理解を深めてほしい。」との要望がありました。

以上、審査の概要を申し上げて、産業建設常任委員長報告といたします。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、厚生常任委員長 新居君。

○新居敏弘厚生常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

〔新居敏弘厚生常任委員長、登壇〕

○新居敏弘厚生常任委員長 厚生常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る3月18日に開催し、定例会において付託されました議案第25号「那賀町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から、議案第48号「那賀町木頭高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」までの15議案について審査いたしました。

その結果、付託議案については、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項の一部について、その概要を申し上げます。

議案第34号「平成25年度那賀町一般会計予算について（所管分）」、委員より「外出支援サービス事業のタクシー利用補助金については、満額利用されているのか。」との質疑があり、理事者側より「これまでは旧町村単位の範囲内で半額補助をしてきたが、タクシー業者との協議を重ね、御理解をいただくことができたことにより、来年度からは旧町村の範囲を撤廃し、全町的に利用することが可能になった。しかし、利用者にとっても半額負担が要するため極端に利用者が増えるとは思えないが、利用状況を見ながら補正対応したい。また、障害者のタクシー利用については、町外へ行く場合に上限を定めて補助できないか検討中である。」と答弁がありました。

委員から「有害鳥獣の駆除数は増えているが、シカ肉の安定供給ができていないように思うが、原因はどこにあるのか。」との質疑に対し、理事者側より「受入体制と価格の問題が大きいと思う。欲しいときに捕れるとは決まっていないうし、突然捕れて持ってこられても・・・という需要と供給のバランスも考えられる。遠いところ持っていてもそれに見合う料金でないということも聞いている。」と答弁がありました。委員からは「四季美谷温泉でもシカ肉料理を売りに出しているし、一つの産業として確立できるよう力を入れてほしい。」と要望がありました。

委員から「子宮頸がんワクチンについて、副作用の症例が出ていると指摘されているが、現状把握と対策はどのように考えているのか。」と質疑があり、理事者側より

「全国的な話で副作用があったと聞いているが、厚生労働省からは通達は来ていないのでこれまで同様接種したいと考えているが、今後、国から通達等あれば対応していきたい。」と答弁がありました。

委員から「保健事業で特定健診の数を増やさないといけないと思うが、今回胃カメラ健診の委託料が計上されているが、受診者の数は50人程度を見込んでいるのか。」との質疑に対し、理事者側より「平成25年度において50歳になる人に対し、無料で胃カメラ健診ができるよう対象者の半数を予算計上した。」と答弁がありました。委員からは「長寿命化策で特定健診を勧めるため、地域で協力しているところがある。那賀町も再三保健師が電話により受診を勧めてくれているが、地域で健診の受診率を上げる取組ができないか。」との意見があり、理事者側より「国保協議会でも話が出たが、個人情報という難しい面もあるので、保健師が直接未受診者に言うのが一番と考えている。」と答弁がありました。

他の議案につきましても、理事者側の説明に対し理解できるものとして、可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げ、厚生常任委員長報告といたします。

〔新居敏弘厚生常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 以上をもって、各委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、それでは産業建設常任委員長に1つお聞きをいたします。

先ほどの委員長報告の中で、那賀町産木造住宅部材交付金ということの事業についての審査の内容の御説明はいただきましたが、同じく町産材を使用するという点におきまして、本年度新しい平成25年度において新たな取組が予算に計上されております。木材利用推進住宅費の中に、本来であれば工事費に含まれるであろうはずの原材料費ということが別枠で節に計上されております。この件に関しては、どのような形で事業を執行されていくのかということ、委員長はどのように把握をされておられるのか。委員会ではどのように話があったのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○久川治次郎産業建設常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 久川産業建設常任委員長。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、登壇〕

○久川治次郎産業建設常任委員長 古野議員の質疑にお答えいたします。

木材利用推進住宅費の原材料費につきましては、委員会では質疑はありませんでしたが、別途お尋ねいたしますと、今後の町で住宅建設などに使用する木材等につきましては、予め発注をし、乾燥材を利用するというように努めたいということです。これは私どもが以前から申し上げていたことで、大変よい決断だと思います。那賀町産材の利用促進に大いにPRできるものと期待をしているところでございます。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、降壇〕

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、非常に的を射たような形の町産材を利用するための取組であろうと。今後町が行う、特に来年度に相生庁舎の建替もございます。大きな特殊木も必要になってこようかと思えます。このような事業に対して、町産材がいかに素晴らしいものであるかということアピールするためにも、事前に材料費として用意をされて執行されていく、非常にすばらしい取組、これからもできる範囲の中で大いに取り組んでいただきたいと希望いたしまして、私の質疑を終わります。

以上でございます。

○大澤夫左二議長 ほかに質疑はございませんか。

○大澤夫左二議長 質疑がないようなので、これで質疑を終了いたします。

これより、議案第3号から請願第1号までの50件についての討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 発言がないようなので「討論なし」と認めます。

これより、採決に入ります。

まず、議案第3号「那賀町職員定数条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号「那賀町職員の給与に関する条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号「那賀町情報公開条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「那賀町個人情報保護条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「那賀町役場出張所設置条例の一部改正について」採決いたしま

す。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「那賀町木頭交流センター条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「那賀町使用料条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「那賀町特定非営利活動促進法施行条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「那賀町税条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「那賀町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「那賀町総合交流促進施設条例の一部改正について」採決いた

します。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「那賀町総合交流ターミナル施設「四季美谷温泉」条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「那賀町簡易水道等条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「那賀町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「那賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「那賀町営住宅条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「那賀町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「那賀町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「那賀町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「那賀町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号「那賀町道路占用料徴収条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号「那賀町営残土処理場条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号「那賀町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号「那賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号「那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号「那賀町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第6号）について」採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」採決いたします。



本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「平成24年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号「平成24年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算（第1号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号「平成25年度那賀町一般会計予算について」採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号「平成25年度那賀町国民健康保険事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号「平成25年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号「平成25年度那賀町後期高齢者医療特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号「平成25年度那賀町介護保険事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号「平成25年度那賀町簡易水道事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号「平成25年度那賀町集落排水事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号「平成25年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号「平成25年度那賀町財産区事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号「平成25年度那賀町立上那賀病院事業会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号「平成25年度那賀町工業用水道事業会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号「那賀町過疎地域自立促進計画の変更について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号「那賀町辺地に係る総合整備計画の変更について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号「那賀町森林総合利用施設相生森林文化公園あいあいらんの指定管理者の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり

決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号「那賀町木頭高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「那賀町木頭図書館の指定管理者の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「那賀町鷺敷B&G海洋センターの指定管理者の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「財産の取得について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「核兵器禁止条約の締結交渉開始を求める意見書の提出に関する請願書について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は「不採択」であります。請願第1号を採択することに賛成の方は御起立下さい。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立少数」であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

11時まで、場内時計で11時まで小休いたします。

午前10時50分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

日程第 2、平成 24 年要望第 5 号「適正な議員定数改革についての要望書について」並びに平成 24 年要望第 7 号「議会経費削減についての要望について」を議題といたします。

本件については、去る 12 月定例会において議会改革調査特別委員会に付託され、継続して審査が行われていた事件であります。

以上の 2 件に関し、議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○植北英徳議会改革調査特別委員長 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

〔植北英徳議会改革調査特別委員長、登壇〕

○植北英徳議会改革調査特別委員長 私の方から議会改革調査特別委員会委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る 3 月 15 日に開催し、平成 24 年 12 月定例会において付託されました要望第 5 号「適正な議員定数改革についての要望書」と、要望第 7 号「議会経費削減についての要望について」までの 2 件について審査いたしました。その結果、付託された要望については、いずれも賛成者が少数であったため不採択とすることに決定いたしました。

また、議員定数問題について委員会としての結論が出ましたので、併せて御報告いたします。当委員会は、現在の議員の定数や報酬について妥当であるかどうか、また議会改革を行い議会が活性化するよう取り組む必要性とその課題は何か、そしてその取組をどのように進めていくのかを協議するため、9 月定例会において議長を除く全議員の構成により設置されました。

2 月までに 3 回の会議を開催し、特に議員の定数問題においては第 2 回の会議で委員各位からそれぞれのお考えを述べていただき、先日開催した第 4 回の委員会において、定数問題については一定の区切りを付けるため、採決を諮ったところであります。その結果、削減と現状維持との意見は分かれていましたが、削減に賛成の委員が多かったため、16 人の定数を 14 人とすることに決定いたしました。

なお、本委員会は、今後においても、常任委員会のあり方、議員の報酬問題や政務活動費また通年議会など、議会の活性化に向けた協議を継続して行っていくことを確認したところであります。

以上、審査の概要を申し上げ、議会改革調査特別委員長報告といたします。

〔植北英徳議会改革調査特別委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより、平成 24 年要望第 5 号と平成 24 年要望第 7 号についての討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、採決に入ります。

まず、平成24年要望第5号「適正な議員定数改革についての要望書について」採決いたします。

この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は「不採択」ですが、平成24年要望第5号「適正な議員定数改革についての要望書について」は採択することに賛成の方は、御起立下さい。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立少数」であります。よって、平成24年要望第5号は不採択とすることに決定しました。

次に、平成24年要望第7号「議会経費削減についての要望について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は「不採択」ですが、平成24年要望第7号「議会経費削減についての要望について」採択することに賛成の方は、御起立下さい。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立少数」であります。よって、平成24年要望第7号は不採択とすることに決定しました。

次に日程第3、発議第2号「那賀町議会議員定数条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 吉田行雄君。

〔吉田行雄議員、登壇〕

○吉田行雄議員 「那賀町議会議員定数条例の一部改正について」を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出をいたします。提出者 吉田行雄、賛成者 前耕造、連記かよ子、久川治次郎。

提案理由の説明を、朗読をもって代えさせていただきます。

「那賀町議会議員定数条例（平成21年那賀町条例第30号）の一部を、次のように改正する。本則中「16人」を「14人」に改める。附則、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。」

理由につきましては、合併後においても急速に人口の減少が進んでいること、また昨今の社会経済情勢に即し、議会の効率化と活性化を図るため、現行の定数より2名削減する。

以上でございます。

〔吉田行雄議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 この件に対してこれより質疑を行います。質疑はありますか。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 ただいまの議員定数の問題について、私は現状維持の方でございます。

今までずっと思案してきたのですが、竹下内閣のときにふるさと創生金というものを全市町村に配りました。数年するとそれは忘れました。また、これ合併することによっ

て合併特例債を出そうと、それにこれ町村民みんな飛び付きました。かなりお金をくれるということでしたが、それも数年すると町民はみんな忘れました。

そして、合併した時点で52名おりました。「議員削減して経費を浮かせ。」と町民はそう言ったのです。1億円近い削減になりました。それも忘れました。それで19人、今度また16人に減らしました。10百万円近い。それも町民の頭からは消えました。今度16名、これを14名にすると。

これいつまでたったら歯止めがかかるのですか。私は何としても那賀町をよくしたい。いろんな仲間と今回いろんな事業に取り組んでおります。何とかして残したい。そういう観点から、今の現状維持はすべきだと思っております。

以上です。

○大澤夫左二議長 今は質疑ですから、委員長に質疑があるのだったら委員長に答弁を求めてください。討論にね、まだなっておりますので。

○田中久保議員 反対します。賛成でなしに現状維持です。

○大澤夫左二議長 それは討論のときにやりますので、今質疑の時間ですから、討論のときにまた述べてください。

○田中久保議員 そうですか、すみません。

○大澤夫左二議長 ほかの質疑者、ございませんか。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、質疑いたしますが、昨年暮れにですね、「議会改革調査特別委員会」というのができまして、議会の改革を検討するという委員会であったのですが、その内容はですね、ほぼその定数問題に終始しまして、減らすか増やすか現状維持かというような議論でしかなかったかと思えます。

数を決めることはですね、これは形式を決めるものであって、具体的に今後その議会のあり方についてですね、中身を問うていく、どのような議会にしていくというようなことをですね、議員全員で考えていかなければならないというような中でですね、残りの任期はあと半年ほどであります。提案いただいた吉田議員はですね、どのように議会の内容の改革を考えられているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

(何ごとか呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 小休いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 再開

○大澤夫左二議長 再開します。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 提出者、吉田君。

[吉田行雄議員、登壇]

○吉田行雄議員 はい、柏木議員から提出者に対する質疑がございましたが、先ほどですね、私が発議をする前に委員長の方から、特別委員会の委員長の方からですね、今お尋ねの定数の件、またその他議会改革に関すること、報告のあったとおりでございます。

したがいまして、定数の件につきましてはですね、委員長の方から報告がありましたように賛成が多数であったということで、私はその旨を心に決めまして発議をしたわけでございます。

以上でございます。

〔吉田行雄議員、降壇〕

(柏木岳議員「ありがとうございました。」と呼ぶ)

○大澤夫左二議長 ほかになければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。発言ありませんか。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 先ほどは、誤解しまして失礼しました。申し訳ございません。

先ほど討論で述べたとおりでございますが。

(何ごとか呼ぶ者あり)

前か、前やな。

〔田中久保議員、登壇〕

慣れないもので。

先ほども申し上げたとおりでございますが、竹下内閣のときにふるさと創生金というものを全国民に配布しました。そのときも、数年たつとそのお金というものは、一時は喜んだのですが忘れてしまいました。また合併特例債、合併のときにそれで機嫌を取られて「こうすると何億円か浮くのですよ。合併特例債でお金が出るのですよ。」と、それにだまされてまた合併しました。すると、また何年かすると町民は忘れます。

今回も52人あるのは多すぎるでないかと、減らしたところ1億円ぐらい減ったのですよね。その当時は喜んで、それで今度また3人減らせと、19人にしました。19人で10百万円浮いてまた喜んだのです。今度16名、これまた2名減らせと。いつまでたったら、これあれなのですか。

私もそれは町民のときには「これ減らせや。役場の職員も減らせや。」と、そういう気持ちでおりました。ほやけど、この16人の中で町民の代表として議員生活をさせていただきまして、これほど16名になってこれほどえらい思いをするのはないです。何とかして那賀町に人口を残したい、増やしたい。そんな一念でいろんな模索をした結果、ある議員さん含め数名の方々と、試みとしてツムラ薬品の薬草というものを今回手がけております。みんなが何とかして戻って来てくれないかな、何とかしてこの仕事で活性化にならないかな、そういう気持ちで今回一生懸命やらせてもらっております。成功するかせんかは分かりません。しかしながら、那賀町をなんとかしたいということは、私は常に思っております。そういう観点から、今回は是非とも16名で、現状維持でいきたいと思っております。

以上です。

○大澤夫左二議長 ほかに討論者ございませんか。

○大澤夫左二議長 これでございますようなので、これで討論を終了いたします。

これより、起立により採決します。

発議第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。



〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立7名」であります。本採決の結果、起立者、要するにただいま採決の結果、「賛成・反対が同数」であります。したがって、地方自治法116条第1項の規定によって、議長が本件に対して採決いたします。

今、賛成・反対、この件について相半ばしたということは、大変、この問題がいかに重要な判断であるかということに、非常に重い、議長採決としても決裁としても感じております。ということは、まだこの那賀町の現状で、無論、議員削減することも改革の1つ、委員長も述べられましたように、改革をすることは内容の改革をすること、間断なくやっていかなければいけないことが多々あります。

議長採決をさせていただくに当たって、一言、私の方も、この非常に重たい採決でございますから、一言自分の決意を述べさせていただきますと、大変高齢化する中で、非常に人口の減少する中でも、政治的光の当たりにくい弱者の方が次第に増えております。こういうときに、議会の改革、その目的は、いかに政治的光をそういうところに当てるかというのが第一だと思えます。

また、議会そのものが非常に町の会計を圧迫しておるというようなことも、私はまだ認識いたしておりませんし、そういう諸々の重大な問題、今から決定しないといけなない災害に対する問題、林業再生に対する問題、少しでも町民の多くの方が代弁者としてその意見を行政に反映するという意味から、今回に限っては、現状維持の16名で町民から洗礼を受けるべきだと私は考えますので、大変重い議長採決ではありますが、定数削減については現状維持の16名とすることに議長は決定いたします。

発議第2号は、その結果「否決」と、発議第2号については「否決」と採決いたします。

以上であります。

日程第4、議案第52号「工事請負契約の変更について（平成24年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、議案第52号について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第52号は「工事請負契約の変更について」であります。「平成24年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事」について、山側切取り斜面の対策工において現場を精査したところ、対策を要する面積が増加したため、工事請負契約を増額し契約金額を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○大澤夫左二議長 内容の説明を建設課長に求めます。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 それでは、まず議案を読み上げさせていただきます。

「議案第52号、工事請負契約の変更について。次のとおり工事請負契約の変更をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年3月22日提出、那賀町長 坂口博文。

次のとおり工事請負契約を変更する。1. 契約の目的、平成24年度道整備事業 町道海川出原線改良工事。2. 契約の方法、変更契約。3. 契約の金額、増額9,643,200円、変更前68,932,500円、変更後78,575,700円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町木頭和無田字マツギ42番地1、株式会社小野組、代表取締役 小野恭補。」

変更の主な内容でございますが、当契約区間の施工延長は約140mで、山側への切取りによる幅員拡幅をするものでございます。実施に当たりまして、地形・地質等の現場精査によりまして、法面对策工の面積の増加に伴い、掘削土量について205m<sup>3</sup>、モルタル吹付工426m<sup>3</sup>、鉄筋挿入工47本、落石防護工92m<sup>2</sup>等の増加による増額変更でございます。

よろしく願いいたします。

- 大澤夫左二議長 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありますか。
- 久川治次郎議員 議長。
- 大澤夫左二議長 久川君。
- 久川治次郎議員 工事そのものちょっと関連質問ということでお願いしたいのですが、けれど、議長。
- 大澤夫左二議長 はい。
- 久川治次郎議員 実は、この工事につきましては現在進行形でありまして、実は一般住民の方からも、非常に工事されている方は一生懸命やっていたきよるのですけれども、全く通れないというようなことが再三聞かれます。というのは、工事の関係でシャットアウトをしておるのだらうと思えますけれども、やはりあの道は幹線道路でありますので、午前、午前というか、日に3回は通していただきたいというふうに要望があります。

このことにつきまして、課長の方、町の方から時間制限等々あるのでしょうかけれども、朝と昼・夜、通れるように1つ手配できないものか、1つお聞かせ願います。

- 平川恒建設課長 議長。
- 大澤夫左二議長 平川建設課長。
- 平川恒建設課長 そういった御意見は、かなり木頭支所の方からも伺っております。それで、できるだけ通行を確保しながらの工事としたいのですが、やはりやむを得ず、朝・昼・晩というのは、切取りの工程の途中で昼間に通すということはなかなか難しいことがありまして、朝と晩とということは、山側切取りの場合はできるだけ確保しまして通行をできるようなことにはしております。

それで、今後次のまた工区になるのですが、河川に、河川と言いますか、支川からの流れ出している部分のボックスを、ボックスと言いますか、その河川を渡る工事があるのですが、その部分については、期間はまだ、期間までは詰めておりませんが、その部分になりますと、全面通行止めをある程度の期間お願いするようになるかと思えますので、また周知徹底はしたいと思えます。

できるだけ通行を確保して進めていきたいのですが、やはり集中して早く完了させるように少しでも改良を進めたいので、御理解をよろしくお願いいたします。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 確かにあそこを利用する方もたくさんおいででありますので、なるべく交通に支障のないように1つお願いしたいと思います。

以上です。

○大澤夫左二議長 ほかに質疑はございませんか。

○大澤夫左二議長 これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。議案第52号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第52号は可決されました。

日程第5、「選挙管理委員選挙及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りします。この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦として行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、竹岡幸男さん、玉田九州子さん、中窪繁夫さん、中谷俊彦さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、青木紀男さん、田村文一さん、村田衛さん、福井美恵子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順位についてお諮りします。補充の順位は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思えます。御異議ございませんか。

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

日程第6、「議員派遣について」議題といたします。

お諮りします。本件については、会議規則第117条の規定によってお手元に配布のとおり議員を派遣したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

日程第7、「閉会中の継続調査について」議題といたします。

お諮りします。お手元に配布のとおり、各常任委員会・議会運営委員会の各委員長から、閉会中の継続調査並びに審査の申出があります。

本件は、これを各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査並びに審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、閉会中の継続調査並びに審査に付することに決定いたしました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

坂口町長の方から御挨拶がございます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 平成25年3月那賀町議会定例会、6日から本日までの17日間、49議案と、そして本日お願いを申し上げました追加1議案、計50議案全て御承認を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。執行に当たりましては、いただきました御意見また御提言を十分認識し、対応してまいりたいと思っております。

特に、本日も御意見をいただきました木造の公共建物、そしてまた今後那賀町産材を使って個人の住宅を施工していただくということにつきましては、町側としても最大限の支援をさせていただき、そして平成25年度からは町産材であるということの証明書を添付のことも検討いたしております。

そういった中で、公共建物につきましては、特に那賀町産材の有効活用ということで、いろいろと事前対応すべきところについては事前に対応をしっかりとまいりたいと思っておりますので、また議会の皆さん方の御協力をお願い申し上げ、今議会の全議案御承認いただいたことに対してのお礼の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○大澤夫左二議長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る3月6日に開会以来本日までの17日間、議員各位の熱心な御審議をいただき、ここに閉会を迎えることになりました。これもひとえに各位の御精進のたまものであり、心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

特に、本日は、かつて私も長い議員生活の中で経験のしたことのない、議長採決とい

う非常に重い採決をさせていただきました。この件につきましては、何とぞ皆様方、各議員諸侯の方はもちろん、町民の方に対しましてもお願い申し上げますが、なにとぞこの採決に至ったことを深く御理解いただき、またこれからも順次いろんなお問い合わせにも答えていきたいと思いますが、特に委員長報告にもありましたが、議会改革については、即手が付けてできるもの、長期的なものもありましようが、迅速になにとぞまた改革を進められますことを期待いたします。

以上をもって閉会の議長の挨拶とさせていただきます。

これをもって、平成25年3月那賀町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

午前11時37分 閉会

(地方自治法第123条第2項の規定による署名)

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_